

平成20年第3回定例会

# 大多喜町議会会議録

平成20年 9月18日 開会

平成20年 9月25日 閉会

大多喜町議会

## 平成20年第3回大多喜町議会定例会会議録目次

### 第1号（9月18日）

出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者.....	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	1
議事日程.....	1
開会及び開議の宣告.....	4
町長あいさつ.....	4
諸般の報告.....	6
会議録署名議員の指名.....	9
会期の決定.....	9
報告第1号の上程、報告.....	9
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	11
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	13
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	15
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	16
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	18
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	20
答弁保留の答弁.....	23
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	23
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	24
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	27
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	28
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	29
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	48
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	51
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	53

議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	55
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	60
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	61
請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	63
請願第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	65
休会について.....	68
散会の宣告.....	68

## 第 2 号 ( 9 月 1 9 日 )

出席議員.....	69
欠席議員.....	69
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者.....	69
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	69
議事日程.....	70
開議の宣告.....	71
認定第 1 号から認定第 8 号の一括上程、説明.....	71
会議時間の延長.....	121
散会の宣告.....	131

## 第 3 号 ( 9 月 2 5 日 )

出席議員.....	133
欠席議員.....	133
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者.....	133
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	133
議事日程.....	134
開議の宣告.....	135
認定第 1 号から認定第 8 号の質疑、討論、採決.....	135
日程の追加及び順序の変更.....	184
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	184
一般質問.....	185

藤 平 美智子 君.....	185
志 関 武良夫 君.....	189
小 高 芳 一 君.....	190
有 家 功 君.....	199
野 中 眞 弓 君.....	206
閉議及び閉会の宣告.....	220
署名議員.....	223

大多喜町第3回定例会

(第1号)

平成20年第3回大多喜町議会定例会会議録

平成20年9月18日(木)

午前10時00分 開会

出席議員(12名)

1番	藤平美智子君	2番	野村賢一君
3番	野口晴男君	4番	小高芳一君
5番	正木武君	6番	江澤勝美君
7番	野中眞弓君	8番	志関武良夫君
9番	有家功君	10番	斎藤守君
11番	君塚義榮君	12番	小倉明德君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	田嶋隆威君	副町長	酒井太門君
教育長	田中啓治君	代表監査委員	秋山嘉道君
総務課長	君塚良信君	企画商工観光課長	森俊郎君
税務住民課長	岩瀬進君	農林課長	角田健一君
建設課長 水道室長	浅野芳丈君	健康福祉課長	苅米與正門君
環境生活課長	塩田常夫君	子育て支援課長	磯野勝廣君
自動車学校長	中村勇君	特別養護老人ホーム所長	岩瀬鋭夫君
教育課長	渡辺嘉昭君	会計室長	岩佐秀樹君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	鈴木朋美	副主査	小倉光太郎
------	------	-----	-------

## 議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 継続費精算報告書について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 大多喜町オフトーク通信センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6号 大多喜町ふるさとづくり寄附条例の制定について
- 日程第 11 議案第 7号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 8号 大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 9号 大多喜町の字の区域の変更について
- 日程第 14 議案第 10号 大多喜町の字の区域の変更について
- 日程第 15 議案第 11号 平成20年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 16 議案第 12号 平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 17 議案第 13号 平成20年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 18 議案第 14号 平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 19 議案第 15号 平成20年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 20 発議第 1号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 発議第 2号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

日程第 2 2 請願第 1 号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を  
求める請願

日程第 2 3 請願第 2 号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（小倉明德君） ただいまの出席議員は12名です。したがって、会議は成立しました。

これより、平成20年第3回大多喜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎町長あいさつ

○議長（小倉明德君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（田嶋隆威君） それでは、ごあいさつ申し上げます。

本日は、平成20年第3回大多喜町議会定例会が開催をされましたが、議員各位にはご健勝にて全員のご出席をいただき、まことにご苦労さまでございます。

日ごろは、町の事業推進に当たりまして、何かとご理解とご協力をいただいておりますことをこの席をおかりして厚く御礼を申し上げる次第であります。

初めに、行政報告であります。お手元の資料でご承知を願いたいと思います。この報告書に入っておりませんが、実は昨日17日でございますが、100歳の敬老祝いで県の出先機関と一緒にお祝いに伺いました。

大多喜町で4名、現在元気でいらっしゃいました。うち2名が男性でございます。1名は三又の麻生郁夫さんのお父さん、麻生馨さん、来年3月で満100歳ということでございます。いま一人は老川の葛藤の前田商店、上岡さん、この方も100歳ということで、いずれも元気で出迎えて対応していただきました。

あと2名は女性でございますが、小土呂の早野さん、これは国吉病院の早野さんのお母さんでありますけれども、国吉病院のシルバーハピネスへ入っておられます。これもお話ができるほど、車いすで元気でございました。いま一人は下大多喜高谷の吉野さん、この方も非常に100歳と思えない元気な方で、家の中をつえをつかずに歩いておられるということで、非常に高齢者が元気で活躍しているなということをつくづく感じました。

ちなみに、ここにも一部書いてありますけれども、9日と12日と2回、私95歳以上のお年寄りを敬老訪問いたしましたけれども、元気な方、お家にいる方のみということで30名いらっしゃいました。いずれも元気で現役顔負けのすばらしい人もいらっしゃいました。特に男

性が多いのが目立っているわけでありますけれども、そういう点で非常に高齢化社会、その名のおり高齢化、特に古い人ほど強い人が多いのかなという感じをいただきました。あわせてご報告をさせていただきます。

本日は、平成19年度の一般会計、また各特別会計及び各企業会計の決算の概要を、制度改正によりまして9月議会で説明をするということに相なりましたので、その概要を報告させていただきます。今までは12月議会で報告いたしております一般会計、各特別会計決算を今定例会に提出するというので、概要説明をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法は、自治体財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を目的に、平成19年6月に公布をされまして、財政健全化に関する指標については、平成20年4月1日から施行をされました。

一般会計等の財政健全化の判断は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標でございまして、また公営企業会計の経営の健全化の判断は、資金不足比率をもって見ることとされました。財政健全化法におきます指標は、監査委員の審査、議会への報告、住民への公表などを行いまして、本年9月中に知事へ報告することとされておりますので、今まで12月に報告しておりました一般会計及び特別会計の決算を、この定例会に提出をするものでございます。

それでは、平成19年度各会計の決算概要でございしますが、初めに一般会計の決算についてでございますが、歳入総額46億494万円、歳出総額が43億9,180万6,000円、歳入歳出差し引き額は2億1,313万4,000円となりまして、これから平成20年度予算に繰り越しをした額1,785万円を差し引いた実質収支額は1億9,528万4,000円となりました。

次に、鉄道経営対策事業基金特別会計決算についてでございますが、歳入歳出ともに1億4,975万2,000円、歳入歳出の差し引き額はございません。

次に、国民健康保険特別会計決算でございますが、歳入総額は14億4,183万2,000円、歳出総額13億6,664万1,000円、歳入歳出差し引き額は7,519万1,000円、翌年度への繰越額はなく、実質収支額も同額でございます。

次に、老人保健特別会計決算でございますが、歳入総額12億9,243万2,000円、歳出総額13億528万4,000円、歳入歳出差し引き額は1,285万2,000円の赤字となりました。この歳出に対します歳入不足額は、平成20年度歳入繰上充用金により補てんをいたします。また、介護保険特別会計決算では、歳入総額7億4,417万円、歳出総額7億2,842万5,000円、歳入歳出差し引き額は1,574万5,000円、翌年度への繰越額はなく、実質収支額も同額でございます。

次に、特別養護老人ホーム、特別会計決算でございますが、歳入総額 3 億 2,593 万 2,000 円、歳出総額 3 億 253 万円、歳入歳出差し引き残額は 2,340 万 2,000 円、翌年度への繰越額はなく、実質収支額も同額でございます。

次に、水道事業会計決算でございますが、事業収益 4 億 8,640 万 9,000 円、水道事業費用 4 億 8,890 万 8,000 円で 249 万 9,000 円の赤字となりました。また、資本的収支 3,028 万 5,000 円、資本的支出 1 億 6,227 万 3,000 円で 1 億 3,198 万 8,000 円の赤字となりました。この資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 3,198 万 8,000 円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

次に、自動車学校事業会計でございますが、自動車学校事業収益 1 億 5,807 万 5,000 円、自動車学校事業費用 1 億 7,700 万 8,000 円で 1,893 万 3,000 円の赤字となりました。資本的支出 360 万 2,000 円で資本的収入がありませんので、この額は当年度の損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

次に、財政健全化法におきます指標でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当はございません。実質公債費比率は 8.8%、将来負担比率は 106.5%、また水道事業会計及び自動車学校事業会計の資金不足比率はそれぞれ該当はございません。

以上のとおり、健全化または経営の健全化の指標は、それぞれ健全化基準の範囲内となっておりますが、詳細につきましては、後日担当課長から説明をさせていただきます。

本日の会議でございますが、専決の承認 1、条例の制定 8、字区域の変更 2 件、補正予算 5 件でございます。何とぞ十分ご審議賜りますようお願いを申し上げ、ご承認、ご可決くださいようお願いを申し上げ、ごあいさつにかえさせていただきます。

本日はご苦労さまです。

○議長（小倉明德君） これで行政報告を終わります。

---

### ◎諸般の報告

○議長（小倉明德君） 次に、諸般の報告であります。第 2 回議会定例会以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち組合議会については、関係議員からご報告を願います。

初めに、第 2 回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会関係について、10 番、斎藤守さんをお願いします。

○10 番（斎藤 守君） それでは、ご報告を申し上げます。

8月28日、勝浦市役所4階の会議室におきまして、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の定例議会がございました。

上程されました議案は5件でございます。

最初に、平成19年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計の歳入歳出決算認定についての議案がございました。配付された議案のとおりでございます。原案どおり可決となっております。

続きまして、19年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合外房線複線化事業特別会計歳入歳出決算認定に関するものでございます。これにつきましても、同じ資料の中に閉じ込んでございます。そのとおり、原案どおり可決されております。

続きまして、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてございましたが、原案どおり可決されております。

続きまして、財産の取得について提案されまして、これは御宿分署に水槽付消防ポンプ自動車購入の件でございます。契約金額が3,171万円で、原案どおり議決をされております。

続きまして、平成20年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算でございますが、主な内容は、消防防災施設強化事業県補助金の採択による財源の組み替え及び落雷による清澄山無線基地局無線装置一式修繕の補正であり、歳入歳出予算においては、既定予算を1,890万円を増額し、予算総額20億8,667万6,000円にしようとするものであり、歳出予算においては、消防費に修繕料として1,890万円を追加しようとするものでありまして、これに対する財源として、諸収入1,890万円を追加し、財源の組み替えとして繰越金295万円、組合費2,620万円を追加加算し、県支出金2,915万円を減額しようとするものであり、原案どおり可決されました。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） ご苦労さまでした。

次に、国保国吉病院組合議会関係について、9番、有家功さんをお願いします。

○9番（有家 功君） それでは、ご報告を申し上げます。

去る9月10日に国保国吉病院組合議会が招集をされました。臨時議会の招集であります。本町から野村議員、そして藤平議員、私と3名が出席をいたしました。付議されました案件につきましては、1件であります。お手元に配付されております平成20年度国保国吉病院組合事業会計補正予算であります。

お手元に配付されました資料のとおりでありますけれども、この内容につきましては建設

の改良に伴いまして、お金がかかるということで補正をされたわけでありましたが、その財源につきましては、ほとんど計画をされておりました固定資産の購入費、その中から組み替えをしたいということでの提案でありました。これにつきまして、全員一致で賛成をし、可決をしたわけであります。

以上であります。

○議長（小倉明德君） ご苦労さまでした。

次に、私のほうから千葉県後期高齢者医療広域連合議会関係について報告いたします。

なお、議長席にて報告させていただくことをお許しいただきたいと思います。

去る8月8日、招集されました千葉県後期高齢者医療広域連合第1回臨時会に出席したので、その概要をご報告いたします。

まず、米持議長の辞職に伴う議長選挙が執行され、千葉市議会議長の中島賢治さんが議長に当選されました。

会期は1日とし、（1）広域連合副連合長の選任、（2）連合職員の給与条例の一部改正に係る専決処分、（3）千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議に伴う専決処分、（4）千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正、（5）地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定、（6）平成20年度広域連合一般会計補正予算（第1号）、（7）平成20年度広域連合特別会計補正予算（第1号）の7議案が提出されましたが、私は当日体の不調のために会議の途中で退席させていただきました。

なお、退席するまでの各議案は原案のとおり可決され、そのうち広域連合副連合長の選任については、田嶋隆威町長が原案のとおり選任されました。

また、会議退席後の議案及び追加日程で提出された後期高齢者医療制度に対する国、県の広域連合に対する財政支援の要望、被保険者への制度内容を十分知らせるよう市町村へ働きかけることの要望、市町村の国保運営協議会に相当する諮問機関の設置に係る要望などの陳情については会議録の送付がされ、議案についてはすべて原案のとおり可決され、陳情については不採択とされたとのことであります。

以上、報告とさせていただきます。

次に、監査委員から例月出納検査結果の報告がありました。お手元の配付の印刷物によりご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（小倉明德君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長より指名します。

4番 小 高 芳 一 さん

5番 正 木 武 さん

をお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長（小倉明德君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの8日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月25日までの8日間とすることに決定しました。

---

◎報告第1号の上程、報告

○議長（小倉明德君） 日程第3、報告第1号 継続費精算報告書について、報告願います。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号 継続費精算報告書について。

平成19年度大多喜町一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告します。

内容を説明いたしますので、次の2ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度大多喜町一般会計継続費精算報告書、これは防災無線の関係でございますが、平成18年度から19年度にかけて、既に整備、事業が完了いたしました年度ごとの事業費が確定いたしましたので、地方自治法の規定により精算内容を報告するものでございます。

精算内容の報告であります。款8消防費、項1消防費、事業名、防災無線整備事業、全

体計画の年割額でございますが、18年度で1億4,992万6,000円、19年度2億4,521万3,000円、隣になりまして、実績の欄の支出額でございますが、18年度で8,830万2,900円、19年度で1億1,826万1,500円、年割額と支出済との差であります、18年度で6,162万3,100円、19年度で1億2,695万1,500円、支出済の合計額で1億8,857万4,600円でございます。

以上で報告を終わります。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（磯野勝廣君） それでは、4ページをお開きください。

初めに、提案理由を申し上げます。

本案は、児童クラブの位置の改正でございますが、児童クラブつくしの活動場所をつぐみの森保育園内で実施してまいりましたが、このたび西畑小学校の教室を再度借用することが可能となりました。そこで、送迎バスの利用も不要となるなど、合理的に進める上でも2学期当初からの移動が適切であったため、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により8月27日に専決処分をいたしました。同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、本文についてご説明いたします。

大多喜町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成13年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表児童クラブつくしの項、位置の欄中「大多喜町中野260番地」を「大多喜町松尾277番地」に改める。

附則、この条例は平成20年9月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小倉明德君) 異議なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉明德君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

大分暑くなってきていますから、上着をとってもらっても結構ですから。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小倉明德君) 日程第5、議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(君塚良信君) それでは、5ページになります。

議案第1号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

内容の説明に入る前に提案理由をご説明申し上げます。

平成20年6月18日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、9月1日から施行されました。改正の概要でございますが、まず議会活動の明確を図るため、議会は会議規則を定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができることを新たに定めました。

次に、議員の報酬の支給方法に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めることとしたものでござ

います。

改正の概要といたしましては、以上の2項目でございますが、これによりまして、町の例規の改正の必要が生じたので、提案させていただくものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

第1条、大多喜町議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14条の規定により」を「第100条第14項及び第15項の規定に基づき」に改める。この改正は地方自治法100条第12項から第18項までが1項ずつ繰り下げされたことに伴いまして、これを引用している条例の項の番号を改めるものでございます。

次に、第2条、大多喜町特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大多喜町特別職給料等審議会条例。この改正は現在の審議会の名称の中に使用されています報酬等は、議員報酬並びに町長及び副町長の給与の総称をしているため、今回の地方自治法の改正に伴い、改正の必要が生じたので、条例の題名を「大多喜町特別職報酬等審議会条例」から「大多喜町特別職給料等審議会条例」に改めるものでございます。

次に、第1条中「大多喜町特別職報酬等審議会」を「大多喜町特別職給料等審議会」に改める。第2条中「町議会の議員の報酬」を「町議会議員の議員報酬」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉明德君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小倉明德君) 日程第6、議案第2号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(君塚良信君) 次は7ページになります。

議案第2号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

内容の説明に入る前に、提案の理由を説明させていただきたいと思います。

公益法人制度の抜本的な改革を目指し、平成18年6月2日に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律のほか、関連する2つの法律が公布され、平成20年12月1日から施行されますが、これらの法律が制定されました背景といたしましては、従来の公益法人制度では監督官庁制度の弊害や、設立許可を受けるための規制の多さなどから、多種多様な民間団体が公益または非営利的な役割を担おうとする現在の社会情勢に合わなくなっている一方で、一連の行政改革の流れの中で、簡素で効率的な行政を実現するための受け皿といたしまして、民間団体が今後さらに公益事業を担っていくことを期待されていることが挙げられます。

新しい制度では、民間の団体が自主的に活発に行動できる体制の構築を目指して、社団または財団について、一般社団法人または一般財団法人として広く法人格の取得を認めることとしたものでございます。

この新しい制度の柱となりますいわゆる公益法人制度改革関連3法の施行に伴いまして、町の条例の一部について改正の必要が生じたので、提案させていただくものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

第1条、大多喜町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成7年条例第23号）の一部を次のように改正する。下の条文は省略をさせていただきます。

この改正でございますが、認可地縁団体についての規定は、これまで地方自治法第260条の2第15項において、民法の規定の多くが準用されておりました。今回の改正によりまして民法のこれらの規定が削られ、地縁団体に関する規定は、新設された地方自治法260条の3から260条の39までにおいて、具体的に定められることになりました。

これに伴いまして、これらの条例中の民法の規定を準用することとした部分について、新たに規定された地方自治法の規定に改めるものでございます。

第2条、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例。

この改正は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の中で、公益法人が公益的法人に改められたことに伴いまして、条例の題名を改正するものでございます。

次に、第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第3条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

次に、4条でございますが、大多喜町墓地等の経営の許可等に関する条例（平成12年条例第43号）の一部を次のように改正する。

この改正は、社団または財団の設立根拠とされております民法第34条が削られまして、従来の社団または財団は、一般社団法人または一般財団法人として存続されたことに伴い、許可の基準等を定めた第6条第1項、第2号の該当部分について改正するものでございます。

附則、この条例は平成20年12月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番君塚さん。

○11番（君塚義榮君） 8ページの公益法人等、それが改正になりまして今度は公益的に変わるわけですね、一字追加されるわけです。その追加されたことによって、内容的にはどのような違いがあるんですか。

○議長（小倉明德君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 確かに「公益的法人等への職員」に改めるわけではありますが、この辺は具体的なちよっと内容について明言がですね、なかなかわかりにくいところでありましてけれども、もう少し具体的なことについては後ほどちよっと調べさせていただいて、ご報告させていただきたいと思います。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第7、議案第3号 大多喜町オフトーク通信センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、9ページをお開きいただきたいと思います。議案第3号。

大多喜町オフトーク通信センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

内容の説明に入る前に提案理由をご説明いたします。

オフトーク通信につきましては、本年3月31日をもって防災行政無線に移行いたしましたので、これに伴いまして条例の廃止をお願いするものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

大多喜町オフトーク通信センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

大多喜町オフトーク通信センターの設置及び管理に関する条例（平成5年条例第3号）は、廃止する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第8、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

提案の理由は、先ほど議案第1号と同様に、地方自治法の一部改正に伴う条例の改正が主なものでございますが、このほかに町民の総合的な健康づくり対策を進めるために設置することとした大多喜町健康づくり推進協議会委員につきまして、非常勤特別職の報酬を定めた本条例に加える改正をあわせて行うこととし、提案させていただくものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

第1条中「第203条第5項の規定による」を「第203条の2第4項の規定に基づき」に改め、「議会の議員を除く。」を削り、「、同条第3項の規定に基づく費用弁償及び」を「及び費用弁償の額並びに」に改める。

この改正は地方自治法の一部改正により、議員の報酬について他の行政委員会の委員等の報酬と分離して新たに規定されたことに伴いまして、地方自治法を引用している条文について、所要の改正を行うものでございます。

次に、別表職名欄という「特別職報酬等審議会委員」を「特別職給料等審議会委員」に改め、同表に次のように加える。大多喜町健康づくり推進協議会委員、報酬額が6,200円。

この改正は、先ほど議案第1号による条例改正の中で、大多喜町特別職報酬等審議会を大多喜町特別職給与等審議会に改めましたが、この改正に伴い、非常勤特別職の報酬を定めた別表の中の委員の名称を改めるとともに、大多喜町町民総合的な健康づくり対策を推進するため、大多喜町健康づくり推進協議会を設置することとし、この委員に対する報酬額等について新たに条例に加えたものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 大多喜町健康づくり推進協議会というのは、条例が昭和57年にできているように例規集にあったような気がします。もし間違いでしたら申しわけありません。そうすると、今まで27年間、この報酬についてはどういうふうに扱っていたんでしょうか。

○議長（小倉明德君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） では、ご質問に対しまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、ご質問にもございましたように、昭和57年に規約が制定をされておりましたけれども、平成17年3月に次世代育成対策地域行動計画が策定されまして、母子保健福祉計画もこの中に統合されたこと。また、行財政改革の中で各委員会及び報酬等の見直しがございましたので、そういうことを踏まえ、平成17年度よりこの委員会につきましては開催をしておりませんでした。なお、その間につきましては、その他委員ということで報酬は出しておりました。

以上です。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第9、議案第5号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定

についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（岩瀬 進君） 13ページをお開きください。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が平成20年4月30日に公布され、この法律の改正に伴い、6月の定例会で関連する大多喜町税条例の一部を改正いたしました。

この改正により、控除対象寄附金の範囲が拡大されましたが、住民税は町民税と県民税を同時に税額計算処理するため、千葉県と同様に寄附金税額控除が受けられるよう対象法人の特定を千葉県県税条例と同一となるよう改正しようとするものでございます。

次に、改正内容についてご説明をさせていただきます。

大多喜町税条例（昭和30年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第34条の7は、寄附金税額控除の規定で、第1項第3号から第12号までは所得税の寄附金控除の対象から国及び政治活動への寄附金を除いた学校法人や社会福祉法人及びNPO法人などへの寄附金が控除の対象となっておりますが、このうち県内に主たる事務所または事業所を有する法人、または団体などに特定するように改めるものでございます。

次のページになりますが、附則第1条、この条例は平成21年4月1日から施行する。

適応区分、第2条、改正後の大多喜町税条例第34条の7第1項第3号から第5号までの規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する寄附金について適用する。

以上でご説明を終わります。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉明德君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小倉明德君) 日程第10、議案第6号 大多喜町ふるさとづくり寄附条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長(森 俊郎君) それでは、15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号。大多喜町ふるさとづくり寄附条例を次のように制定する。

内容の説明に入る前に提案理由をご説明いたします。

先般の全員協議会でも制定の理由並びに条例案及び施行規則案についてご説明をいたしました。税制度の改正によりまして、個人住民税、いわゆるふるさと納税制度が創設をされましたが、この制度はふるさとを応援したいという納税者の方々の思いを実現するため、市町村や都道府県に寄附した場合、個人住民税や所得税を一定限度まで控除する仕組みでございます。

この制度のもと、ふるさとへの思いと大多喜町へのまちづくりへの共感を持つ人々が、地域づくりへ参加できるよう寄附金をもとにした基金を設置いたしまして、この基金を財源として寄付者の社会的投資を具体化することによりまして、個性豊かなまちづくりを推進するため条例制定をお願いするものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

大多喜町ふるさとづくり寄附条例。

(目的)

第1条、この条例は、近世以降城下町として房総の政治、経済、文化の中心をなし、「城と緑とやさしさに彩られた生命輝くよろこびのまち・大多喜」をキャッチフレーズとして豊かな自然環境を次の世代に継承するとともに住み・働き・集う社会を実現するため、ふるさ

とへの思いと大多喜町のまちづくりへの共感を持つ人びとが、地域づくりへ参加できるよう寄附金による基金を設置し、寄附金を財源として寄附者の社会的投資を具体化することにより、多様な人びとの参加による個性豊かなふるさとづくりを目指すことを目的とする。

(寄附金の使途指定等)

第2条、寄附者は、自らの寄附金を町長が別に定める事業のうち、いずれに充てるかをあらかじめ指定できるものとする。

2項、この条例に基づいて収受した寄附金のうち前項に規定する事業の指定がないものについては、まちづくりの課題に応じて、町長が当該事業の指定を行うものとする。

(基金の設置)

第3条、寄附者から収受した寄附金を適正に管理運用するため、大多喜町ふるさと基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金への積立て)

第4条、基金として積み立てる額は、予算で定める。

2項、寄附金の額に相当する額は、基金に積み立てるものとする。

(基金の管理)

第5条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の運用益金の処理)

第6条、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第7条、基金は、その設置の目的を達成するため、町長が別に定める事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第8条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第9条、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則、この条例は平成20年10月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 9条なんですけれども、この条例の施行に関し、必要な事項を別に定める。これは10月1日からですから、もう既に要綱はできているのでしょうか。

○議長（小倉明德君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 先般の全員協議会でも、条例だけでは中身の大半がわからないということで、たしか条例施行規則案を皆さん方にお渡ししたと思いますが、その中でお示ししてございます。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前11時01分）

---

○議長（小倉明德君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時13分）

---

### ◎答弁保留の答弁

○議長（小倉明德君） 先ほど議案第2号で11番、君塚さんから質疑がありました件について、総務課長から答弁があります。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 先ほどの君塚議員さんから質問ありました公益的と「的」が入っていないのはどうかということでございますけれども、今回の改正の趣旨を簡単に申し上げますと、この公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正を伴う関係でございますが、この関係につきましては、公益法人等への一般職の地方公務員派遣等に関する法律の改正では、確かに公益法人を公益的法人と定めたところでありまして、公益法人が公益的法人と改められましたのは、公益法人認定法という規定がありまして、その中に公益法人、あるいは公益社団法人あるいは公益財団法人というのがありますので、これを区別するために改正したというふうに解釈されております。

ほかにもまた一般的には多少、「的」というものがつきましましたので、一般独立行政法人なんかもこういう「的」のほうに含まれて、ある面では解釈も広くされたのかなということでございます。

以上でございます。

---

### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第11、議案第7号 大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） それでは、説明いたします。

17ページをお開きいただきたいと思います。

説明に入る前に提案理由を申し述べさせていただきたいと存じます。

当該条例の第3条におきましては、住宅に困っている方々、あるいはそういった方々の募集をするわけでございますが、その募集に当たりまして、広告媒体を使用するようになっております。

改正前でございますけれども、オフトーク、掲示板等の掲示、あるいは町の広報、この3つによりまして、そのうちの2つを介して募集をするということになっております。

ご案内のとおり、オフトークにつきましては、防災行政無線にかわったということでございますので、今回の改正をさせていただきたいということでございます。

それでは、説明をさせていただきます。

大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

（1）防災行政無線。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第12、議案第8号 大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（磯野勝廣君） 19ページをお開きください。

初めに、提案理由を申し上げます。

大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成事業は、千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領に基づいており、事業費の2分の1が補助金として公布されます。

県では、このたびこの実施要領を改正いたしましたので、本庁においてもこの改正を受けて条例改正を行いたく提案するものでございます。

主な内容は、後期高齢者医療制度の開始や障害者自立支援法の施行に伴う改正、また助成対象を変更し、自己負担分を改正しようとするものでございます。

それでは、本文についてご説明申し上げます。

大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

この改正点は児童に父母がいない場合などで、祖父母等が監護する場合について従来運用で助成対象としていましたが、条文に明記することにより助成対象を明確にしようとするものでございます。

第3項、この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（1）児童の父若しくは母又は児童の父母がない場合若しくは児童の父母が監護しない場合で祖父母その他の養育者が、次のいずれかに該当するときの当該父若しくは母又は養育者及び児童。

次のアから次の20ページ、カまでは改正はございませんので、省略させていただきます。

（2）児童の父母がない場合又は児童の父母が監護しない場合で祖父母その他の監護者が養育するときの児童。

第3条第1項を次のように改める。

医療費等助成金の支給対象者（以下「受給資格者」という。）は、ひとり親家庭の父母等であって、町内に住所を有し、かつ、次に掲げる法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

これにつきましては、受給資格者の要件としての保険加入であります。1号から6号までは変更なく、次に後期高齢者医療制度の開始により、（7）高齢者の医療の確保に関する

法律（昭和57年法律第80号）を新たに加えようとするものでございます。

次の行になりますが、第3条第2項第3号中「施設に入所している」を削るとありますが、これは障害者自立支援法の施行に伴い、障害児施設に利用契約によって入所している児童については、医療費の自己負担が発生していることから、本事業の対象者に加えるものでございます。

つまり、改正前は除外規定として施設に入所しているという条文が入っているため、これを削ることにより本事業に該当させるものでございます。

次の行になりますが、第5条は助成の範囲を定めたものです。

下から9行目の右側になりますが、同条第1項第5号中「1日につき300円」を「入院時食事療養費標準負担額及び生活療養標準負担額」に改めとあります。これは入院1日につき300円を受給者の自己負担としておりましたが、これを助成対象に含めることとしますが、入院時食事療養費標準負担額及び生活療養標準負担額は助成対象から除外し、自己負担としようとするものでございます。

ほかは条文の整理でございます。

附則、この条例は平成20年10月1日から施行し、改正後の大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第3条第1項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第13、議案第9号 大多喜町の字の区域の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（角田健一君） それでは、議案第9号 大多喜町の字の区域の変更について、21ページをお開きください。

まず本文に入る前に提案理由のご説明をさせていただきます。

平成11年度に採択をされました県営中山間地域総合整備事業西老地区の百鉢工区ですけれども、この圃場整備は平成16年度から平成18年度の3年間の事業によりまして、7.3ヘクタールの面工事の完了を見たところでございます。

これによりまして、当該施行区域内の異なる字区域が変更することになりましたことから、当該施行区域内の地形に見合った字区域に変更したいとするものでございます。

変更の内容でございますが、従前地の大字及び字を再編したいための変更でございます、別冊調書に新旧の大字を対照し、これにかかわります地番を22ページに記載してございますので、ご高覧をいただければと存じます。なお、参考までに本工区に係ります筆数を申し上げますと、従前地で126筆、換地後は36%ほどになりますけれども、46筆の地番がつく予定でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町の字の区域の変更について。

土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業西老地区百鉢工区）の施行結果、土地改良法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から、別記変更調書のとおり字区域を変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小倉明德君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉明德君) 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉明德君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小倉明德君) 日程第14、議案第10号 大多喜町の字の区域の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農林課長。

○農林課長(角田健一君) 議案第10号の大多喜町の字の区域の変更について。

23ページをお開きください。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

平成11年度に採択されました県営中山間地域総合整備事業、西老地区の筒森工区ですけれども、圃場整備が平成17年、18年度の2カ年にわたりまして、3.3ヘクタールの面工事が完了を見たところでございます。

これによりまして、当該施行区域内に異なる字区域の変更が生ずることになりましたから、変更をお願いするものでございます。

変更の内容でございますが、従前地の大字、字を再編いたしたいための変更でございます。別冊調書に新旧大字を対照し、これにかかわります地番を24ページに記載してございますので、ご高覧いただければと存じます。

なお、参考までに本工区にかかわります筆数を申し上げますと、従前地で45筆、換地後は

57%ほどになりますが、26筆の地番がつく予定でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町の字の区域の変更について。

土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業西老地区筒森工区）の施行の結果、土地改良法第54条第4項の規定により換地処分公告があった日の翌日から、別記変更調書のとおり字区域を変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第15、議案第11号 平成20年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、25ページをお開きいただきたいと思います。

議案第11号 平成20年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）

平成20年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億714万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,942万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

次に、30ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2表の地方債の補正であります。追加起債の目的といたしましては、公共土木施設災害復旧事業債で、限度額として新たに180万円を計上するものでございます。内容といたしましては、町道伊保田地先の災害復旧に対応するものでございます。

次に、事項別明細書によって説明いたしますので、33ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、款12分担金及び負担金、目2衛生費負担金、補正額3万6,000円でございますが、これは火葬場運営費増に伴ういすみ市負担分であります。目5給食費負担金、補正額247万3,000円の減額であります。人事異動に伴う給与減が生じたので、これに伴ういすみ市の負担分の減額でございます。

目7土木費負担金、補正額49万6,000円でございますが、これは上瀑橋に電線添架の工事を行う東電からの負担金でございます。

款13使用料及び手数料、目5土木使用料、補正額307万9,000円、道路占用料の見込み増によるものでございます。

款14国庫支出金、目2公共土木施設災害復旧工事費国庫負担金、補正額361万9,000円、町道災害復旧工事に伴う国庫負担金でございます。

次に、34ページになります。

目3土木費国庫補助金、補正額3,630万円、これは街なみ環境整備事業の補助金の組み替えと、町道湯倉西部田線、湯倉トンネルの修繕工事に伴う地方道路整備臨時交付金でございます。工事費の約55%となっております。

款15県支出金、目1衛生費県補助金、補正額33万4,000円、生活習慣病予防対策支援事業が補助対象になったものでございます。

款18繰入金、目1ふるさと創生基金繰入金6万6,000円でございますが、小田代集会施設改修による繰り入れでございます。

目4水道事業会計繰入金21万4,000円、上瀑橋水道管添架による水道事業会計からの繰り入れでございます。

次は、下の35ページになりますけれども、款19繰越金、目1繰越金、補正額6,135万6,000円、今回の補正に要する一般財源に前年度からの繰越金を充当計上するものでございます。

款20諸収入、目2雑入、補正額231万9,000円でございます。内容につきましては、説明欄のとおりでございます。

款21町債、目4災害復旧工事180万円、公共土木施設災害復旧工事に充てるものでございます。

以上が歳入であります。次に歳出について説明いたしますので、36ページをお開きいただきたいと思っております。

それでは、歳出の説明をいたしますが、このたびの歳出補正の中に、各項目に当たりまして人件費の補正がございます。この主な補正理由といたしましては、本年4月1日付で人事異動がございまして、当初予算に対しまして各項目間に増減が生じておりますので補正が必要になりました。したがって、各項目間での人件費の説明は割愛させていただきたいと思っております。

### 3、歳出

款1目1議会費、補正額10万6,000円、人件費の減額補正であります。

款2総務費、目1一般管理費、補正額254万1,000円、これも人件費の補正でございます。

目4会計管理費、補正額16万4,000円、これは会計室における事務用品及びパソコンバンク導入負担金であります。

目5財産管理費、補正額108万2,000円の減額であります。

主なものといたしましては、役場庁舎建設基本設計費を減額いたしまして、プロポーザル方式導入による報償費を計上いたしました。

11の需用費につきましては、役場の冷温水器の修繕費でございます。

節15工事請負費につきましては、薬草園のエアコン修繕工事の執行残であります。

節18の備品購入費につきましては、役場町民相談室のエアコンの購入であります。

目6企画費、補正額413万8,000円、人件費のほか燃料代の補正となっております。

下の37ページになりますけれども、目8諸費補正額33万2,000円、小田代の塚越集会施設

改修の補助金でございます。

款 2 総務費、目 1 税務総務費、これは人件費の補正でございます。

目 2 賦課徴収費、補正額3,307万2,000円で、これは地方税法の改正によりまして、住民税の年金徴収システムの構築のための電算機ソフト変更委託料及び年金関係データ等共通業務サービス提携機関へのサービス設定委託料、それに伴うパソコン周辺機器の購入、さらに関係機関への負担金でございます。

下のほうになりますけれども、目 1 戸籍住民基本台帳費、補正額111万8,000円の減となっております。

人件費、事務用品の増のほか、38ページになりますが、住基ネット機器保守点検やパソコンの借上料実績減となっております。

款 2 総務費、目 1 統計調査総務費は人件費の補正のみであります。

款 3 民生費、目 1 社会福祉総務費、補正額158万円の減でございますが、人件費のほか国民健康保険の国保職員給与費等繰出金でございます。

目 2 国民年金費は人件費のみでございます。

目 5 介護保険事業費、補正額は605万3,000円でございますが、主な内容といたしましては、節13では介護予防対象者の利用増に伴う予防ケアマネジメント業務委託料の増、介護保険事業計画策定業務委託料の実績減であります。

次、39ページになりますが、このほか介護保険特別会計への職員給与等の繰出金であります。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 4 児童福祉施設費につきましては、人件費のほか、運用事業システムパソコン用ソフトの修正委託料や燃料費の補正でございます。

款 4 衛生費、目 1 保健衛生総務費、補正額36万3,000円の減であります。主なものは人件費のほか、健康づくり推進協議会委員の報酬でございます。

次、40ページになります。

目 2 予防費、補正はありませんが、生活習慣病予防対策支援事業県補助金が交付をされますので、特定財源を組み替えるものでございます。

目 3 環境衛生費、補正額60万1,000円、人件費のほか、軽ダンプの修繕費や水質浄化施設借地料の組み替えでございます。

目 5 火葬場費、補正額 8 万9,000円でございますが、台車運搬車の修繕でございます。

款 4 衛生費、目 1 清掃総務費、目 2 塵芥処理費は人件費のほか事務経費や施設の修繕費で

ございます。

下の41ページになりますけれども、5 農林水産業費、目1 農業委員会費、目2 農業総務費は人件費のみの補正であります。

目6 集落センター運営事業費、補正額2万1,000円で、施設管理業務謝礼と防火管理者の講習会の負担金となっております。

目7 味の研修館運営費、補正額7万6,000円、これにつきましては施設の修繕費でございます。

目1 林業総務費、目3 大多喜県民の森運営費は人件費のみの補正となっております。

次に、款6 商工費、目1 商工総務費は人件費のみでございます。

目2 商工業振興費、補正額66万1,000円の減、これは養老溪谷商店街の街路灯修繕工事の実績減でございます。

42ページをお開きください。

目3 観光費、補正額125万4,000円でございます。施設の修繕料やデジカメの購入費、二の丸公園用地の購入費等であります。

款7 土木費、目1 土木総務費、目2 登記費は人件費のみの補正となっております。

下のほうになりますが、款7 土木費、目1 道路維持費、補正額110万円、除雪作業廃土板の購入やそれに伴う作業委託、建設車両技能講習会の負担金でございます。

目2 道路新設改良費、補正額6,275万円でございます。人件費のほか、大多喜中野線、大多喜高校付近測量調査委託や、峯之越線取付道路設計業務委託、次のページになりますが、湯倉のトンネル改修工事、あるいは新丁行徳線の用地買収でございます。

款7 土木費、目1 街路事業費、補正額80万7,000円の減であります。人件費のほか看板設置工事、石畳舗装工事の減額、街なみ整備助成事業の増額であります。

目1 住宅管理費、補正額153万1,000円、住宅使用料等の納付書の印刷、船子住宅の修繕費であります。

44ページをお開きください。

款8 消防費、目3 消防施設費、補正額86万1,000円、消防車両粒子状物質減少装置の設置でございます。

目4 災害対策費、補正額68万8,000円、防災無線用機械備品の購入費でございます。

款9 教育費、目2 事務局費、補正額327万4,000円の減であります。

人件費のほか中学校区で実施される地域健康委員会への補助金でございます。

目1 学校管理費、補正額324万1,000円、トイレの漏水修理や消火器詰替手数料、老川小学校を除く4校分の建築物定期調査報告作成委託料、上瀑小プールポンプ室の改修工事等でございます。

目2 教育振興費、補正額5万7,000円、楽器等教育備品の修繕費であります。

下の45ページになりますけれども、目1 学校管理費、これは中学校費になりますが、補正額322万5,000円、大多喜中学校障害者用スロープ設置工事設計委託料、あるいは建築確認申請手数料、建築物特定調査報告書作成委託料でございます。

目2 教育振興費、補正額20万5,000円、これは生徒派遣に対する不足分の補助金であります。

款9 教育費、目1 社会教育総務費は人件費のみでございます。

目2 公民館費、補正額6万7,000円、空調設備保守点検委託や清掃管理委託料の実績減や、受水槽改修工事に伴う設計委託や特殊建物定期報告に伴う建物調査業務委託料であります。

目3 図書館費、補正額6,000円、これは防火管理者講習会の負担金であります。

46ページになります。

目1 保健体育総務費、補正額230万1,000円で人事異動に伴う人件費のほか、体育指導員の被服費でございます。

目2 学校給食費は、人件費のみの補正でございます。

目3 体育施設費、補正額59万3,000円、海洋センター臨時職員賃金のほか、管理運営に関する経費でございます。

款10 災害復旧費、目1 道路橋梁災害復旧費、補正額544万6,000円、これは6月21日の梅雨前線豪雨による伊保田地先の道路災害復旧経費になります。

次、47ページになりますが、特別職の給与費明細書であります。

一番下の合計欄であります。左から職員数が3人増となっておりますが、健康づくり推進協議会委員の増であり、隣の報酬も1万9,000円の増となります。

期末手当では5万6,000円の減、これは支給率減によるものでございます。

共済費では5万7,000円の減でございますが、総合事務組合負担金の減額によるものでございます。

以上、特別職の総合計が9万4,000円減額であります。

次は、48ページになります。

一般職の給与費明細書であります。 (1) 総括表でございますが、比較の欄で申し上げ

ますと、給与は1,902万3,000円の減額であります。退職者と新規採用者との差額及び育児休業等によるものであります。隣の職員手当では409万5,000円減で、減額の理由は給料と同様となっております。共済費の583万6,000円につきましては、共済費財源率の増によるものでございます。

その他、下表のとおりであります。人件費の比較で1,728万2,000円の減額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 何点かありますので、分けてやらさせていただきます。

33ページ、款13目5節1道路使用料307万9,000円あります。具体的な増額の理由を提案のときに軽くおっしゃっていましたが、よろしくをお願いします。

35ページ、款20の環境センターの自販機の設置手数料の件ですけれども、2万円入っていますけれども、業者が置かせてもらっている1台の手数料だと思いますけれども、自販機の電気代は3台で1件の家庭の電気料と同じぐらいの電気代を食うと言われています。2万円であそこで使っている自販機のための消費電力、足りているのかどうか、足が出ているのではないかという気がするんですけれども、どうなんでしょうか。

聞き逃してしまったのですが、36ページ、総務のところですが、基本計画設計委託料、これ当初予算が全額丸々減額になっています。どういうことなんでしょうか。

それから、用語の問題なんですけれども、やっぱり37ページ、税務課のところ。住民税のASPサービスという言葉が2カ所使われているんですが、これは一体どういうことなのか、教えてください。

38ページの住民課の住基ネットの関係ですけれども、点検委託料が実績で98万8,000円減額になっています。当初予算が290万9,000円ですから、約3分の1近く実績減なんです。当初の過大見積もりということはないのかということも含めて答弁願いたいと思います。

まだ続きはあります。

○議長（小倉明德君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） ご質問の道路使用料の307万9,000円の増の内容ということでございますが、この道路使用料につきましては、道路の占用料ということでのご理解をいただき

たいと存じます。

道路占用料につきましては、実は平成19年度に国におきまして改正がなされております。それに伴いまして、県及び市町村、これについても追随をするというような内容になるかと思うんですけれども、実は県のほうで今年度やる予定であったんですけれども、見送りをしたという状況がございます。そういったことで、近隣の市町村も見送りをしたということでございまして、この当初予算をセッティングさせていただきました時点では改正をする予定でございました。しかしながら、県のほうを変更しないというようなことになりましたので、急遽今までどおりに直させていただいたという状況でございます。なお、国のほうにつきましては、大体60%になっております。

ですから、減額をしておるといって状況でございますが、減額をした金額で当初予算をしておりましたので、もとに戻すにはプラスをさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（小倉明德君） 環境生活課長。

○環境生活課長（塩田常夫君） それでは、35ページの諸収入、2目の雑入の自販機設置手数料でございますが、2万円の件でございますが、環境センターに自動販売機を設置いたしました。そこに小メーターをつけてその電気料をもらっているわけでございます。かかればかかった分いただけます。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、役場庁舎の基本設計委託料減額の理由ということでございますけれども、まさにここで減額をいたしました。役場の庁舎につきましては、検討委員会等を設置しながら、計画的に進めておるわけでございます。

当初では、確かに218万4,000円ほど計上させていただきましたけれども、その後いろいろな経過で、できるだけ安くいいものをつくろうという関係で、先ほど申し上げましたけれども、この基本設計ではなくて、プロポーザル方式、いわゆる構想といいますか、企画提案方式を採用して、その中からいいものを選んでいくという、それが今までの流れの中で効果的であるのではないかというふうに判断をいたしましたので、報償費のほうに組み替えをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） 税務住民課長。

○税務住民課長（岩瀬 進君） 37ページ、賦課徴収費、住民税A S Pサービスの言葉の意味でございますけれども、社会保険庁と町とエルタックス及びA S Pサービスで連携して年金支給額及び特別徴収税額を電子データでやりとりすることになります。

A S Pサービスとは、アプリケーション・サービス・プロバイダーの略で、町が整備すべきシステムを認可された民間業者が開発管理して、町へ共同利用させる方法で経費節減となり、小規模な市町村には有利な制度でございます。

それから次、38ページの戸籍住民基本台帳費の13の委託料の98万8,000円減額の理由でございますけれども、ことしで7年目になる住基ネットワークシステム機器の更新に当たりまして、機器のグレードを下げたり、既存の機器でまだ使用できるものについてはできるだけ使用するなどで再度見積もり内容を精査したところ、見積もり額を5年リースで約490万円減額することができました。

このように、システム機器の執行額を抑えられたことから、保守点検委託料についても、当初の290万に対して98万8,000円減額することができたものです。

以上です。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑ありませんか。

11番君塚さん。

○11番（君塚義榮君） 43ページです。

一番上の右のほうで、設計業務委託料、工事請負費で6,600万ですか、これになっていすけれども、これ湯倉トンネルと思いますけれども、これの今までの進捗状況とこれからの計画、それと設計料と工事費の別々の金額、その点をお知らせ願いたいと思います。

○議長（小倉明德君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 湯倉トンネルの現状ということでございますけれども、現時点で、湯倉トンネルの調査設計をお願いしてございます。

それに当たりましてはボーリング調査、それと、それに基づきまして設計を進めていくわけでございますが、きのう現地でボーリング調査に入りました。それで、すぐ設計のほうに入り、それからすぐ工法等を決定して入札、それで執行というような形になると思います。今年度中に終わるよというところで、今のところ目算でおるところでございます。

地元のほうからも、かなりいろいろな形で早めていただきたいということであるんですけども、状況的に国の会計検査の対象となるということから、やはり慎重にやっていかなければならないということがございまして、現時点で調査設計、そちらのほうに入っていた

いているという状況でございます。

以上です。

○議長（小倉明德君） 質疑の途中ですが、ここでしばらく休憩したいと思います。

なお、この間に昼食をとっていただき、会議は午後1時より再開します。

以上です。

（午後 零時01分）

---

○議長（小倉明德君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1時00分）

---

○議長（小倉明德君） 先ほど、君塚義榮さんの質問に、答弁がまだ中途半端になっていたそうです。

では、建設課長。お願いします。

○建設課長（浅野芳丈君） 失礼をいたしました。

途中で質問に対する回答ができなかったことにつきまして、おわび申し上げたいと思います。

費用関係につきまして説明、それと日程関係、今までの経過についての関係、これが抜けておりました。それについて、説明をさせていただきます。

今回の予算に計上させていただきました関係につきましては、トンネルの工事費の概算額でございます。それと、前に議会の全員協議会の中でちょっとお話をさせていただいたんですが、調査設計関係、それを先食いをさせていただきたいということでお話を申し上げております。その関係の600万円ということでございます。

それで、概算工事費の算定の内容でございますが、掘削が2.6立米、吹き付けのコンクリート2.6立米、それとロックボルト、これはメートルあたりでございます。吹き付けコンクリートが2.6立米、ロックボルトが14本、高性能照光12.7メートルということで、メートルあたりを換算いたしますと、かけたものが80.1メートル、全長でございます。それで、諸経費等をかけました関係が約5,400万円。それと付帯工事で、防空ごうがございますので、その防空ごうを充てんして埋めていくという工事がございます。それが600万。合わせまして、約6,000万ということで、今回上げさせていただきました金額ということになっております。

それと、今までの経過関係でございますが、本日、この関係で県とのヒアリングに担当及

び担当係長が出ております。それで、電話で聞き取りをいたしまして、今までの関係をちょっと取りまとめましたので、抜けているところがあるかもしれませんがご了承いただきたいと思っております。わかるところだけお話をさせていただきます。

6月2日に県との協議及び今までの関係で、通行どめをさせていただくということで、通行どめを実施をいたしました。それが6月2日でございます。それで、一番当初、6月9日の日に県のほうに補助金は何とかならないのかということで、協議をいたしました。これは、通行どめをするものとは違う形で協議をさせていただいたわけでございますけれども、通行どめについては通行どめの関係で協議をさせていただきまして、指導を受けたということでございます。

そして、6月9日の日に、補助金の関係につきまして、県のほうと協議をいたしました。それで、県の上層部のほうが国のほうに働きかけをしていただきまして、いろんな方々にご協力をいただいたわけでございますが、7月23日に県と国が協議をいたしまして、7月28日に国の対象にするということでの回答をいただいたという状況でございます。それで、8月12日に交付決定を受けたと。ですから、正式にうちのほうに工事ができるというような内容の交付決定を受けたという状況でございます。同日になるわけでございますが、調査設計の発注を8月12日に行いました。それから、現地の踏査、これにつきましては9月2日、3日に行っております。これは、現地に業者が入りまして、どのような形でボーリングをやったらとか、準備についてはどういうふうにしたらいいのかというものを、現地において協議をしたという状況でございます。それと、先ほどちょっとお話を申し上げましたんですけれども、ボーリングを現場において実施をいたしましたのが9月16日ということでございます。

今後の関係でございますが、調査設計が済まない、その工法、あるいはどのような内容でやっていくのかができないということでございます。そして、工法によって早くできる可能性はあるんですけれども、工法によってはかなり長引く。ですから、工法が決まらなないと工事日数もわからないという状況でございますけれども、一日も早い形での工法、あるいは国の方の会計検査等の関係はちょっとお話ししましたけれども、それらに合致するような形での設計にさせていただくようお願いを申し上げているところでございます。

以上、雑駁で大変恐縮でございますが、お答えにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小倉明徳君） 議案第11号の質疑を続けます。

質疑ありませんか。

7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 先ほどの答弁のほうもう一回いたしたいと、やらせていただきます。

道路使用料、占有料のことなんですけれども、先ほどの課長の答弁ですと、国の減額に応じて、いずれかは本町でも減額するのではないかというふうに受け取れたのですが、この占有料のことについては、記憶が定かではありません、私が浪人中だったか、1期目のときだったか、共産党の議員団で調べたことがありまして、各自治体ばらばらだったんです。で、県とのかかわり合いも調べました。大多喜町が一番いろんな点で安くて、財源になるのだから、世間並みというか検討してというような要望を出しまして、で、占有料が世間並みというか上がって、財源も少しふえた記憶が確かにあります。国や県がやってきたから、それに合わせるというんじゃなくて、独自の体系で組めるはずだと思いますので、この財政難の中、安直に財源を失うというのは厳しい話ですから、できるだけ高い占有料で、特に東電だとか、NTTだとか、そういうのが対象のものについては、考えるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、新しい質問に、いいですか。

○議長（小倉明德君） はい、いいです。

○7番（野中眞弓君） 行きます。これ39かな。39ページです。

款3目1節5の介護保険関係ですが、介護保険事業計画策定業務委託料68万2,000円の減額になっています。当初予算に対して、当初予算253万6,000円に対して、大体4分の1が減額になっていて、これはこれとして歓迎するのですが、この内容、今回の内容は新規ではなくて、来年度からの新しいものだと、そのはずです。今までのと違う点はたくさんあるのかなのか程度で結構です。違う点はどのくらいあるのか、あるいは自分たちでやった部分どのくらい、自分たちでできないか。御宿町あたりは、外注しないで委員会、介護保険の委員会のメンバーとか役場の職員とか力を合わせて、自分たちでつくっているやに伺っております。その辺の検討をする気があるのかなのか、その辺も含めてご回答をお願いいたします。

40ページの款4目2でしょうか。塵芥処理費のところですが、印刷製本費15万の減額、これ当初予算60万で、これも4分の1減額になっています。これの、いつも同じ、毎年ほぼ同じ形で数字、ただ日付がかわるくらいのカレンダーなんですけれども、この減額の理由、そんなに毎年変わるはずがないのではないかと思うんですがね。それと、この中身の問題なんですが、長い連休明けの翌日は、可燃ごみの回収にしてくれという要望を出しました。で、

去年直っていなくて、そのときの理由は、男たち3人でやったので、検討しますと、新たにまた検討しますというお返事だったのですが、住民の方は待たれております。10月に新しいのが配られ、10月から新しいサイクルに入ると思うんですけれども、実施は大丈夫でしょうかということで、とりあえずここまでお願いいたします。

○議長（小倉明德君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） 道路占有料の関係について、国に追随をしなくてもいいんじゃないかという内容の関係でございますけれども、私どもの考えとして、今回減額にしなかった関係も、できれば多いほうがいいんじゃないかということも一つ働いたということでございますけれども、確かに法律の中では、国に追随しなければいけないという法律はこの中ではないというふうに理解をしておりますけれども、ただ国が変更するということになりまして、全国の市町村、県、これも追随をせざるを得ないような状況が現状であろうかと思っております。ということは、公平というものにつきまして、国民全員公平な形でやるという形になりました場合については、私どもの一町だけでそれを追随をしないということになった場合、やはり不公平感がでてくるのではなかろうかということから、やはり追随をせざるを得ないんじゃないかなということを考えるというふうになるかと思っております。いずれにいたしましても、今後県、あるいは近隣の市町村の動向を見定めまして、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小倉明德君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） 39ページ、介護保険事業計画策定業務委託料につきまして、答弁させていただきたいと思っております。

まず、この減額でございますけれども、事業内容につきましては同じでございます。ただ、この見積もり合わせによりまして、数量、単価等が安くなったというふうに考えております。

それと、2点目の町での策定ということでございますけれども、計画の策定に係るすべての業務ですとか、この業務を町で行うことにつきましては、人口、被保険者数、また認定者数、業務量の推計等々、大変難しい部分もございます。また、職員の配置につきましても、現体制では無理が生じるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） 環境生活課長。

○環境生活課長（塩田常夫君） 40ページの塵芥処理費の、印刷製本費の関係でございますが、これはごみ収集カレンダーの作成分でございます。先ほど議員さんから言われたとおり、

この9月末で収集カレンダーかわります。今までは、月ごとのめくりの収集カレンダーとなっておりました。いろいろ検討した結果、月、水、金の可燃ごみ収集日については、ほぼ定着したと思われるところから、近隣市町村からの収集カレンダー等を参考に協議検討した結果、1年分をA2判の大きさとしたゴミ収集カレンダーにすれば、多少経費節約できるのではないかとということで、その分の減額です。

それから、連休が続いた場合の臨時の収集日ということですが、一応先ほど申し上げましたとおり、月、水、金の可燃ごみ収集日はほぼ定着したと思われます。そのことから考えますと、新たに収集日を設けるとするのはまた混乱を招くのではないかとと思われることから、一応今のところ実施はしない見込みです。そのほかに、いすみクリーンセンターのほうで営業していなければ、大多喜町で収集したものをストックすることはできないと思います。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） ほかに、7番野中さん。いいですか。

ほかに、質疑ありますか。

（「直接すみませんが最後のほうがひとつおかしくて、聞き取れなかったんですが」との声あり）

○環境生活課長（塩田常夫君） どの辺でしょうか。月、水、金の可燃ごみの収集日は一応町民には定着しているものと思われます。それを新たな曜日に収集日をするのは混乱を招くと思われます。そのほかに、今、いすみ市のクリーンセンターにお願いしているところでございます。そのために、いすみ市で営業していない限り、大多喜町で収集したものをストックすることは無理ではないかと思えます。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑ありますか。

では、2番野村さん。

○2番（野村賢一君） ページ数で言いますと46ページなんですけれども、その中で目2の学校給食費、この中で非常に人件費が減であるということで、多分いすみ市の負担の問題もあることもわかりますけれども、今、現状で給食センターの職員の、正職員とかパート職員です、ね、どうなんでしょうか。それとまた、若い30代、40代のパートの職員の女性の方が、非常に先行きが暗いということで、やる気をなくしているということも聞いたことあるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小倉明德君） 教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） 明確な数字でお答えできなくて恐縮でございますが、調理員さんにおける一般職と、それから臨時職員の方の数ですが、やや同じであったと思います。6人、6人程度であったというふうに記憶しております。それから、賃金体系、給与体系の関係から、やる気がなくなっている方もあるのではないかなというようにございまして、その辺につきましてはちょっと、直接伺ったことがないのが実情でございます。大変恐縮でございます。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑は。

（「減額の理由は」と声あり）

○教育課長（渡辺嘉昭君） 減額の理由でございますが、ことしの4月1日の人事異動によるものでございますけれども、一般職におきましては、一般職で事務職の方の年齢の高い方と若い方の異動でございます。それから、調理員さんで、一般職でございますが、やはり年齢の高い方が退職なされまして、その方の分が臨時職員になっているというように認識しております。

以上です。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑ございませんか。

1番藤平さん。

○1番（藤平美智子君） ページ数45ページ、教育振興費のところなんですけれども、中学生生徒派遣費補助金で20万5,000円、これ計上されているんですけれども、これは人数がふえたんでしょうか。その辺についてちょっとお伺いいたします。

それとあとは、この派遣で行かれる方の人選はどういう形でされているのか、この辺についてもお伺いいたします。

○議長（小倉明德君） 教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） ただいまのお尋ねの教育振興費、負担金補助及び交付金の20万5,000円でございますが、これにつきましては、まず人数でございますけれども、生徒が2名、それから引率の職員が1名でございます。で、県大会で優勝いたしました大多喜中学校の生徒が、まず関東大会に出場いたしまして、それを受けまして関東大会でも優勝であったと思いますが、全国大会に参加いたしました。関東大会が神奈川県平塚市で、全国大会が石川県の、これは白山市というんでしょうか、に行っております。で、最後のご質問の、生徒の選考基準ということでございますが、今お答えの中でご理解いただけたかと思いますが、以上でございます。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑ございますか。

7 番野中さん。

○7 番（野中眞弓君） まず関連から行きます。

介護保険の事業計画の策定業務ですけれども、人員配置の点でも無理だという話がありましたが、それこそこういうときに臨時職員を雇うとか、そのほうが安くもできるし、内容についてはやっぱり職員がじっくり話し合う、そういうことが必要だと思うんです。そういう話し合う、自分たちで調査をする中で、職員が力をつけていく。よその機関が、何ていうか、政府機関の数字を使ってつくったようなものをぽっともらっても、血肉にはならない。そういう気がします。で、自分たちの町の実態を、職員が自分の足と目で確かめてこそ、本当に血肉の通った行政ができるんだと思います。で、実際の時間は、時間というか製本したり、字を打ったりということってすごく時間もやっぱりかかるから、それでも自前でつくったほうが、職員の質の向上、それから経済的な問題の面でも、はるかに実りは多いと思います。検討をお願いしたいと思います。

それからもう一つ。ごみの問題ですけれども、本当に検討したんでしょうか。住民のほうは、自分たちが今までのローテーションじゃ困るから、特に5月の連休からごみが本当に腐りやすくて困るので、何とかしてくれという意見を出したわけです。で、変更があるからこそカレンダーがあるわけです。そのところで、私は検討したかどうか非常に疑問だと思います。私、何人かからそういう意見、ご要望を伺いましたので、ことしはやってるんでしょうねということで、環境センターで聞きました。そしたらそういう話は何ってありません。もう一つ重要なことは、委託をされていて、委託先のほうで大多喜町は月、水、金にしてくださいと頼まれ、言われているので直せませんと、向こうでも向こうのごみの処理をしなければいけないから組んであると思うんですね。で、大多喜がぽっこう行くと、火曜日のところでごみがすごくふえてしまって、処理量を超す可能性だってある。ああそれだったら、それはしょうがないよなって私納得したんですけれども、答弁との違いがあります。正直に自分たちの、どういうふうなことをしたのかということ、粉飾しないで、そのままやっぱり答弁することって必要なんじゃないかっていうふうに今思っております。で、環境センターのほうで、自分のごみ出していた時に言われたそのことを伝えましたところ、そういうことじゃしょうがないよねって、すごく気持ちよく納得していただけたんですが、その辺の対応についてどう思われるのか伺いたいと思います。

新規の質問です。41ページ商工観光かな。商店街の街路灯の修繕、これもまた4分の1減

額になっておりますが、減額の要因は何でしょうか。私は以前、この件については、商店街の街路灯って各商店に一つずつ今までついていたけれども、町が街路灯の運営費、何ていうか電気代も、補助金もかなり出すので、もっと精査して、くつついたとことがあるかと思うと離れて設置してあるところもあると。そうじゃなくて、町全体として計画を立てて、本数も少なくできるんじゃないか、防犯灯の役目もするんじゃないかというようなことを言った覚えがあるんですが、そういうものは採用されたのでしょうか。

それから、ちょっと説明にも、提案の説明にありましたけれども、42ページ、土木関係ですけれども、測量設計業務委託料が入っています。具体的に詳しく教えていただきたいと思っています。

43ページ、町営住宅の修繕費があります。全額で140何万、その中で財源がその他で85万2,000になっています。収入のところでも負担金ということで、出ているのと額、同じなんですけど、これは入居者の負担金ですよ。修繕で、入居者負担金が課せられる場合ってどういふ場合なんでしょうか。大体は何ていうか、経年による修理とかで、ないのではないかなという気がするのですけれども、よろしく願いいたします。

それと、44ページ、45ページにかけて、建築物定期調査報告、教育、中学校費、小学校費の中に入っておりますが、これはどういうことでしょうか。中学校と小学校で、小学校のほうが学校の数は多いんですけれども、額は少なくなっているのもよくわかりません。

一般会計では最後になりますけど、46ページの、B&Gだと思います。清掃管理業務委託料が13万5,000円の減になっております。この要因を教えてください。

以上です。

○議長（小倉明德君） 環境生活課長。

○環境生活課長（塩田常夫君） 連休明けのごみ収集について、一応検討したということは何っております。

以上です。

○議長（小倉明德君） 教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） 44ページから45ページにかけましての定期報告、建築物定期調査報告書作成委託料でございますが、まず44ページの学校管理費、小学校費、学校管理費、委託料175万4,000円、建築物定期調査報告書作成委託料でございますが、200平米以上の、失礼いたしました、2,000平米以上の学校4校、老川小が2,000平米未満でございますので、大多喜小、西畑小、上瀑小、総元小4校の建築物、建築基準法に基づきます建築物定期調査報

告書、これは3年ごとでございますが、4校分175万4,000円でございます。

それと、45ページのほうの中学校費、学校管理費、委託料の294万でございますが、これは説明欄、設計業務委託料でございますが、これにつきましては大中のエレベーター、スロープ設置工事、これの241万5,000円と、その下にあります建築物定期調査報告書作成委託料、これが大中分で52万5,000円でございます。西中につきましては、2,000平方メートル以下、未満ということで、大中分のみでございます。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） P41、商店街街路灯修繕事業補助金、66万1,000円を減額した理由というご質問でございますが、当初予算の編成時には、実は県の補助金を見込んでいなかったと。その時点では県がくれるかどうかわからないということでございましたので、その後、県の事業採択を受けられるということになりまして、県の事業補助金132万2,000円が入りまして、そのために町の補助金を減額をしたということでございます。

以上です。

○議長（小倉明德君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） ページ42ページの測量調査委託料、その関係を具体的にということでございますが、当該測量調査の場所ということでの理解でよろしゅうございましょうか。これは中野大多喜線踏切が、ヒデパンとよく言いますけれども、小学校の裏門のところから大多喜高校入口、それにかけての測量でございます。当該場所につきましては、昔から狭隘で生徒たちが通学等にかなり支障を来しておるということで、かなり苦情等の関係がございます。そういったことで、この環境を広げていくかどうか、その話をするにしても、調査設計をするにしても、これの測量が必要であるということから、今後各所有者の方々にお話をさせていただくということも含めての話になってくるわけでございますが、この関係について必要なものでありますので、調査設計委託料を提案させていただいたという状況でございます。

それともう一点の、43ページの町営住宅の修繕費、この関係についてでございますが、これにつきましては、ちょっと長くなるんですが、船子団地に単独で住んでおられた女性の方がおるわけでございますが、この方が行方不明になってしまいました。ということは、夜逃げという形でとらえていただければと思いますけれども、その関係の方、これは娘さんが鴨川市、それと連帯保証人がかなり遠いところにおいでになります。東北地方ということで

ご理解いただきたいと思いますが、そちらのほうにおいでになるんですけれども、そういう方々と連絡をとらせていただきまして、退去をしていただいたという状況にはなっております。しかしながら、その退去をしていただいたんですけれども、はっきり申し上げて、かなりのごみ箱的な形になっておると。あるいはネズミの巣の状況になっておると。ですから、柱がネズミでぼろぼろになったと。あるいは何と申しますか、押し入れの中がネズミの巣になってばりばりにされておったと。あるいは物を置いたところが真っ黒けになっていて、もう全然使いものにならないというような状況になっておったという状況でございます。本人がいないということでございますので、連帯保証人のほうに私どものほう、いろいろかけ合っていく必要があるということから、訴訟を前提とした形をとるしかないだろうという前提で、弁護士の先生とちょっと協議をさせていただいたんですけれども、経年関係で補修をするものと、何というんですかね、本人の不注意、あるいは管理不足、それに起因するものを、それについては請求をしていけるというものであると。そこから、歳入につきましては85万2,000円を計上させていただいたと。それで、全体額で147万円が修繕にかかっている金額であるというような状況でございます。いずれにいたしましても、この関係については連帯保証人であり、妹さんになるんですけれども、かなり遠いところでございますので、今後連絡を密にして、支払っていただけるようにお話をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） 7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 初めのほうの、中野大多喜線の踏切大高入口の改修の件なんですけれども、これから所有者と話をするんですか。それとも、もう下話として所有者の了解は得ているのでしょうか。それを伺いたいと思います。

それと、商店街の補修工事は終わったんですか、それともまだでしょうか。もしまだでしたら、地域全体が平均して明るくなって、防犯灯的な働きも強化されるような計画というものを考えていただけないでしょうか。

○議長（小倉明德君） 建設課長。

○建設課長（浅野芳丈君） ただいまの関連質問でございますけれども、今後いろいろな形が出てまいりますので、ちょっと控えさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。もしよろしければ、それでご理解をいただきたいと。

以上です。

○議長（小倉明德君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 議員ご指摘のとおり、街路灯そのものがかなり防犯灯の意味をなしておるということで、最近は空き巣じゃなくても入っちゃうということで、かなり夜、空き巣じゃなくて入るというんですか、それでも非常に入るということで、街路灯そのものがかなり防犯の役目をなしているという状況でございます。なお、契約は今やったということで、商工会のほうから伺っておりますが、当然今言いましたように、防犯灯そのものが間隔をもつと、商店街そのもの暗くなるということでございますので、実際に明るく見せるように配置はされているというふうに理解はしております。

以上です。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第16、議案第12号 平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） 53ページをお開きいただきたいと存じます。

平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,064万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,241万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、58ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の補正の主な内容でございますが、退職被保険者高額療養費の利用実績の増及び後期高齢者支援金の額の確定による増分等でございます。

それでは、歳入からご説明をいたします。

9款繰入金、1目一般会計繰入金、補正額につきましては64万4,000円を計上させていただきましたが、職員昇格に伴う人件費等でございます。

10款繰越金、2目その他繰越金、補正額996万8,000円につきましては、前年度利用実績増に伴う繰越金でございます。

11款諸収入、6目雑入、補正額につきましては3万円を計上させていただきましたが、70歳以上の療養費の立て替え分でございます。

59ページに移りまして歳出でございますが、1款総務費、1目一般管理費、補正額64万4,000円を計上させていただきましたが、人件費及びレセプト点検業務委託の増分によるものでございます。

2款保険給付費、1項3目の一般被保険者療養費3万円。

4目退職被保険者等療養費につきましては、執行状況の増に伴い40万円を補正計上させていただきました。

2款保険給付費、2項2目退職被保険者等高額療養費、補正額につきましては500万円でございますが、利用状況増に伴い計上をさせていただきました。

60ページをお開きいただきたいと存じます。

3款後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金、補正額1,722万6,000円。これは額の確定による増分で、社会保険診療報酬支払基金により示された額でございます。

4款前期高齢者納付金等、1目前期高齢者関係事務費拠出金、補正額10万9,000円でございますが、65歳から74歳までの加入者に応じて拠出するもので、額の確定による増分でございます。

います。

6款介護納付金、1目介護納付金でございますが、支払基金により額の内示があり、その額の確定に伴いまして、今回1,276万7,000円の減額をするものでございます。

8款保険事業費、1目特定健康診査等事業費、これにつきましては特定保健指導の実施方法の変更に伴いまして、節の組み替えをするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小倉明德君） これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

（異議を唱えるものあり）

○議長（小倉明德君） 失礼しました。討論があるということ、これは。

異議あり、ね。

討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 私はこの国民健康保険特別会計の補正案に反対の立場から、簡単に反対の気持ちを述べさせていただきたいと思います。

町のこれが悪いとかいいとかの問題ではなくて、特に今度採用されました後期高齢者医療制度に基づく国保会計からの後期高齢者支援金。今度この補正で、各1件当たり平均1万円まではいきませんが、確定だと言いながらふえているわけです。で、本当に国民健康保険加入者と、それから75歳以上の高齢者にとっては、精神的、経済的な負担の大きいこの制度の改変に対して、反対の気持ちを述べないではいられません。そういう意味で、今回のこの補正、反対いたします。

以上です。

○議長（小倉明德君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

9番有家さん。

○9番（有家 功君） 私は賛成の立場から発言をさせていただきます。

今回のこの補正は、単に大多喜町だけがやっていくものではありません。全国的なレベルで、そして千葉県、そして町という形の中で大多喜町がこうしていかなければならないという形の中で行う補正だと考えております。言葉は悪いかも知れませんが、悪法も法なり、法は守らなければやっていけないわけでありますので、私はこの案件に賛成をいたすわけがあります。

以上です。

○議長（小倉明德君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小倉明德君） 挙手多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第17、議案第13号 平成20年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） 65ページをお開きいただきたいと存じます。

平成20年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,870万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,725万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の主な内容でございますが、介護予防サービス給付事業量の増による保険給付費の増及び人事異動に伴う人件費の増、また前年度精算に伴う基金積立金及び国県支払基金への返還金の増によるものでございます。

では事項別明細書により、歳入からご説明をいたしますので、70ページをお開きいただきたいと存じます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金でございますが、補正額164万1,000円を計上させていただきましたが、介護予防、これは要支援1及び2対象者のサービス利用の増に伴うものでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額68万4,000円。介護予防サービス給付事業及び介護防サービス計画給付事業の増に伴い、計上をさせていただきました。

5款県支出金、1目介護給付費県負担金、補正額137万4,000円。1節は介護予防対象者のサービス利用の増。2節につきましては、県費負担金過年度精算分でございます。

6款支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額254万4,000円。介護予防対象者のサービス利用増に伴い計上をしたものでございます。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額542万7,000円。1節につきましては介護予防、これは要支援1及び2対象者のサービス利用増に伴い102万5,000円。

71ページに移りまして、4節職員給与費等繰入金345万5,000円につきましては、職員人事異動に伴う増分でございます。

また、5節事務費繰入金88万8,000円につきましては、被保険者証の様式改正に伴う印刷及び被保険者証郵送料でございます。

7款繰入金、2項基金繰入金、1目の介護給付費準備基金繰入金128万8,000円の補正でございますが、介護サービス利用増に伴い、保険料不足に対する準備金からの充当でございます。

9款繰越金、1目繰越金、補正額1,574万3,000円につきましては、平成19年度の繰越分でございます。

72ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額433万4,000円を計上いたしました。2節の給料から4節共済費までは人事異動に伴う増分でございます。12節の役務費につきましては、被保険者証様式改正に伴う郵送代でございます。

2 款保険給付費、1 目介護予防サービス給付費、7 目介護予防サービス計画給付費、補正額につきましては680万1,000円、140万6,000円をそれぞれ計上させていただきましたが、いずれも介護予防対象者のサービス利用増によるものでございます。

73ページに移りまして、4 款基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金941万7,000円の補正でございますが、平成19年度精算に伴う介護給付費準備基金積立金でございます。

5 款地域支援事業費、2 目包括的支援事業、これにつきましては職員の時間外勤務手当予算の不足及び共済負担金の負担率の変更に伴い、今回計上をさせていただきました。

6 款諸支出金、1 目償還金及び還付金、補正額667万5,000円につきましては平成19年度の返還金でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第18、議案第14号 平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（岩瀬鋭夫君） それでは77ページをお開き願いたいと思います。

議案第14号 平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ369万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,686万2,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

提案理由でございますが、人事異動による職員人件費の減、揚水ポンプ及びフェンス等施設内に不良箇所が発生しておりますので、これらの改修、点検等でございます。

また、おむつのリース、大型ミキサー等を購入することにより、業務の軽減を図ろうとするものでございます。

詳細につきましては事項別明細書によりご説明をいたしますので、82ページをお開き願いたいと思います。

それでは歳入からご説明をいたします。

1款介護給付費交付金、2目施設介護給付費交付金、補正額200万円でございます。これは長期入居者の介護給付費交付金の施設利用分及び食事介護分でございます。

2款分担金及び負担金、2目施設介護給付費負担金、補正額29万2,000円でございます。これは長期入居者の介護給付費負担金の施設利用分及び食事介護分でございます。

4款1目繰越金、補正額140万2,000円でございます。これは前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

83ページでございます。

1款総務費、1目一般管理費、補正額547万6,000円の減額でございます。これについては育児休業及び人事異動によるものでございます。

2目施設管理費、補正額395万5,000円でございます。これは施設内の調整槽グリストラップ汚泥処理手数料、揚水ポンプ、フェンス等の不良箇所の改修工事及び大型ミキサー等の備

品購入でございます。

2 款事業費、2 目施設介護サービス事業費、補正額203万6,000円でございます。これは臨時職員1名分の賃金、施設案内用パンフレットの作成及びおむつのリース料等でございます。

3 款基金積立金、1 目財政安定化基金積立金、補正額317万9,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第19、議案第15号 平成20年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） それでは89ページをお開きいただきたいと存じます。

（総則）

第1条、平成20年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出。第1款水道事業費用4億8,583万2,000円、補正予算額92万2,000円の減、計4億8,491万円。

第1項営業費用4億1,704万9,000円、補正予算額92万2,000円の減、計4億1,612万7,000円。

(資本的収入及び支出)

第3条、予算第4条本文括弧中「1億2,645万円」を「1億2,835万3,000円」に、「2,244万6,000円」を「1,493万7,000円」に、「1億400万4,000円」を「1億1,341万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入、既決予定額8,730万円、補正予定額160万円の減、計8,570万円。

第2項企業債、既決予定額8,220万円、補正予算額160万円の減、計8,060万円。

90ページでございます。

支出の部でございますけれども、第1款資本的支出2億1,375万円、30万3,000円の増、2億1,405万3,000円の計でございます。

第1項建設改良費1億487万5,000円、30万3,000円の増、計1億517万8,000円でございます。

(企業債)

第4条、予算第5条中表を次のように改める。

ここにかわっているのは限度額だけでございますので、そちらをご案内させていただきます。

配水管更新事業760万円、第5次経営変更事業7,300万円、計8,060万円。

(たな卸資産購入限度額)

第5条、予算第9条中「173万2,000円」を「210万6,000円」に改める。

事項別明細につきましては93ページからになりますので、そちらから説明させていただきます。

収益的収入及び支出、支出の部でございますが、款1の水道事業費用92万2,000円の減。

項1の営業費用92万2,000円の減。

目1原水及び浄水費5万円の増。材料費が5万円でございます。補修用材料でございます。

目2配水及び給水費でございますが、41万1,000円の増。法定福利費3万2,000円、これは人事異動に伴う増でございます。賃貸料5,000円、土地代でございます。材料費37万4,000円、

補修用材料費でございます。

総係費138万3,000円の減。給料64万2,000円の減、手当88万5,000円の減、法定福利費5万6,000円の減、これは人事異動に伴う減でございます。修繕費20万円、これは車両の修繕でございます。

続きまして、94ページでございますが、資本的収入及び支出、収入の部でございますが、款1 基本的収入160万円の減。項2 企業債160万円の減、目1 企業債160万円の減でございます。これは企業債の減でございますが、布設がえ工事費の減によるものでございます。

続きまして、95ページでございますが、資本的収入及び支出、支出の部でございますが、款1 資本的支出30万3,000円の増。項1 建設改良費30万3,000円の増。目1 配水施設費でございますが、1,191万3,000円の減。節でございますが、手当13万4,000円の減及び法定福利費6万1,000円の増でございますが、これにつきましては人事異動に伴う増減でございます。負担金21万4,000円、水道管添架によります負担金でございますが、これは上瀑橋の関係でございます。工事請負費1,205万4,000円の減でございますが、工事費の減、この内容につきましては配水管の布設がえ工事の関係になるわけでございますが、黒原の国道、これに配水管を布設がえをする予定でございますが、当初は単年度で行う予定でございました。ですから2,000万ちょっと超えた金額であったわけでございますが、これを2カ年にわたって行う予定で現在行っていくようになっております。ですから平成20年、平成21年でやっていくということで、その関係で1,205万4,000円の減をさせていただきたいということでございます。

目3 施設拡張費1,050万6,000円の増。節でございますが、委託料16万8,000円、用地境界の測量でございます。これは平塚加圧所の関係でございます。工事請負費1,030万1,000円の増、平塚加圧所の建設による増でございますが、この内容につきましては、当初平塚から西畑小学校、それから紙敷にかけて、今まで紙敷の浄水場から配水をされておったわけでございますが、その関係を設計を組んでやったわけでございますが、その後精査をさせていただいたところ、小苗のある一部、4軒でございます、それと紙敷のある一部、これも4軒でございます、8軒のところはポンプの能力が足りないため、そこまで水が届かないということがわかったということで、急遽ポンプの能力をアップをさせていただいたということでございます。その費用が1,030万1,000円ということでございます。そういったことで、補正をお願いしたいということでございます。

続きまして、補償費でございますが、3万7,000円。立木補償、これも平塚の関係でございます。

目4取水施設費でございますが、126万円の増でございます。節は工事請負費126万円の増でございます。導水管路の補修でございます。この内容につきましては、横山浄水場の管理道路、それが崩壊をしてしまったということで、災害復旧の費用ということでございます。

目5浄水施設費でございますが、45万円の増。節、工事請負費でございますが、45万円の増。これは横山のデータ送信機の修理でございます。

款のたな卸資産の購入限度額でございますが、37万4,000円の増でございます。項及び目も同じでございます。37万4,000円の増ということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 今、課長から説明がありました平塚加圧所建設にかかわることなんですけれども、課長の話を伺っておりますと、小苗と紙敷のほうの高いところにお水の行かないところがあるから、平塚に加圧所をつくるということですね。

（発言する者あり）

○7番（野中眞弓君） あ、そうなんですか。何だかそういうふうにとったんですが。

○議長（小倉明德君） 水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） ちょっと説明がうまくいっていなかったかもしれませんが、当初先ほど申し上げたとおり、紙敷の浄水場の老化に伴いまして、今まで給水区域でありました紙敷と、それから西畑小学校から平塚にかけての関係を、今まで三又の方向に水を送っていたという状況であったわけなんですけれども、比較検討した結果、今の浄水場を新しくするよりも加圧所をつくりまして、その南方の水をそちらのほうに引き入れていったほうが安上がりであるということから、予算化をさせていただいたんですけれども、それが6,510万円ということでございます。それで、あるとき精査をしたところ、8軒の家庭にポンプの能力不足で、ポンプの揚程力が、揚げる水、揚げるということになりますけれども、揚程力が足りないということがわかりまして、それ以上のところの、何と申しますか、今までの、詳しく申し上げますと6気圧のポンプが据えつけを予定しておったんですけれども、それですと8軒のところに水が届かなくなることがわかったということでございます。ですからそれをやるには、ちょっと言葉が足らなかったんですけれども、2つの方法があるんですけれども、全体的に圧力を上げていく方法をとったということでございます。ですから、

6気圧を7気圧に上げていったということでございます。ですからポンプの揚程力の増強を図ったということでございます。ですから個々に紙敷、あるいは小苗のほうにポンプを据えつけるということではないということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑ありませんか。

7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 紙敷の浄水場は、いずれは廃止にする。それはいつごろの予定なんですか。

○議長（小倉明德君） 水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） この加圧所ができれば、それと同時に切りかえをしなくちゃいけません。ですから、それと同時に廃止ということになります。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午後 2時19分）

---

○議長（小倉明德君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 2時31分）

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第20、発議第1号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

8番志関さん。

○8番（志関武良夫君） それではご説明をさせていただきます。

議会委員会条例の一部改正についてご説明いたします。

まず、提案の理由ですが、御存じのとおり現在本町では、総務、経済、文教厚生各常任委員会の3組織がありますが、議員の定数が12名であり、一委員会当たり4名の議員の各常任委員会を運営する形となっております。一委員会4名では余りにも委員の数が少ないのではないかとということで、議会常任委員会再編検討委員会を組織いたしまして、昨年来この常任委員会の再編について検討がなされてきたわけでございます。先に開催しました再編検討委員会において、次の議会議員の任期から2委員会とすることで、委員会としての結論を得たところでございます。

議案にお示ししたとおり、大多喜町議会委員会条例第2条第1号及び第2号で規定された常任委員会の名称、委員定数及びその所管を改め、2委員会となることから、同条第3号を削るものであります。

また、この改正に伴って第4条の2第2項に定める議会運営委員会の委員の定数を「4人」から「5人」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、改正後の大多喜町議会委員会条例は、さきにご説明したとおり、次の議会議員選挙後の任期から始まる平成21年1月25日からの施行とするという内容のものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第21、発議第2号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

4番小高芳一さん。

○4番（小高芳一君） それでは、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明を申し上げたいと思います。

今回の主な改正は、地方自治法の改正に伴いまして文言の改正をするとともに、現在委員会に出席しますと、費用弁償ということで1,500円支給することになっておりますけれども、それを廃止する。さらに、議員報酬につきましては月額報酬になっておるところでございますけれども、これを日割り支給にするということで、議員報酬を削減するというようなことが主な内容でございます。

それでは、本文のほうに入らせていただきたいと思います。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条、この条例は、地方自治法第203条第4項の規定に基づき、本町の議会の議長、副議長及び議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当並びにその支給方法を定めるものとする。

第2条の見出しを「議員報酬の額」に改め、同条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(議員報酬の支給の始期等)

第3条、議長、副議長、または議員が月の中途において職に就いたときはその日から、任期満了、辞職、失職もしくは除名により、議長、副議長もしくは議員でなくなったとき、また議会が解散されたときはその日まで、日割りによって計算した額の議員報酬を支給する。ただし、死亡したときには、その当月分までの議員報酬を支給する。

2 議長、副議長及び議員には、重複して議員報酬を支給しない。

(議員報酬の支給方法)

第4条、前条に定めるもののほか、議員報酬の支給については、大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の例による。

第5条、第1項中「招集に応じ、もしくは委員会に出席したときの費用弁償は、「1日につき1,500円とし、」を削る。

第6条、第4項中「報酬月額」を「議員報酬の月額」に改める。

附則。

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の費用弁償について適用し、同日前の招集又は委員会への出席に係る費用弁償については、なお従前の例による。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)。

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条、第2項中「議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に改める。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉明德君) 異議なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉明德君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小倉明德君) 日程第22、請願第1号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

7番野中眞弓さん。

○7番(野中眞弓君) 請願趣旨を読ませていただいて、それにかえさせていただきます。

燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願。

請願団体は、農民運動千葉県連合会代表者、大木傳一郎さんです。

請願趣旨。

御存じのように、燃料、肥料、飼料、ビニール類、ダンボールなどあらゆる農業資材の価格が短期間に高騰し、農家経営に重大な打撃をもたらしています。しかも、こうした生産コストの上昇分は農家の出荷価格に反映されないため、農家経営にストレートにのしかかる状況になっています。

国際的に穀物価格が高騰し、安定的な輸入が危ぶまれているもとの、国内産の増産による食料自給率の向上が待たないとなつている今、このような事態を放置するならば、国民生活に重大な影響をもたらすことは明らかであり、政府としての万全な対策が急務となっています。

先般、政府が漁業者に対する燃料高騰対策として打ち出した緊急対策は、漁民の要求からすれば不十分なものですが、直接補てんを含んでいることは重要と考えます。農家の苦境を

緩和するための対策が急がれています。

よって、次の事項を実現する意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

請願事項。

1、政府において、石油、肥料、飼料、農業資材の高騰分の補償を含む対策を実施すること。

2、原油や穀物への投機を規制すること。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小倉明德君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

お諮りします。

本請願は、これを採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議がありますので、挙手によって採決します。

本請願を採択することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手少数）

○議長（小倉明德君） 挙手少数。

したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

---

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第23、請願第2号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

7番、野中眞弓さん。

○7番（野中眞弓君） この請願内容をお読みする前に一言、ちょっと長い一言になりますけれども述べさせていただきます。

今ここで問題になっているミニマムアクセス米は、今毎日のように新聞をにぎわわせている毒輸入米というか、それからカビ毒の輸入米の、あの元になっているお米です。

国民が必要としていないにもかかわらず、政府は毎年、外国米を大量に輸入しています。食の安全と食料自給率引き上げが求められている中で、ミニマムアクセス米と呼ぶ外国米の輸入に、国民の目は今、本当に厳しくなっております。

このミニマムアクセス米の輸入が始まって13年たちました。制度の破綻は国内、国際の両面で明らかになってきています。

ミニマムアクセス米は1993年、WTO、関税貿易一般協定です、違う、国際貿易協定ですね、前身であるGATTのウルグアイ・ラウンド交渉で導入されました。これは、農産物のうち日本が唯一自給できる米の市場に風穴を開けるものでした。当時の政府は、国産米の需給に影響を与えないと約束しました。実際に外国米の需要がほとんどないこともあって、多くが倉庫に積み上げられ、管理に多額の税金が投入されてきました。政府の出した資料なんですけれども、この間、プラスマイナスで損を出しているのは1,500億を超えるお金が管理費、それから買いつける、売り上げの差益で出ております。

その半面、ミニマムアクセス米は一部の外食産業や加工用に使われ、米余りの要因になってきました。そのもとで農家は減反にさらに追い打ちをかける減反の強制をしてきています。

WTO協定を精査してみますと、ミニマムアクセス米は輸入機会を提供するという約束にすぎず、その全量を買入れる義務はないということが明らかになっており、政府も過去の国会答弁でそのことを認めております。政府は、米は国家貿易だから全量を買取る義務があると主張してきました。

ところがことし、全量輸入が義務だと言っている政府の主張が崩れました。農水省は、2007年もミニマムアクセス米を全量77万トン輸入する予定でした。しかし、米の国際価格が急騰する中で、間に入った業者が希望する買取価格では入札が成立しない事態が生じたのです。農水省は結局、2007年度のミニマムアクセス米の輸入を約7万トン残して打ち切ってしまいました。これは政府の判断で輸入量をかえられることを、政府みずからが明らかにしたものに相違ありません。

今、世界的に食糧危機が叫ばれております。米不足から暴動が起きた国さえあると聞いております。日本が不要な米を輸入し続けることは、途上国の人々の貴重な食料を横取りするというに等しいものです。これには人道上も道理がありません。

こういうミニマムアクセス米の経過と実情を踏まえて、請願趣旨を読ませていただきます。請願趣旨。

この間、トウモロコシ、大豆、小麦、米などの国際相場が急騰し、輸入穀物を原料とする食品や飼料価格等が値上がりして国民生活に重大な影響をもたらしています。

米や穀物の価格高騰は、全世界に深刻な影響を及ぼし、6月には緊急の「食料サミット」が開催され、7月の「洞爺湖G8」でも、環境問題と合わせて食糧問題の解決が重要なテーマになりました。

食糧価格の高騰の原因は、複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。

こうした中で、特別な需要のないミニマムアクセス米が、年間77万トンも輸入されています。しかし、国際市場価格の高騰の影響で、ことし4月に初めて不落札になるという事態が起きました。これ以上、日本がミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格高騰に加担し、途上国の食料を奪うことにならざるを得ません。

にもかかわらず、国内では「生産過剰」が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大強化されています。こうした下で、ミニマムアクセス米の輸入は、国際的な道理として許されるものではありません。

政府は、輸入があたかもWTO農業協定上の「義務」であるかのように言います。しかし、本来、輸入は義務ではなく「輸入の機会の提供」にすぎないということは、99年11月の政府答弁でも明らかです。国際的に米や穀物の需給が逼迫し、WTO交渉は決裂、今後どうなるのか宙に浮いたまま、ラウンドそのものの崩壊すら取りざたされています。

以上の趣旨から、従来の枠組みにとらわれることなく、内外の食糧の危機的事態への対応

策として、次の事項を請願します。

請願事項。

1、ミニマムアクセス米の輸入を停止するよう、政府関係機関に意見書を提出してください。

なお、つけ加えさせていただきます。これが届いたのは、今回の事故米の事件が発覚する前でしたので、そのことには触れておりませんが、国民の食糧の安全供給という面からも、やはりミニマムアクセス米については停止をするべきではないかと考えます。

以上です。

○議長（小倉明德君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会への付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

本請願は、これを採択することにご異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議がありますので、挙手によって採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

○議長（小倉明德君） 挙手少数です。

したがって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

---

#### ◎休会について

○議長（小倉明德君） お諮りします。

議案等調査のため、9月20日から24日まで5日間、休会したいと思います。

なお、明日19日は午後1時に会議を開会し、最終日25日は午前10時に会議を開会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、9月20日から24日までの5日間、休会とすることに、また明日19日は午後1時から、最終日25日は午前10時からそれぞれ会議を開会することに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小倉明德君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

長時間ご苦労さまでした。

（午後 3時00分）

大多喜町第3回定例会

(第2号)

平成20年第3回大多喜町議会定例会会議録

平成20年9月19日(金)

午後 1時00分 開議

出席議員(11名)

1番	藤平美智子君	2番	野村賢一君
3番	野口晴男君	4番	小高芳一君
5番	正木武君	7番	野中眞弓君
8番	志関武良夫君	9番	有家功君
10番	斎藤守君	11番	君塚義榮君
12番	小倉明德君		

欠席議員(1名)

6番 江澤勝美君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

副町長	酒井太門君	教育長	田中啓治君
代表監査委員	秋山嘉道君	総務課長	君塚良信君
企画商工観光課長	森俊郎君	税務住民課長	岩瀬進君
農林課長	角田健一君	建設課長 水道室長	浅野芳丈君
健康福祉課長	苅米與工門君	環境生活課長	塩田常夫君
子育て支援課長	磯野勝廣君	自動車学校長	中村勇君
特別養護老人ホーム所長	岩瀬鋭夫君	教育課長	渡辺嘉昭君
会計室長	岩佐秀樹君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 鈴木朋美 副主査 小倉光太郎

## 議事日程（第2号）

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成19年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について（説明）           |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成19年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について（説明） |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成19年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（説明）     |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成19年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（説明）       |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 平成19年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（説明）       |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 平成19年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について（説明）  |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 平成19年度大多喜町水道事業会計決算認定について（説明）             |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 平成19年度大多喜町自動車学校事業会計決算認定について（説明）          |

---

◎開議の宣告

○議長（小倉明德君） 昨日の会議に引き続き、会議を開きます。ただいまの出席議員は11名です。したがって定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

なお、6番、江澤勝美さんが所用のため本日欠席する旨の届け出がありました。

また、本日の会議、町長は他の公務のため本日の会議を欠席する旨の通告がありましたのでご了承願います。

日程に入ります。

(午後 1時00分)

---

◎認定第1号から認定第8号の一括上程、説明

○議長（小倉明德君） 日程第1、認定第1号 平成19年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8、認定第8号 平成19年度大多喜町自動車学校事業会計決算認定についてまでの各会計の決算認定を一括議題とします。

なお、本決算認定については、日程にお示ししたとおり、本日は説明並びに決算審査報告までとします。

認定第1号から認定第8号まで、順次決算内容の説明を求めます。

認定第1号 平成19年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について説明願います。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは初めに、お配りいたしました薄いほうの平成19年度主要施策の成果説明書、財産に関する調書よりご説明させていただきます。

まず1ページをお開きいただきたいと思います。

決算収支の状況でございますが、一般会計のほか5つの特別会計の平成17年度から3年間の収支状況を記載したものであります。後ほど会計別にご報告いたしますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、2ページをお開きください。

普通会計決算額の前年度に対する歳入歳出の比較表でございますが、この表は市町村の財政状況指数の分析を行うために調査したもので、本町は一般会計のほか、鉄道経営対策基金

特別会計を加えた2会計を普通会計として合算し、決算分析をしたものでございます。この表につきましては、一番下の欄の合計のみを説明申し上げたいと思います。

まず、歳入合計でございますが、47億5,469万2,000円、前年度決算額で49億4,029万1,000円、比較で1億8,559万9,000円の減でございます。比率では3.8%の減でございます。決算合計額に対する住民1人当たりの額で申し上げますと43万1,656円でございます。

次に、歳出でございますが、決算合計額で45億4,155万7,000円、前年度決算額で47億1,085万8,000円、比較で1億6,930万1,000円の減でございます。比率では3.6%の減となっております。住民1人当たりで申し上げますと41万2,307円でございます。

次に、3ページになります。

一般会計決算書の目的別歳入歳出比較表でございますが、歳入歳出の明細につきましては、後ほど決算書の事項別明細書によりご説明いたしますので、この表につきましても一番下の欄の合計額のみをご説明させていただきます。

歳入合計でございますが、決算額合計で46億494万円、前年度決算額で47億7,351万2,000円、比較いたしますと1億6,857万2,000円の減で、3.5%の減となっております。住民1人当たりの額で換算いたしますと41万8,061円でございます。

次に、歳出でございますが、決算額合計で43億9,180万6,000円、前年度決算額で45億4,407万9,000円、比較いたしますと1億5,227万3,000円の減で、比率では3.4%の減でございます。住民1人当たりで申し上げますと39万8,711円でございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度の主要施策の一覧表であります。事業名、決算額、成果説明について読み上げて報告をさせていただきます。

まず、地方バス路線対策事業665万2,000円。栗又線ほか3路線でございます。

バイオマス利活用推進事業1,212万9,000円。これはバイオディーゼル製造施設整備に係るものでございます。

次に、参議院議員選挙費760万6,000円。これは有権者数9,394人、千葉県選挙区、投票者数5,612人、投票率59.74%、比例区で投票者数5,611人、投票率59.73%でございます。

千葉県議会議員選挙費368万4,000円。有権者数9,333人、投票者数6,044人、投票率64.76%でございます。

次に、障害者福祉事業1億2,253万5,000円。施設訓練等支援費委託金。

児童手当支給事業6,101万5,000円。支給対象者は557人でございます。

老人保健事業1,978万8,000円。健康診査1,690人、健康づくり教室183回開催いたしまして、実人員142人でございます。

がん検診事業1,433万6,000円。受診者数5,454人。

高齢者住宅生活支援事業975万9,000円。緊急通報装置利用事業、43名の利用でございます。寝具乾燥消毒サービス事業、3名の利用でございます。軽度生活援助利用事業、2人でございます。外出支援サービス事業172人、福祉タクシー16人となっております。

児童クラブ運営事業972万4,000円。放課後児童保育64名でございます。

下のページになりますけれども、乳幼児児童医療対策事業1,665万4,000円。これは就学前児童の入通院医療費及び小学生入院医療費の扶助でございます。

少子化対策事業610万円でございます。出産祝金でございますして、支給件数61件でございます。

合併処理浄化槽設置整備事業1,133万5,000円。合併処理浄化槽設置整備数34基でございます。

いすみクリーンセンターごみ処理委託料5,306万4,000円。可燃ごみ処理量2,234.5トンでございます。

中山間地域総合整備事業5,622万1,000円。ほ場整備といたしまして笛倉・小内、集落道の工事といたしまして紙敷、公園整備といたしまして三条でございます。

有害鳥獣駆除対策事業488万9,000円。有害駆除頭数、猿29頭、猪129頭、鹿が130頭でございます。

観光関係団体助成事業1,225万9,000円。お城まつり補助金380万円、レンゲまつり補助金570万円。

街なみ整備事業3,117万3,000円。案内板設置工事、掲示板解体撤去及び設置工事、石畳舗装工事でございます。

街なみ整備助成事業2,328万2,000円。街なみ整備助成事業補助11件でございます。

国土調査事業3,342万1,000円。横山、葛藤、小田代地区でございます。

町道改良事業1億7,784万2,000円。改良工事、小倉野線ほか4路線でございます。

町道維持管理事業2,986万7,000円。これは舗装工事等でございます。

橋梁維持事業631万4,000円。橋梁の塗装といたしまして桑曾根橋でございます。

交通安全対策事業497万円。区画線工事、中野大多喜線ほか2路線、フェンス設置2カ所、反射鏡設置1カ所でございます。

次のページになりますが、町営住宅管理事業1,735万1,000円。大多喜団地風呂場改修工事、火災警報器設置工事、耐震診断委託料でございます。

消防水利整備事業327万4,000円。防火水槽等改修工事2カ所、消火栓改修工事3カ所。

防災無線整備事業1億1,826万2,000円。防災行政無線施設整備工事、戸別受信機3,108台でございます。

生徒海外派遣事業280万5,000円。オーストラリアの派遣15名でございます。

中学校施設維持補修事業165万9,000円。大多喜中学校屋内運動場耐力度調査業務等でございます。

中学校建設事業1億6,359万2,000円。西中学校校舎改築工事でございます。

道路橋梁災害復旧事業141万8,000円。道路災害復旧工事1カ所でございます。

河川災害復旧事業592万3,000円。河川災害復旧工事2カ所となっております。

農地災害復旧事業585万8,000円。6地区でございます。

農業施設災害復旧事業750万1,000円。工事箇所、4地区でございます。

以上が平成19年度の主要事業の報告であります。

次に、6の2ページをお開きいただきたいと思います、その下になりますけれども。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の指標の報告でございます。この法律は、いわゆる財政健全化法が20年4月から施行されたことによりまして、健全化に関する指標を議会に報告することとなったものであります。公表する指標は4指標であります。

まず1つ目は、実質赤字比率でございますが、普通会計の実質赤字を見るものであります。本町の場合、赤字額はありませんので該当はありません。

2つ目になりますが、連結実質赤字比率でございます。普通会計に特別会計、公営企業会計、水道事業会計、自動車学校事業会計を含むものでございますが、実質の赤字額及び資金不足額、余剰金等を見るものでございますが、これも赤字が発生しておりませんので該当はございません。

3つ目の実質公債費比率であります。この比率につきましては、一般会計、特別会計、一部事務組合を含めた公債費の比率でございます。本町では8.8%でございます。

4つ目の将来負担比率でございます。この比率は先ほど申し上げました実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率は、単年度で財政状況を示しているのに対しまして、この将来負担比率では将来の財政上の負担を総額でとらえることとなります。将来負担の比率の対象は、地方公共団体の全会計だけでなく一部事務組合、地方公社及び第三セクターも

含まれることとなります。本町の比率は106.5%でございます。

以上が4指標の数値でございますが、今年度から新たに公表する指標でございますので、若干説明を加えさせていただきますと、夕張市のような財政破綻を未然に防止するために、現行の制度では十分な対応ができないために、新しい法制度としたものでございます。

この法律では3つの段階を想定しておりまして、まず健全段階では、指標の整理と情報開示を徹底し、健全財政を維持しようとするものでございます。

第2段階は、早期に財政の健全化が図られなければならない段階であります。この段階では自主的な改善努力による財政の健全化を図る必要があります。財政の健全化の策定は、これは議会の議決が必要なほか、外部監査なども必要になります。この早期健全化基準の比率につきましては、6の2ページの表に示したとおり、実質赤字比率は15%、連結実質赤字比率は20%、実質公債費比率は25%、将来負担比率は350%までとなっております。

次の段階が3つ目の段階になりますが、財政の再生段階であります。この指標から申し上げますと、この表には数値は記載しておりませんが、実質赤字比率20%、連結実質赤字比率40%、実質公債費比率35%、将来負担比率は同じ350%となっております。この段階になりますと国の関与による確実な再生となり、再生計画は議会の議決、あるいは外部監査はもちろんのことでありますが、総務大臣に協議をし同意を求めることとなります。新しい法制度のもとでは、健全段階から徹底して指標を公表し、財政が悪化しない方法に重点が置かれております。

次に、7ページから53ページにかけましては、一般会計のほか、5つの特別会計の主要事業実績または成果が記載されております。内容につきましては決算書の中でご説明いたしますので、ここでは割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、財産に関する調書でございますが、厚いほうになります。428ページをお開きいただきたいと思います。

428ページでございます。よろしいでしょうか、裏のほうになりますね。

まず、1の公有財産、(1)土地及び建物でございますが、土地につきましては決算年度中増減で申し上げますが、公共用財産、その他施設でございますが、中山間地域総合整備事業、やまびこセンターの建設用地2,533平方メートルの購入でございます。その他といたしまして、合同資源産業株式会社内にある赤道1,866.73平方メートル、旧大多喜土木事務所所長公舎用地150.1平方メートルの売却による2,017平方メートルの減でございます。

次に、隣の木造の建物でございますが、その他の欄では66平方メートルの減でございます。

が、これは観光本陣わきの店舗を取り壊したことによる減であります。

隣の非木造の学校では、西中学校校舎の解体により2,888平方メートルの減となっております。公共用財産、その他の施設であります。バイオディーゼル製造施設及び防災無線大田代中継局設置に伴う43平方メートルの増でございます。

次に、下の表になりますが、(2)の山林でございますが、合計欄で申し上げますが、面積については増減ございませんでしたので、決算年度末残高は1,900万800平方メートルとなっております。右のほうになりますが、立木の推定蓄積量の決算年度中増減高の合計、一番下の欄の右から2列目でございますが、1,044立方メートルの増につきましては、立木の育成によります推定蓄積量、内訳は町有林1,027立方メートル、分収林で17立方メートルの増で、決算年度末残高は4万4,588立方メートルとなります。

次は、430ページをお開きください。

(3)の有価証券でございますが、決算年度中の増減はありませんでしたので、決算年度末残高は7,630万6,000円でございます。株式の内訳を申し上げますと、いすみ鉄道で4,080万円、みずほホールディングス14万8,000円、エフエムサウンドちば20万円、関東天然瓦斯10万8,000円、千葉園芸プラスチック5万円、有限会社たけゆらの里おおたき3,500万円でございます。

次の(4)出資による権利につきましては、農業開発公社ほか14件に対する出資状況でございますが、合計欄の決算年度中増減高は、真ん中にあります1,649万7,000円の増であります。内訳は記載のとおりであります。農業開発公社につきましては、19年3月31日をもちまして解散したことによる減であります。南房総広域水道企業団は増額出資によるものでございます。したがって、決算年度末残高は3億2,263万2,000円となっております。

次は、431ページになります。

2の物品につきましては、決算年度中増減高の、庁用車両のうち事務用連絡車を3台廃車し、新たに1台を購入したものでございます。真ん中になりますが、後期高齢者医療システム対応用パソコン購入、環境センターに設置いたしましたバイオディーゼル燃料製造装置の設置、議場の会議システム、防災無線の移動系、固定系設備の整備でございます。移動系につきましては、役場庁舎1基、大田代中継局1基、固定系につきましては、大田代中継局2基でございます。

次は、433ページをお開きいただきたいと思っております。

3の基金でございますが、区分欄に記載された表のとおりでございます。それぞれの目的

に基づいて積み立てや取り崩しを行いました結果の増減であります。18件の基金合計で申し上げますが、決算年度中増減高は2億2,170万8,000円の減で、決算年度末現在高の合計は34億5,497万8,000円でございます。

以上が19年度の主要施策並びに予算の執行実績報告、財産に関する調書の説明でございます。

引き続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度大多喜町歳入歳出決算会計別の総括表でございますが、一般会計ほか5つの特別会計につきまして後ほど会計別に説明させていただきますので、ここでは合計欄のみをご報告させていただきます。

まず、歳入でございますが、6会計の合計で84億4,596万1,000円、調定額は88億4,309万4,265円、隣の3ページになりますが、支出済額は85億5,905万7,774円、不納欠損額は901万1,289円、収入未済額は2億7,502万5,202円でございます。

次に、歳出でございますが、同じく6会計の合計額で申し上げますと、予算現額は84億4,596万1,000円、支出済額は82億4,443万6,819円、翌年度の繰越額は1,785万円でございます。不用額は1億8,367万4,181円。

以上が平成19年度における6会計の歳入歳出の総括状況でございます。

次に、平成19年度の一般会計歳入歳出決算について、事項別明細書によりご説明いたしますので、20ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度大多喜町一般会計歳入歳出決算事項別明細書、まず歳入でございますが、金額につきましては右ページの調定額より申し上げます。

款1町税、調定額15億1,088万9,889円、収入済額13億1,588万325円、不納欠損額479万9,897円、収入未済額1億9,020万9,667円、収納率は87.1%であります。

このうち、項1町民税は、個人、法人合わせました調定額は5億146万5,861円、収入済額4億7,762万686円、不納欠損額60万77円、収入未済額2,324万5,098円、収納率は95.2%であります。

次に項2固定資産税は、調定額が8億4,483万7円、収入済額は7億2,043万8,808円、不納欠損額406万5,020円、収入未済額1億2,032万6,179円、収納率は85.2%であります。

項3軽自動車税でございますが、調定額は2,572万900円、収入済額は2,380万9,900円、不納欠損額11万500円、収入未済額180万500円、収納率は92.6%であります。

次に、項4たばこ税でございますが、22ページになります。調定、収入済額、同額で

7,636万4,281円。

次に、項5 鉱産税でございますが、これも調定額、収入済額、同額で285万4,600円でございます。

項6 特別土地保有税でございますが、調定額が5,176万2,590円、収入済額支出済額690万400円、不納欠損額2万4,300円、収入未済額4,483万7,890円でございます。収納率は13.3%となっております。

項7 入湯税でございますが、調定額、収入済額、同額の789万1,650円でございます。

款2 地方譲与税でございますが、調定額、収入済額、同額の8,893万9,000円でございます。このうち項1 自動車重量譲与税、調定額、収入済額、同額で6,610万3,000円であります。

項2 地方道路譲与税、調定額、収入済額、同額で2,283万6,000円であります。

款3 利子割交付金でございますが、調定額、収入済額、同額の385万6,000円であります。

款4 配当割交付金、調定額、収入済額、同額の418万7,000円となっております。

24ページをお開きいただきたいと思います。

款5 株式等譲渡所得割交付金、調定額、収入済額、同額の295万5,000円。

款6 地方消費税交付金、調定額、収入済額、同額の1億2,539万6,000円であります。

款7 ゴルフ場利用税交付金でございますが、調定額、収入済額、同額でございますして1億2,532万7,566円でございます。

款8 自動車取得税交付金でございますが、これも調定額、収入済額、同額の5,975万5,000円でございます。

26ページをお開きください。

款9 地方特例交付金でございますが、調定額、収入済額、同額の543万8,000円でございます。

款10 地方交付税、調定額、収入済額、同額の12億1,405万5,000円。普通交付税、特別交付税の内訳は備考欄にあります。普通交付税で11億1,707万9,000円、特別交付税9,697万6,000円でございます。

款11 交通安全対策特別交付金、調定額、収入済額、同額の289万4,000円。

款12 分担金及び負担金でございますが、項1 負担金の合計で申し上げますと、調定額は2億1,420万8,464円、収入済額で2億739万9,733円、不納欠損額ゼロ、収入未済額680万8,731円、収納率は96.8%でございます。内容につきましては、次の目2の民生費から30ページの目7 災害復旧事業負担金まで、それぞれ事務事業実施に伴う受益者負担、あるいは関係団体

の負担金であります。

次に、30ページになりますが、下のほうになりますけれども、款13使用料及び手数料でございますが、調定額8,721万3,922円、収入済額8,452万8,742円、不納欠損額ゼロ、収入未済額は268万5,180円、収納率は96.9%でございます。項1使用料、目1総務使用料から34ページ、目7教育使用料までは施設などの使用料でございます。合計で申し上げますと、調定額6,255万1,422円、収入済額5,986万6,242円、不納欠損額ゼロ、収入未済額268万5,180円、収納率は95.7%でございます。

次は34ページの真ん中辺になりますけれども、項2手数料、合計で申し上げますが、調定額2,466万2,500円、収入済額2,466万2,500円、不納欠損額ゼロ、収入未済額もゼロでございます。まして、収納率は100%でございます。

36ページをお開きください。

款14国庫支出金、調定額、収入済額、同額で2億4,279万7,517円でございます。項1国庫負担金であります。調定額、収入済額、同額で8,177万419円でございます。内容であります。目1民生費から次の38ページ、目3公共土木施設災害復旧費国庫負担金まで、それぞれの事業に係る国からの負担金収入であります。

次は38ページの下の方になります。項2国庫補助金、調定額、収入済額、同額の1億5,683万500円。内容は、目1民生費国庫補助金から42ページの目5総務費国庫補助金まで、各種事務事業に対する国からの補助金であります。

42ページをお開きください。

項3国庫委託金、調定額、収入済額、同額の419万6,598円でございます。内容でございます。目1の総務費委託金から目2民生費委託金まで、それぞれ国の事務事業の委託金収入でございます。

44ページをお開きいただきたいと思っております。

次に、款15県支出金、調定額、収入済額、同額の2億3,347万4,539円でございます。項1県負担金、これも調定額、収入済額、同額の9,473万4,273円でございます。内容でございます。このページから46ページの上の方にかけて、目4権限委譲事務交付金までは、事務事業に対する県からの負担金収入でございます。

46ページになりますけれども、項2県補助金でございます。調定額、収入済額、同額の7,044万5,765円でございます。内容は、各事務事業に係る県からの補助金であります。目1総務費補助金から6枚ほどめくっていただきまして、58ページの上の方であります。農

林水産施設災害復旧費補助金でございます。

58ページになりますけれども、項3 県委託金、調定額、収入済額、同額で6,829万4,501円でございます。内容は、目1 総務費委託金から次の60ページの目7 土木費委託金にかけてありますが、各事務事業に係る委託金であります。

次に、60ページになります。

款16財産収入であります。調定額、収入済額、同額の2,906万8,444円でございます。項1 財産収入であります。調定額、収入済額、同額でございます。264万8,093円。内容につきましては、目1 財産貸付収入は普通財産であります。土地建物の貸付収入、目2 利子及び配当金は各種基金からの利子が主なものであります。

項2 財産売却収入でございます。調定額、収入済額、同額で2,642万351円。内容は、土地、不動産等の売却収入でございます。

62ページをお開きいただきたいと思います。

款17寄附金、調定額、収入済額、同額の2,300万円でございます。これは、有限会社たけゆらの里おたきからの一般寄附金でございます。

款18繰入金でございます。これも調定額、収入済額、同額の1億4,807万837円でございます。項1 基金繰入金でございます。調定額、収入済額ともに同額の1億3,660万1,500円でございます。内容であります。目1 の財政調整基金繰入金から64ページにかけまして、それぞれの目的事業に充当するための各種基金からの繰入金でございます。

64ページになります。真ん中より少し下のほうになります。項2 特別会計繰入金であります。調定額、収入済額、同額の1,146万9,337円。これは老人保健、介護保険、水道事業会計、国民健康保険分の前年度分の精算に伴う繰入金でございます。

66ページをお願いします。

款19繰越金でございます。調定額、収入済額、同額の2億2,943万3,496円で、前年度からの繰越金でございます。

款20諸収入でございます。調定額4,883万8,713円、収入済額4,518万4,154円、収入未済額365万4,559円でございます。内容について申し上げますと、項2 雑入、目1 高額療養費貸付金返還金、調定額51万2,200円、収入済額20万8,500円、収入未済額は30万3,700円でございます。

目2 雑入、調定額4,824万3,860円、収入済額4,489万3,001円、収入未済額335万859円でございます。内容は67ページから71ページまでの備考欄に記載のとおりであります。収入未

済額につきましては、町営住宅入居者撤去に伴う修繕料の負担金、アルミプレス等の販売代金が未納となっているものでございます。

次に、70ページをごらんいただきたいと思います。

款21町債でございますが、調定額、収入済額、同額でございますして、4億1,330万円でございます。72ページにかけまして、各種事業の実施に係る財源に充当する起債であります。

72ページでございますが、歳入合計でございますが、予算現額計で44億7,381万円でございます。調定額は48億1,309万8,387円、収入済額46億494万353円、不納欠損額479万9,897円、収入未済額2億335万8,137円でございます。

以上が一般会計の歳入決算の状況でございます。

続きまして、歳出であります。74ページをお開きいただきたいと思います。

次に、歳出でございますが、支出済額を中心に説明申し上げますが、節欄及び備考欄につきましては概要のみの説明とさせていただきますのでご了承いただきたいと思います。

款1 議会費、支出済額は7,871万4,915円でございます。内容につきましては、77ページまでになりますが、町議会議員12名並びに事務局3名の人件費や議会活動に要する事務的経費、または会議録作成委託料、会議録音用備品のほか、県・郡町村議会議長会負担金、政務調査費補助金や各関係団体への負担金であります。

76ページになります。

款2 総務費でございますが、支出済額は6億2,352万8,558円でございます。項1 総務管理費、目1 一般管理費、支出済額は2億5,870万6,355円でございます。これは区長63名分の報酬、常勤特別職2名、それに一般職19名分の人件費と、役場全体に及ぶ事務管理経費、機械器具の保守管理、事務機器の使用料、事務機械器具等の備品購入費であります。

また、83ページになりますが、節19負担金補助及び交付金につきましては、備考欄に記載のとおり、各関係団体の負担金や補助金でございます。

84ページをお開きいただきたいと思います。

目2 文書広報費でございますが、支出済額は916万8,101円でございます。内容につきましては、各種法令集の追録印刷代、加除代及び広報おたきの発行に係る経費でございます。

節13委託料は、ホームページの更新委託や例規集のデータ更新に係る業務委託料が主なものであります。

86ページをお開きいただきたいと思います。

目3 財産管理費では、支出済額は743万6,734円でございます。これは財政関係職員の出張

旅費、予算書・決算書の印刷製本費、財務システム用のパソコンソフトの保守委託及びソフト借上料が主なものであります。

目4 会計管理費で、支出済額は44万6,742円でございます。これは会計室における事務管理経費でございます。

88ページになります。

次に、目5 財産管理費で、支出済額は2,590万1,921円でございますが、内容につきましては、役場庁舎、町有車両、町有建物及び町有林等の維持管理経費、役場庁舎耐震補強設計委託料等でございます。

次は90ページをお開きください。

目6 企画費でございますが、支出済額9,618万6,759円でございます。職員6名分の人件費のほか、主なものを申し上げますと、節13では町内臨時バス業務委託料、節15ではBDF燃料製造装置の設置、節19では負担金補助及び交付金として関係団体への補助金及び交付金のほか、夷隅郡市広域市町村圏事務組合負担金、地方バス路線対策補助金、いすみ鉄道利用増大対策事業補助金、いすみ鉄道友の会、町国際交流協会補助金、まちづくり提案事業助成金などであります。

次に、96ページをお開きいただきたいと思っております。

目7 電子計算費、支出済額2,993万9,692円、町のコンピューター業務に係る経費でございます。電子計算機の保守委託やデータ編集委託料、また電子計算機のリース料が主なものでございます。

目8 諸費、支出済額は1,570万6,404円でございます。内容を申し上げますが、節12 役務費は、町に管理責任のある事故が発生した場合の総合賠償保険料であります。節15 工事請負費では防犯灯の設置となっております。

98ページをお開きいただきたいと思っております。

節19では防犯灯設置電気料に対する補助金を初め、交通安全協会、防犯組合連合会への補助金、台区集会施設の新築分補助金等でございます。

節23 償還金利息及び割引料でございますが、国、県支出金の精算返還金や税の過誤納返還金でございます。

目9 オフトーク通信運営費、支出済額は395万8,591円でございます。これはオフトーク放送通信業務経費でございます。NTT回線使用料や放送センター装置の保守点検委託料でございます。

次に100ページをお開きください。

項2 徴税费、支出済額は1億2,073万8,389円でございます。目1 税務総務費、支出済額は7,410万9,476円でございます。これは、税務職員10名分の人件費と税務事務管理費等でございます。

次のページになりますが、節19負担金補助及び交付金であります。たばこ税増収対策補助金、青色申告会活動費補助金等でございます。

目2 賦課徴収費では、支出済額4,662万8,913円、節8 報償費は納期前納付奨励金でございます。

104ページをお開きください。

節13委託料は、評価額算定のための不動産鑑定、あるいは地図修正委託料、パソコンの保守点検、地図情報データ修正委託料であります。

節14使用料及び賃借料は、税の課税に係る事務機器やパソコンソフトの借上料であります。

節18は、事務用連絡自動車の購入であります。

106ページをお開きください。

項3 戸籍住民基本台帳費、支出済額は3,322万5,180円ありますが、職員4名分の人件費や出張所の臨時職員2名分の賃金、本庁及び老川、西畑出張所の窓口業務の運営に係る経費でございます。

108ページをお開きください。

項4 選挙管理費、支出済額は1,153万8,193円、目1 選挙管理委員会費で支出済額は24万9,436円でございます。内容といたしましては、選挙管理委員会定時開催による委員報酬が主なものでございますが、そのほかは事務的管理経費及び団体の負担金でございます。

110ページになります。

目2 参議院議員選挙費でございますが、支出済額760万5,320円で、これは7月29日に執行されました参議院議員選挙の経費でございます。

112ページをお開きください。

目3 千葉県議会議員選挙費でございますが、支出済額は368万3,437円で、4月8日に執行されました19年度分の経費でございます。

114ページをお開きください。

項5 統計調査費、目1 統計調査総務費、支出済額921万5,001円でございます。これは、統計調査に係る職員1名分の人件費のほか、統計調査に係る事務的経費と各種団体への負担金

でございます。

116ページをお開きください。

項2各種統計調査費でございますが、支出済額は84万561円で、統計調査員への報酬や事務管理経費でございます。

項6目1監査委員費で、支出済額は51万9,935円でございます。各種監査時に伴う監査委員の報酬、事務的管理経費や監査委員の研修負担金でございます。

118ページになります。

款3民生費、支出済額9億3,463万3,084円でございます。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、支出済額は5億5,648万8,100円でございます。この内容は職員5名分のほか、節8報償費では民生委員の報酬や福祉タクシー協力金、出産祝い金等でございます。

120ページをお開きいただきたいと思えます。

節13委託料は、戦没者追悼式典会場設営委託料、身体障害者や知的障害者に係る障害者福祉関係業務委託料であります。

節19負担金及び交付金の主なものとしては、次のページにかかりますが、保護司会、遺族会、身体障害者福祉会、社会福祉協議会等の各種補助金や負担金であります。

節20扶助費につきましては、124ページから125ページにかけてになりますが、重度身体障害者医療補助、介護給付費、身体障害者及び知的障害者施設訓練費等でございます。

次は124ページになります。

節21貸付金は、高額療養費貸付金、節28繰出金は、国民健康保険特別会計への一般会計からの繰出金でございます。

目2国民年金費、支出済額は553万2,594円、職員1名分の人件費のほか、126ページになりますが、国民年金事務の執行にかかわる経費でございます。

目3老人福祉費、支出済額は1億2,795万9,373円でございます。節8報償費は、敬老祝い金や祝い品であります。このほか、緊急通報システム業務委託や外出支援サービス委託料が主なものであります。

128ページをお開きいただきたいと思えます。

節19負担金補助及び交付金は、老人クラブ活動に対する補助金や地域ボランティア事業補助金、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金であります。

節20扶助費につきましては、老人日常生活用具給付事業、福祉タクシー利用助成金、老人

保護措置費であります。

節28繰出金は、老人保健特別会計への一般会計からの繰出金でございます。

目4 青少年女性対策費、支出済額92万3,357円でございます。内容につきましては、青少年相談員25名分の報酬並びに活動に係る経費でございます。

130ページをお開きください。

目5 介護保険事業費、支出済額は1億3,004万1,106円でございます。介護保険事業の推進に係る経費でありまして、節13委託料は電算システム保守及びソフト修正委託料であります。

節19負担金補助及び交付金でございますが、ホームヘルプサービス利用助成金及び訪問入浴サービス利用助成金でございます。

節28は、介護保険特別会計への一般会計からの繰出金でございます。

132ページをお開きください。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、支出済額は5,651万8,336円でございます。内容は職員5名分の人件費のほか、扶助費が主たるものでございまして、乳幼児医療費や児童入院医療費等であります。

134ページになりますが、目2 児童措置費、支出済額は6,146万1,931円でございます。主な内容は、扶助費の各児童手当や特例給付などの支給事務に要する経費でございます。

136ページになります。

目3 母子福祉費、支出済額は83万3,950円でございます。これはひとり親家庭等医療費等助成金でございます。

目4 児童福祉施設費、支出済額は2億5,933万767円でございます。保育園嘱託医6名分の報酬及び職員29名分の人件費、節7 賃金は、臨時保育士等の賃金であります。

138ページをお開きいただきたいと思います。

節11需用費は、保育園や放課後児童クラブの運営にかかわる消耗品、あるいは光熱水費や給食用賄い費等でございます。

140ページをお開きください。

節13委託料は、2つの保育園の警備や設備保守点検を初め、清掃管理業務等の委託料並びに園児の送迎バス委託料であります。

節14は、つぐみの森保育園用地の借地料や放課後児童クラブ入所者送迎用車両借上料等でございます。

節19負担金補助及び交付金は、関係団体の負担金であります。

142ページをお開きください。

○議長（小倉明德君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 2時02分）

---

○議長（小倉明德君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 2時14分）

---

○議長（小倉明德君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、142ページから続けて説明させていただきます。

款4衛生費、支出済額は4億9,787万8,916円でございます。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、支出済額は8,150万7,041円でございます。これは環境生活課職員6名分の人件費のほか、145ページになりますが、国保国吉病院負担金が主なものでございます。そのほか関係団体の補助金になります。

目2予防費、支出済額は7,467万6,360円でございます。

節7賃金は、住民健診等の臨時職員や健康コーディネーター等の雇用によるものでございます。

節11需用費は、各種検診に当たり必要な消耗品、医療用材料費。

147ページになりますけれども、節13は、予防接種、結核検診、健康診査及びがん検診、後期高齢者医療システム関係等の委託費でございます。

150ページになります。

次に、目3環境衛生費、支出済額4,697万4,744円で、環境対策審議会委員4名分の報酬や職員4名分の人件費のほか、節8報償費は、不法投棄監視員への謝礼等であります。

節11需用費から節14使用料及び賃借料までは、水質浄化対策事業やごみの不法投棄等に関する経費でございます。

152ページをお開きください。

節19負担金補助及び交付金であります。主なものは合併処理浄化槽整備事業補助金や生ゴミ処理機購入補助、そのほか関係団体の補助金であります。

154ページの上のほうになりますが、目4母子保健事業、支出済額240万1,149円でございます。母子保健事業の運営に係る協力医報酬や、健康診査に当たり必要な消耗品や、健康診査、母子保健訪問指導の委託料でございます。

目 5 保健対策推進事業費、支出済額は23万4,977円で、内容は健康づくりに関する経費や負担金でございます。

目 6 火葬場費、支出済額は1,524万4,329円でございます。

157ページをお開きください。

火葬場への施設修繕費や管理経費、施設の夜間警備や施設設備の点検管理、火葬炉運転業務委託料となっております。

159ページになりますが、節15工事請負費は、火葬場改修工事であります。

目 7 地域し尿処理施設管理費、支出済額203万7,924円でございます。これにつきましては、船子城見ヶ丘団地内にあります、し尿の集合処理施設維持管理経費でございます。

次に、158ページの真ん中辺になりますが、項 2 清掃費、支出済額は 1 億7,305万2,392円でございます。

目 1 清掃総務費、支出済額6,511万1,010円、環境センター 4 名分の人件費と、160ページになりますが、節 7、環境センターで分別作業に従事する臨時作業員の賃金であります。

節19負担金補助及び交付金は、環境衛生組合の負担金であります。

目 2 塵芥処理費、支出済額は 1 億794万1,382円でございます。環境センターの管理運営に係る経費であります。節11需用費は、施設の修繕や光熱水費、またはごみの分別収集カレンダー印刷費等であります。

163ページになります。

節13委託料は、ごみ収集委託料や粗大ごみ処理委託料、ごみ袋作成販売委託料、一般廃棄物処分業務委託料、いすみクリーンセンターごみ処理委託等が主なものであります。

節15工事請負費は、環境センター施設補修工事等であります。

164ページをお開きください。

項 3 上水道費、目 1 上水道運営費、支出済額 1 億175万円でございます。水道企業会計に対する上水道高料金対策補助や南房総広域水道企業団に対する補助金、上水道事業の老朽管更新に伴う出資金や南房総広域水道企業団の構成市町村への出資でございます。

款 5 農林水産業費、支出済額は 2 億1,048万7,285円でございます。項 1 農業費、目 1 農業委員会費、支出済額は1,272万1,218円でございます。農業委員会委員の報酬や関係職員 1 名分の人件費が主なものとなっております。事務的経費のほか、167ページになりますが、関係機関への負担金でございます。

目 2 農業総務費、支出済額は5,358万1,355円でございます。農林課関係職員 7 名分の人件

費でございます。

168ページになりますが、目3 農業振興費、支出済額は570万1,992円でございます、これは農家組合長の報酬のほか、農業振興に要する事務的経費のほか、農業生産団体育成強化や産業まつり実行委員会補助、農業近代化資金利子補給、農業振興のための各種補助金が主なものでございます。そのほかは関係団体の負担金でございます。

170ページをお開きください。

目4 畜産業費、支出済額は36万2,804円でございます。これは畜産振興に係る事務的経費のほか、家畜伝染病予防事業、堆肥利用集団育成支援事業等であります。

目5 農地費、支出済額は6,372万3,310円でございます。

173ページになりますが、平沢ダム管理用設備の運営が主なものでありますが、このほか平沢ダム管理用電子計算機保守委託料やダム施設の年間の管理委託料等であります。

節16原材料費は、農林道補修用材料代であります。

節17公有財産購入費は、やまびこセンター建設用地の取得、節19は土地改良関係団体や県営中山間地域整備事業に係る負担金等でございます。

174ページになりますが、目6 集落センター運営事業費、支出済額110万4,678円、これは基幹集落センターの管理運営経費でございます。

176ページになりますが、目7 味の研修館運営費、支出済額418万8,103円でございます、味の研修館管理運営費等でございます。

178ページになりますが、目8 農村コミュニティーセンター運営費、支出済額は377万4,048円でございます、農村コミュニティーセンターの施設管理運営費でございます。

180ページをお開きください。

項2 林業費、目1 林業総務費、支出済額は2,448万9,399円で、林業関係職員2名分の人件費のほか、猿、猪の捕獲報償金、有害鳥獣駆除委託料でございます。このほか関係機関の負担金であります。

182ページになります。

目2 林業振興費、支出済額671万9,206円でございますが、流域公益保全林整備事業委託料や森林機能強化対策事業委託金や、次のページになりますが、森林整備地域活動支援事業交付金、農林業振興協議会への猿、鹿、猪の被害対策事業に係る補助金や、サンプスギ林再生事業補助金でございます。

目3 大多喜県民の森運営費、支出済額3,251万4,262円、大多喜県民の森管理運営に関する

経費でございますが、職員3名分の人件費のほか、187ページになりますが、臨時作業員及び臨時職員の賃金、竹細工等各種講座等講師謝礼、そのほか189ページになりますが、施設運営用備品の購入であります。

次に、188ページの下の方になりますが、目4都市農村交流施設運営費、支出済額160万6,910円でございます。石神に設置した猪の解体施設管理運営に関する経費で、臨時職員の賃金や猪捕獲報償金等であります。

190ページをお開きください。

款6商工費、支出済額は8,015万785円、項1商工費、目1商工総務費、支出済額は4,414万6,870円でございます。職員6名分の人件費のほか、商工関係の事務及び管理経費でございます。

192ページをお開きください。

目2商工業振興費、支出済額1,068万4,858円でございます。商工業振興に係る事務的経費のほか、195ページになりますが、節19負担金補助及び交付金につきましては、経営改善普及事業等の商工会への補助金を初め、人材育成会、商店街街路灯の電気料補助等が主なものでございます。

目3観光費、支出済額2,531万9,057円でございます。観光振興に係る経費でございますが、人力車車夫の賃金、公衆便所の消耗品や光熱水費のほか修繕、観光ポスター印刷、また麻綿原駐車場警備、公園管理委託や公衆便所清掃委託、あるいは町営駐車場の管理、遊歩道の維持管理委託等でございます。

節15は、大多喜駅前の建物解体撤去工事、節19は、夷隅川種苗放流事業やお城まつり、レンゲまつり補助金、あるいは観光協会や養老溪谷観光協会補助金、養老溪谷ふるさとを守る会の補助金、そのほか関係団体への補助金であります。

198ページになります。

項7土木費、支出済額は4億5,659万7,294円で、項1土木管理費、目1土木総務費、支出済額7,610万8,995円でございますが、職員8名分の人件費と、201ページになりますが、道路台帳更新委託、パソコン用ソフト保守委託料等や、203ページになりますが、道路パトロール車の購入、関係機関への負担金でございます。

204ページになります。

目2登記費、支出済額は3,657万7,642円、職員4名分の人件費のほか、無登記用地の測量委託や、207ページになりますが、測量機器の購入費であります。

目3 国土調査費、支出済額は3,354万4,991円でございます。地籍調査に係る臨時職員及び推進委員賃金のほか、測量ぐい等の購入、地籍調査に伴う測量、地図等の作成委託料でございます。

208ページになりますが、目4 道の駅管理費、支出済額は532万5,464円でございます。これは石神地先にあります道の駅の維持管理費でございます。

次に、項2 目1 道路維持費、支出済額は2,986万6,139円でございます。それぞれ町道の補修や臨時作業員等に係る経費、211ページになりますが、町道の舗装打ちかえ工事や配水管布設工事、道路舗装、または道路補修用材料の購入、舗装用機械や除雪用機械の購入であります。

目2 道路新設改良費、支出済額は1億8,870万2,362円でございます。これは、担当職員4名分の人件費と事務的経費のほか、213ページになりますが、道路整備に係る測量調査、資材価格調査委託、町道船子峯之越線ほか4路線の改良工事や上瀑橋かけかえ工事費等でございます。

節19につきましては、県道の道路改良や排水工事に伴う県単工事の町負担金等でございます。

目3 橋梁維持費、支出済額は631万3,650円、上原地先桑曾根橋塗装工事、船子峯之越田代橋補修工事でございます。

214ページをお開きください。

目4 交通安全対策費、支出済額は496万9,979円でございます。節15 工事請負費は、町道の区画線工事や道路拡幅附帯工事等であります。

16 原材料費では、カーブミラー、ガードレール等の交通安全対策用材料の購入であります。

項3 都市計画費、目1 街路事業費、支出済額は5,445万4,183円で、節1 の歴史的景観審議委員報酬を初め、関係職員1名分の人件費のほか、217ページになりますが、これは街なみ整備事業で取得した施設や商い資料館等の管理経費であります。主なものを申し上げますと、節13は、街なみ整備事業に係る設計委託業務や設計審査業務委託料でございます。節15 工事請負費は、看板指示板設置工事、石畳舗装工事等であります。

219ページになりますが、節19は、街なみ整備事業運営費補助や街なみ整備助成事業等があります。

項4 住宅費は、支出済額2,073万3,889円、目1 住宅管理費、支出済額は1,743万3,834円でありまして、町営住宅に関する経費で、町営住宅入居者選考委員5名分の報酬を初め、節13

委託料は、町営住宅耐震診断委託料等でございます。

節14は、町営住宅大多喜、田丁団地の借地料が主なものとなっております。

節15工事請負費は、町営住宅火災報知器設置工事や大多喜団地の風呂場改修工事等でございます。

221ページになります。

目2宅地造成費、支出済額は330万55円、城見ヶ丘団地の管理経費や城見ヶ丘分譲住宅用地取得補助金でございます。

款8消防費、支出済額は3億9,539万231円、項1消防費、目1常備消防費、支出済額は2億2,611万2,151円でございます、これは夷隅郡市広域常備消防負担金でございます。

目2非常備消防費、支出済額は3,131万5,867円でございます。節1報酬は、消防団員や消防委員の報酬でありまして、節8報償費では、訓練や行事、あるいは火災における出動手当等でございます。

次の223ページになりますが、節11需用費につきましては、団員の作業服、長靴の補充や各消耗品購入費並びに操法大会、出初め式等の経費でございます。

節13委託料は、消防団員の健康診査に要する経費でございます。

節19負担金補助及び交付金は、団員の公務災害の補償事務、退職報償金支給事務負担金や団員福祉共済掛金、このほか消防協会等の団体負担金補助であります。

224ページになります。

目3消防施設費、支出済額は999万1,140円でございます。節11需用費は、各分団における消火栓器具格納庫等消耗品や消防車の燃料費、または修繕料等でございます。

節13委託料は、久保、八声、葛藤の各水門の管理委託料が主なものでございます。

節15工事請負費は、防火水槽等改修工事、建物解体工事でございます。

節18備品購入費は、ホースなどの消防用備品、車両排気ガス対策備品であります。

節19負担金補助及び交付金につきましては、消火栓改修工事等の補助金であります。

226ページになります。

目4災害対策費、支出済額は1億2,797万1,073円ございまして、防災備蓄品の購入、防災無線の基地局等の電気料、防災行政無線施設保守管理委託料や整備工事の施工管理委託料、節15工事請負費は、防災行政無線施設整備工事でございますが、2カ年間継続の2年目の工事でございます。

次に228ページをお開きください。

節18は、防災備蓄倉庫購入費でございます。

款9教育費、支出済額は6億5,557万514円でございます。項1教育総務費、目1教育委員会費、支出済額は104万8,112円でございます。これは教育委員4名分の報酬や教育委員会活動に要する事務費等でございます。

目2事務局費、支出済額は7,072万9,043円でございます。教育長や教育委員6名分、あるいは語学助手1名分の人件費と、教育委員会の運営管理に係る経費でございます。

230ページをお開きいただきたいと思います。

下のほうになりますが、節13委託料は、外国人講師派遣渡航やパソコン保守点検委託料でございます。

232ページをお開きください。

節19負担金補助及び交付金は、関係機関への負担金、補助金等でございますが、このほか中学生の海外派遣研修補助などがあります。

項2小学校費、支出済額は6,283万9,631円。

234ページになりますが、目1学校管理費、支出済額は5,267万4,650円でございます。

節12役務費は、237ページにわたりますが、各小学校の電話料や児童、学校職員の健康検査手数料が主なものでございます。

節13委託料は、学校の夜間警備やパソコン等の保守点検、老川小学校送迎バス委託料でございます。

節14使用料及び賃借料は、各学校における事務機器並びにパソコンの使用料であります。

節15の工事請負費につきましては、大多喜小学校正門整備工事や屋内運動場スロープ設置工事であります。

238ページをお開きください。

目2教育振興費、支出済額は1,016万4,981円ございまして、節8報償費は、卒業記念品、運動会の参加費、あるいは校内研究会講師の謝礼等でございます。

240ページになりますが、節18備品購入費は、教材備品等の購入でございます。

節19負担金補助及び交付金は、クラブ活動費補助金、遠距離通学費の補助金でございます。

節20の扶助費は、保護児童等の学用品の補助や特殊教育就学奨励費でございます。

次に、項3中学校費、支出済額は2億1,096万9,495円、目1学校管理費、支出済額は2,417万1,191円でございます。

節11は学校における消耗品、光熱水費、あるいは修繕料等経常経費でございます。

243ページになります。

節12役務費は、各中学校の電話やインターネットに係る通信運搬費や学校職員、生徒の健康診断料等が主なものでございます。

節13委託料は、各学校の夜間警備やパソコンの保守点検、大多喜中学校屋内運動場耐力度調査業務委託料、送迎バス委託料等でございます。

244ページになりますが、節14使用料及び賃借料は、各学校における事務用機器並びにパソコンの借上料でございます。

節18は中学校用備品、自動体外式除細動器等の購入であります。

目2教育振興費、支出済額は955万6,337円でございます。卒業記念品、運動会の参加費、あるいは校内研修講師謝礼等でございます。

246ページをお開きください。

節19は、クラブ活動や各種大会等への生徒派遣費補助、あるいは遠距離通学児童生徒送迎助成金等でございます。

節20の扶助費は、特殊教育や要保護、準要保護生徒に対する補助金でございます。

248ページになります。

目3学校建設費、支出済額は1億7,724万1,967円ございまして、節13委託料は、西中学校校舎建設施工管理委託料及び設計業務委託料でございます。

節15工事請負費につきましては、西中学校校舎改築工事であります。

項4社会教育費、支出済額は1億29万7,851円、目1社会教育総務費、支出済額は5,351万3,225円、社会教育指導員や社会教育委員の報酬のほか、職員6名分の人件費でございます。

252ページをお開きください。

節13、旧分校の清掃管理業務委託でございます。

節19は、子ども会育成会連絡協議会補助金、町文化団体活動費補助等関係団体の負担金であります。

目2公民館費、支出済額は3,950万1,374円ございまして、公民館運営審議委員のほか、節8は、成人式記念品や研修会、各種教室の講師謝礼等でございます。

254ページになります。

節13では、公民館の夜間警備を初め、清掃管理委託業務、あるいは各種保守点検のほか、公民館バスの運行管理委託料でございます。

256ページをお開きください。

節15工事請負費は、中央公民館擁壁の補強工事でございます。

目3図書館費、支出済額は501万3,278円でございますが、図書館天賞文庫の管理運営経費及び図書の購入でございます。

258ページになりますが、目4文化財保護費、支出済額は165万3,974円ございまして、文化財審議委員報酬や、260ページになりますが、文化財の管理に要する経費でございます。

節19負担金補助及び交付金は、町内のはやし等、無形文化財保護育成に係る補助金であります。

目5視聴覚教育費、支出済額は61万6,000円でございますが、これは夷隅郡視聴覚教材センターへの負担金であります。

次に、項5保健体育費、支出済額は2億968万6,382円、目1保健体育総務費、支出済額は2,166万7,303円でございます。これは体育指導員10名分の報酬や海洋センターの職員3名分の人件費のほか、262ページをお開きください、節19につきましては、体育協会補助並びに郡体育協会負担金、その他関係団体の負担金であります。

264ページをお開きください。

目2学校給食費、支出済額は1億7,514万1,563円ございまして、学校給食センター運営委員7名分の報酬、あるいは職員の人件費でございます。

節7は、給食センターの臨時調理員等の賃金、以下、給食センター業務に係る経費でございます。

266ページをお開きください。

節13委託料は、施設の管理業務及び給食配送委託料、害虫駆除等であります。

268ページをお開きください。

節18は、調理用備品購入費であります。

目3体育施設費、支出済額は1,287万5,716円ございまして、海洋センターや野球場、テニスコート、総合運動場の管理運営経費でございます。

節7賃金は、夜間管理人や臨時職員等の雇用経費であり、270ページになりますが、節13では海洋センターや野球場、プール、テニスコート等の維持管理、夜間警備、清掃管理、野球場の芝管理等となっております。

節15工事請負費は、施設塗装工事でございます。

272ページをお開きください。

款10災害復旧費、支出済額は2,069万7,386円で、項1公共土木施設災害復旧費、支出済額

は733万9,721円でございます、目1道路橋梁災害復旧費、支出済額は141万7,500円で、道路災害復旧工事費でございます。

目2河川災害復旧費、支出済額は592万2,221円で、河川災害2カ所の災害復旧工事費であります。

274ページをお開きください。

項2農林水産施設災害復旧費、支出済額1,335万7,665円でございます。

目1農地災害復旧費、支出済額は585万7,495円で、農地災害6地区分の復旧工事でございます。

目3農業施設災害復旧費、支出済額750万170円で、農業施設災害4地区の復旧工事でございます。

276ページをお開きください。

款11公債費、支出済額は4億3,815万6,616円でございます。目1元金、支出済額は3億4,256万6,879円、目2利子、支出済額は9,558万9,737円、これらの支出は、今までに実施した事務事業に充当した起債の償還金であります。

款12予備費、当初予算額500万円でございますが、緊急等で予備費に支出した額は274万6,000円でございます。充用先は、外国語指導助手の帰国旅費9万9,000円、台風4号に伴う災害復旧対策職員時間外手当92万8,000円、弁護士費用といたしまして105万円、防災無線の固定系電波利用料不足に14万4,000円、例規集のデータ更新による増額が52万5,000円となっております。

以上、歳出合計でございますが、予算現額計で44億7,381万円、支出済額は43億9,180万5,584円でございます。翌年度への繰越明許費が1,785万円、予算に対しての不用額は6,415万4,416円であります。

以上が一般会計歳出の事項別明細書の状況でございます。

次の278ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、この表は会計年度の実質的な収入、支出の額を示したものでございます。

区分、金額でございますが、1、歳入総額46億494万円。

2、歳出総額43億9,180万6,000円。

3、歳入歳出差引額2億1,313万4,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額1,785万円。

5、実質収支額は、繰越額を差し引いた1億9,528万4,000円となりました。

大変長くなりましたけれども、以上で平成19年度の一般会計の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○議長（小倉明德君） ご苦労さまでした。

次に、認定第2号 平成19年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、決算書の281ページをお開きください。

この特別会計は、いすみ鉄道の運行維持を図るために、合併前の1市5町からの拠出金等をもとに設けられた基金を運用するための会計でございます。

基金の運用は、主にいすみ鉄道への赤字助成であります。

それでは、事項別明細書によりまして、決算内容についてご説明いたします。

288ページをお開きください。

まず、歳入でありますけれども、款1県支出金は、千葉県からの補助金2,000万円であります。

款2財産収入につきましては、基金に対する利息190万円であります。

款3の寄附金については、ありませんでした。

款4繰入金については、いすみ鉄道への赤字助成分1億2,785万1,918円を基金から繰り入れたものであります。

次のページにかかりますが、繰越金及び諸収入については、実績がありませんでした。

歳入合計は、調定額、収入済額、同額で1億4,975万1,918円でありました。

次に、歳出についてご説明いたしますので、292ページをお開きください。

初めに、款1鉄道経営対策事業費、目1事業費、節25積立金2,190万円でありますが、県補助金2,000万円と預金利子190万円を鉄道経営対策事業基金に積み立てたものであります。

次に、目2助成費、節19負担金補助及び交付金1億2,785万1,918円は、いすみ鉄道への助成分でございます。

歳出合計は1億4,975万1,918円で、不用額は3,082円でありました。

次のページの実質収支額については、収支同額でありまして、翌年度への繰り越しは発生しませんでした。

以上で説明を終わります。

○議長（小倉明德君） ご苦労さまでした。

次に、認定第3号 平成19年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） 国民健康保険決算につきまして、ご説明をさせていただきます。

なお、概要につきましては、主要施策の成果説明書、39ページから44ページにかけてお示しをさせていただきますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、決算内容につきまして事項別明細書でご説明いたしますので、304ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、収入済額を主に説明させていただきます。

1 款国民健康保険税、予算現額3億6,001万9,000円、調定額4億5,024万5,175円、収入済額3億7,548万3,518円、収納率につきましては83.4%ございました。

1 目一般被保険者国民健康保険税、収入済額3億682万3,474円で、収納率は83.1%。

1 節医療給付費分現年度課税分、収入済額2億6,997万3,566円で、収納率につきましては94.6%。

2 節介護納付分現年度課税分、収入済額2,509万1,959円で、収納率94.6%。

3 節医療給付費分滞納繰越分、収入済額1,083万4,528円、収納率につきましては20.5%で、不納欠損分につきましては、時効成立と法に基づく理由によるものがございます。

4 節介護納付分滞納繰越分、収入済額92万3,421円となりました。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、収入済額6,866万44円、収納率84.9%。

1 節医療給付費分現年度課税分、収入済額6,211万5,252円で、収納率94.6%。

2 節介護納付分現年度課税分、収入済額437万4,823円、収納率94.6%。

3 節医療給付費分滞納繰越分、収入済額199万1,692円、収納率は20.5%。

4 節介護納付分滞納繰越分、収入済額17万8,277円、収納率は20.5%。

2 款一部負担金につきましては、ございませんでした。

3 款使用料及び手数料でございますが、306ページをお開きいただきたいと思います。

1 目督促手数料、調定額、収入済額とも9,800円です。

4 款国庫支出金、予算現額4億103万6,000円、調定額、収入済額とも3億9,714万4,057円。

1 目療養給付費等負担金、介護納付金で調定額、収入済額とも2億8,223万5,644円。

2 目高額医療費共同事業負担金、高額医療費の共同事業国庫負担金でございまして、調定額、収入済額とも729万8,413円。

2 項国庫補助金、収入済額1億761万円。

5 款療養給付費交付金、308ページをお開きいただきたいと存じます。

1 目療養給付費交付金、被保険者に係る交付金でございまして、収入済額2億2,161万3,158円でございます。

6 款県支出金、予算現額5,481万5,000円、調定額、収入済額ともに7,083万3,413円。

1 項1 目高額医療費共同事業負担金、これは県分でございまして、収入済額729万8,413円。

2 項県補助金でございしますが、1 目財政調整交付金、収入済額につきましては6,353万5,000円でございます。

7 款1 目共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業該当の保険金としてのもので、実績に応じた交付分でございます。収入済額1億8,700万1,176円。

8 款繰入金、予算現額1億2,195万5,000円、調定額、収入済額とも1億1,631万1,211円。

1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金につきましては、収入済額1億38万7,211円。

310ページをお開きいただきたいと存じます。

1 節保険基盤安定繰入金、これは6割、4割軽減相当額の国・県・町の法定負担分でございます。収入済額3,559万9,200円。

2 節保険基盤安定繰入金、保険者支援分として収入済額1,160万6,082円。

3 節職員給与費等繰入金、収入済額4,135万1,596円。

4 節助産費等繰入金、収入済額513万3,333円。

5 節財政安定化支援事業繰入金、収入済額669万7,000円。

2 項基金繰入金につきましては、収入済額1,592万4,000円でございます。

9 款繰越金につきましては、調定、収入済額とも7,162万9,658円。

2 目その他繰越金につきましては、前年度繰越金として収入済額7,162万9,658円でございます。

10 款諸収入、調定額、収入済額とも180万6,285円。

312ページをお願いします。

2 項雑入、3 目退職被保険者等第三者納付金、収入済額57万1,307円。

4 目一般被保険者返納金につきましては、収入済額21万8,484円でございます。

314ページをお願いします。

6 目高額医療費共同事業基金分配金、支出済額101万6,494円でございます。

歳入合計、予算現額14億1,555万6,000円、調定額15億1,659万3,933円、収入済額14億4,183万2,276円となりました。

316ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、1 款総務費、1 目一般管理費は、事務的経費でございます、支出済額5,043万2,896円。2 節給料から4 節共済費までは、職員4名分の人件費でございます。

7 節賃金は、医療事務臨時職員賃金としまして、支出済額15万800円でございます。

11 節需用費につきましては、消耗品費、印刷製本費等で62万5,469円。

12 節役務費は、郵便料、電話料で支出済額145万164円でございます。

318ページをお願いします。

13 節委託料でございますが、医療事務電算処理関係の委託料でございます、支出済額1,754万3,543円。

14 節使用料及び賃借料につきましては、主なものは高額医療システムの使用料で、支出済額54万2,484円でございます。

19 節負担金補助及び交付金、国保連合会及び郡国保連合会夷隅支部負担金で116万5,900円。

2 項運営協議会費、国保連運営協議会に係る費用で、支出済額10万5,400円。

320ページをお願いします。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、支出済額7 億8,774万1,994円、内訳といたしまして、1 目一般被保険者療養給付費、支出済額5 億5,048万9,054円。

2 目退職被保険者等療養給付費、支出済額2 億2,637万4,449円でございます。

3 目一般被保険者療養費につきましては、支出済額581万2,013円。

4 目退職被保険者等療養費、支出済額280万5,300円。

322ページをお開き願います。

5 目審査及び支払手数料、委託料としまして226万1,178円。

2 項高額療養費でございますが、一般被保険者並びに退職者等の高額療養費で、支出済額9,185万158円。

1 目一般被保険者高額療養費、支出済額7,960万5,438円。

2 目退職被保険者等高額療養費、支出済額1,224万4,720円。

3 項の移送費につきましては、ございませんでした。

324ページをお開きいただきたいと存じます。

4 項出産育児一時金、22件分で、支出済額770万円でございます。

5 項葬祭費、98件分で、支出済額686万円。

3 款老人保健拠出金、支出済額 1 億7,601万5,672円。

1 目老人保健医療費拠出金、支出済額 1 億7,216万5,430円。

326ページをお開き願います。

2 目老人保健事務費拠出金、支出済額385万242円。

4 款介護納付金、支出済額8,043万9,088円。

5 款 1 項共同事業拠出金、支出済額 1 億4,161万9,524円。

1 目高額療養費共同事業拠出金、支出済額2,918万4,002円。

2 目保険財政共同安定化事業拠出金、支出済額 1 億1,243万5,106円。

328ページをお開き願います。

中段でございますが、6 款 1 目保健事業費629万7,881円。

13節委託料、支出済額400万円でございますが、健康診査事業に係るものでございます。

19節負担金補助及び交付金、人間ドック経費補助金でございますして、支出済額189万1,002円。

330ページをお開きいただきたいと存じます。

7 款諸支出金、1 項 1 目一般被保険者保険税還付金につきましては、支出済額60万4,600円。

3 目償還金、国庫支出金及び療養給付費交付金の過年度分返還金で、支出済額1,694万8,119円でございます。

8 款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計でございますが、予算現額14億1,555万6,000円、支出済額13億6,664万1,332円ございました。

332ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額14億4,183万2,000円。

2、歳出総額13億6,664万1,000円。

3、歳入歳出差引額7,519万1,000円。

5、実質収支額7,519万1,000円ございました。

以上で説明を終わります。

○議長（小倉明德君） ご苦労さまでした。

ここで10分間休憩します。

(午後 3時08分)

---

○議長（小倉明德君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 3時22分)

---

○議長（小倉明德君） 認定第4号 平成19年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） では、老人保健特別会計歳入歳出決算につきましてご説明をいたします。

342ページをお開きいただきたいと存じます。

概要につきましては、主要施策の成果説明書45ページから46ページにかけてお示しをさせていただきますので、参考にしていただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、1款1項支払基金交付金、社会保険診療報酬支払基金からの法定交付分で、予算現額6億6,521万6,000円、調定額、収入済額とも6億6,385万4,000円。

1目医療費交付金、老人保健医療費支払基金交付金で、調定額6億5,900万4,000円。

2目審査支払手数料交付金、老人保健医療費審査支払手数料交付金で収入済額485万円。

2款国庫支出金、1目医療費国庫負担金、国の法定負担分でございます。予算現額4億4,434万3,000円、調定額、収入済額とも3億9,925万1,529円。

3款県支出金、1目医療費県負担金、県の法定負担分で、調定額、収入済額とも1億307万4,000円でございます。

4款1目繰入金でございますが、344ページをお開きいただきたいと存じます。

1目繰入金、町の法定負担分でございます。予算現額、調定額、収入済額とも同額の1億1,003万9,000円。

5款繰越金につきましては、収入済額1,589万2,158円でございます。

6款諸収入につきましては、3項の雑入としまして、支出済額32万822円でございます。

歳入合計、予算現額13億4,338万円、調定額、収入済額につきましては、ともに12億9,243万1,509円でございます。

346ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、1款総務費、1目一般管理費、これは事務的経費でございます、支出済額54万8,915円です。

13節委託料でございますが、老人医療保険者別の通知委託料、老人医療費審査手数料等で、支出済額46万3,740円。

2款医療諸費、1目医療給付費、支出済額12億6,323万6,918円。

2目医療費支給費、医療支給費及び高額医療費交付金で、支出済額は1,765万4,291円。348ページをお開きいただきたいと思います。

3目審査及び支払手数料、国保連合会及び支払基金への審査支払委託料で、支出済額459万4,472円でございます。

3款諸支出金、1目償還金、国・県支払基金の返還金で、支出済額1,118万2,490円。

4款1目繰出金、他会計繰出金で、支出済額806万6,612円です。

5款予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計でございますが、予算現額13億4,338万円、支出済額につきましては13億528万3,698円となりました。

350ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額12億9243万2,000円。

2、歳出総額13億528万4,000円。

3、歳入歳出差引額1,285万2,000円の減。

5、実質収支額1,285万2,000円の減となりました。

以上で説明を終わります。

○議長（小倉明德君） 次に、認定第5号 平成19年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） 介護保険特別会計決算につきましてご説明をいたします。

決算内容につきまして事項別明細書でご説明をいたしますので、362ページをお開きいただきたいと思います。と存じます。

なお、実績につきましては、別冊の主要施策の成果説明書47ページから51ページにかけて記載をしておりますので、参考にしていただきたいと思います。と存じます。

まず、歳入でございますが、収入済額を主に説明させていただきます。

1款保険料、収入済額1億12万6,200円、内容につきましては、65歳以上の被保険者の保

険料でございます。収入未済額89万300円につきましては、行方不明者あるいは制度に対し理解をしていただけない方等の滞納分でございます。

なお、収納率につきましては98.9%でございます。

2款分担金及び負担金、収入済額18万9,700円でございますが、配食サービスの負担金でございます。

3款使用料及び手数料5万4,980円につきましては、督促手数料でございます。

4款国庫支出金、収入済額1億7,323万2,414円です。1目介護給付費負担金1億1,348万1,029円、介護保険法定負担金でございます。

364ページをお開き願います。

2項国庫補助金、収入済額5,975万1,385円。1目調整交付金、収入済額5,522万1,000円でございますが、介護保険の財政調整を図るため、第1号被保険者の年齢別、階層別分布状況、所属の分布状況を考慮して、市町村に交付されるものでございます。

2目地域支援事業交付金につきましては、収入済額176万9,500円。

3目につきましては、276万885円。

5款県支出金、収入済額1億361万6,379円、介護保険法定負担金12.5%分でございます。366ページをお開き願います。

6款支払基金交付金、収入済額2億927万6,556円、法定費用負担分でございます。

7款繰入金、収入済額1億3,790万5,466円、介護予防給付費及び地域密着型サービスに要する費用でございます。

1目1節の介護給付費繰入金8,169万4,761円は、介護保険法定費用負担金12.5%分でございます。

3節196万869円につきましても法定負担金で、20.25%分でございます。

368ページをお願いします。

4節職員給与費等繰入金3,145万1,361円につきましては、介護保険事務関係職員の人件費でございます。

5節事務費繰入金746万1,220円、賦課徴収、資格管理、要介護・要支援認定に係る繰入金でございます。

2項基金繰入金、収入済額1,472万5,000円、介護保険料不足に係る準備基金の充当でございます。

8款諸収入、収入済額80万7,693円、運動教室参加者負担金でございます。

9 款繰越金でございますが、370ページをお開き願います。

1 目繰越金1,896万274円、精算に伴う繰越金でございます。

歳入合計でございますが、予算現額7億4,667万9,000円、調定額7億4,528万6,462円に對しまして、収入済額7億4,416万9,662円で、収納率につきましては99.9%でございました。

372ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、1 款総務費、支出済額3,898万3,561円、1 目一般管理費3,239万4,592円、2 節給料から4 節共済費につきましては、職員4名分の人件費でございます。

11 節需用費48万1,510円につきましては、介護認定や介護報酬の給付事務等に要する事務費でございます。

12 節役務費36万7,975円、通知用の郵便料等でございます。

374ページをお開き願います。

2 項徴収費、支出済額74万9,960円、これは被保険者に対します保険料の徴収事務費等でございます。

3 項介護認定審査会費、支出済額578万9,409円。1 目介護認定調査等費296万2,050円につきましては、医師意見書作成手数料でございます。

2 目介護認定審査会共同設置負担金282万7,359円、これは2市2町による審査会共同設置にかかる負担金でございます。

376ページをお開き願います。

2 款保険給付費、支出済額6億5,361万3,794円、サービスの提供に伴う給付費支払いでございます。1 目居宅介護サービス給付費1億8,922万7,976円、主に自宅にいながら受けるサービスの費用で、訪問介護、訪問看護等でございます。

3 目地域密着型介護サービス給付費1,546万1,280円、認知症対応型共同生活介護で、これは一般にグループホームと言われているものでございます。

378ページをお開きいただきたいと存じます。

5 目施設介護サービス給付費、支出済額3億6,295万1,679円、これは介護保険施設に入所しております方への給付費でございます。

7 目居宅介護福祉用具購入費74万2,223円、入浴あるいは排せつ等に使用する補助用具の購入費でございまして、限度額につきましては10万円でございます。

380ページをお開き願います。

8 目居宅介護住宅改修費、支出済額171万4,525円、住宅を改修する費用でございまして、

主に手すり、段差解消のためのスロープで、限度額につきましては20万円でございます。

9目居宅介護サービス計画給付費2,694万1,826円の支出済額でございますが、介護支援専門員によります居宅介護サービス計画作成費でございます。

2項介護予防サービス等諸費、支出済額1,247万9,181円、要支援1及び2の認定を受けた方への在宅サービス及び地域密着型サービスでございます。1目介護予防サービス給付費1,048万3,740円、介護予防訪問介護ほか8サービスでございます。

382ページでございますが、各給付費につきましては、利用はございませんでした。

384ページをお開きいただきたいと存じます。

中段でございますが、7目介護予防サービス計画給付費、支出済額139万円につきましては、介護予防ケアプラン作成費でございます。

3項その他諸費でございますが、386ページをお開き願います。

1目審査支払手数料、支出済額78万4,890円、国保連合会に審査支払手数料としまして支払いをするものでございます。

4項高額介護サービス等費、支出済額1,185万2,034円、自己負担額が一定額を超えた場合に支給をするものでございます。

5項特定入所者介護サービス等費3,145万8,180円につきましては、介護保険制度が見直されました平成17年10月から施設入所者につきましては食事、居住費が自己負担になったことにより、所得の低い人に軽減措置、助成をするものでございます。

388ページをお開き願います。

3款財政安定化基金拠出金、支出済額67万1,082円、事業の安定化を図るため、国、県、町がそれぞれ拠出するものです。

390ページをお願いします。

4款基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金としまして981万2,500円の支出でございます。

5款地域支援事業費、支出済額1,281万8,378円。1目介護予防特定高齢者施策事業費100万253円、特定高齢者に対し、介護状態の悪化予防を図る経費でございます。

392ページをお開き願います。

2目介護予防一般高齢者施策事業費、支出済額463万3,793円でございます。

394ページをお開き願います。

2項包括的支援事業・任意事業費、支出済額718万4,332円。1目13節委託料51万2,190円

につきましては、配食サービスに係る委託料です。

20節扶助費としまして72万9,813円の支出済みです。

2目包括的支援事業、支出済額574万3,179円、包括支援センター関係職員の人件費でございます。

396ページをお開き願います。

6款諸支出金、支出済額1,252万1,211円、過年度精算に伴う国、県支払基金返還及び過年度保険料還付金でございます。

7款繰出金につきましては4,000円、8款予備費につきましては、支出はございませんでした。

歳出合計でございますが、予算現額7億4,667万9,000円、支出済額7億2,842万4,526円です。執行率につきましては97.6%ございました。

398ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額7億4,417万円、歳出総額7億2,842万5,000円、3の歳入歳出差引額1,574万5,000円、5、実質収支額1,574万5,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小倉明德君） 次に、認定第6号 平成19年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計 歳入歳出決算認定について説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（岩瀬鋭夫君） それでは、ご説明いたします。

特別養護老人ホームは、居宅において介護を受けることが困難な老人を施設にて介護するため、平成12年の介護保険法の施行により、介護サービス事業者として特別会計により老人介護施設を運営するものでございます。

定員については、長期入所者80名、短期入所者が4名でございます。

なお、平成19年度の受け入れ実績は、長期入所者が延べで2万8,568人、短期入所者が延べで1,156人でございます。

概要につきましては、主要施策の成果説明書の52ページから53ページにかけてお示しをしておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

それでは、決算内容について事項別明細書によりご説明いたしますので、408ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款介護給付費交付金、調定額、収入済額ともに 2 億 5,859 万 6,324 円でございます。

1 目居宅介護給付費交付金については、調定額、収入済額ともに 970 万 5,784 円で、これは短期入所者の介護保険 9 割分が交付されるものでございます。

2 目施設介護給付費交付金については、調定額、収入済額ともに 2 億 4,889 万 540 円で、これは長期入所者の介護保険 9 割分が交付されるものでございます。

2 款分担金及び負担金、調定額、収入済額ともに 3,942 万 5,066 円でございます。

1 目居宅介護給付費負担金については、調定額、収入済額ともに 260 万 5,856 円で、これは短期入所者の介護保険の個人負担分でございます。負担割合については 1 割でございます。

2 目施設介護給付費負担金については、調定額、収入済額ともに 3,681 万 9,210 円でございます。これは、長期入所者の介護保険の個人負担分でございます。負担割合については 1 割でございます。

3 款寄附金についての実績はありませんでした。

410 ページをお開き願いたいと思います。

4 款繰越金、調定額、収入済額ともに 2,765 万 3,441 円でございます。これは前年度繰越金でございます。

5 款諸収入、調定額、収入済額ともに 25 万 7,225 円でございます。

1 項預金利子についての実績は、ありませんでした。

2 項雑入については、調定額、収入済額ともに 25 万 7,225 円でございます。これは施設行事祝儀、実習生受け入れ謝礼等の雑入でございます。

歳入合計は、予算現額 3 億 1,678 万 1,000 円でございます。調定額、収入済額ともに同額で 3 億 2,593 万 2,056 円でございます。

続きまして、歳出でございます。412 ページをお開きください。

1 款総務費、支出済額 2 億 188 万 8,116 円、1 目一般管理費、支出済額 1 億 6,754 万 1,091 円でございます。2 節の給料から 4 節の共済費までは職員 30 名分の人件費で、支出済額 1 億 6,413 万 2,015 円でございます。

9 節の旅費 3 万 6,640 円は、職員研修等の旅費でございます。

11 節の需用費 56 万 7,577 円は事務用品、公用車等の燃料代、備品修繕料等でございます。

12 節の役務費の支出済額は 110 万 5,645 円でございます。

414 ページをお開きください。

13節の委託料45万5,650円は、職員健康診断委託料でございます。

14節の使用料及び賃借料90万9,964円は、コピー及びパソコンの借上料でございます。

19節の負担金補助及び交付金24万9,200円は、関係団体機関への負担金及び職員研修負担金でございます。

416ページお開き願いたいと思います。

27節の公課費8万4,400円は、公用車の自動車重量税でございます。

2目施設管理費、支出済額3,434万7,025円でございます。

11節の需用費2,175万8,146円は、施設の消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費等でございます。

12節の役務費141万8,136円は、施設の自動ドア点検手数料、受水槽点検料、し尿浄化槽法定検査及び清掃点検料等でございます。

418ページをお開き願いたいと思います。

13節の委託料292万5,556円は、施設清掃委託料、エレベーター保守点検委託料、ボイラー保守点検委託料等でございます。

15節の工事請負費576万9,435円は、浄化槽フローア交換工事、居室配水管修繕工事、浴室自動ドア改修工事及び駐車場設置工事等でございます。

18節の備品購入費247万5,752円は、エアマット、ベッド、ガステーブル及び冷凍冷蔵庫等を購入したものでございます。

2款事業費、支出済額5,964万1,645円でございます。1目居宅介護サービス事業費、支出済額230万8,169円で、短期入所者分の経費でございます。4節の共済費23万9,323円は、臨時職員社会保険料、雇用保険料等でございます。

7節の賃金166万8,990円は、臨時職員賃金でございます。

11節の需用費39万9,856円は、消耗品費等でございます。

420ページをお開きください。

2目施設介護サービス事業費、支出済額5,733万3,476円で、長期入所者分の経費でございます。1節報酬123万1,200円は、老人ホーム嘱託医の報酬でございます。

4節の共済費325万7,730円は、臨時職員社会保険料、雇用保険料等でございます。

7節の賃金2,410万354円は、臨時職員賃金でございます。

8節報償費8万円は、理髪奉仕者への謝礼でございます。

11節の需用費2,518万2,193円は、消耗品あるいは食事の賄材料費等でございます。

12節の役務費123万2,829円は、シーツ等のクリーニング代でございます。

13節の委託料214万800円は、嘱託医、リハビリ訓練士、協力医の委託料でございます。

14節の使用料及び賃借料10万8,370円は、テレビの受信料及び入園料等でございます。

3款基金積立金4,100万円は、財政安定化基金積立金でございます。

422ページをお開きください。

4款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計は、予算現額3億1,678万1,000円、支出済額3億252万9,761円でございます。

424ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額3億2,593万2,000円、歳出総額3億253万円、歳入歳出差引額2,340万2,000円、実質収支額2,340万2,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小倉明德君） ご苦労さまでした。

次に、認定第7号 平成19年度大多喜町水道事業会計決算認定について説明願います。

水道室長。

○水道室長（浅野芳丈君） それでは、水道事業会計決算をご説明させていただきたいと存じます。

最初に概況から説明させていただきたいと存じます。

7ページをお開き願います。

平成19年度大多喜町水道事業報告書、概況。（1）総括事項、ア、業務状況。

本年度の給水状況は、給水戸数3,758戸、前年度比10戸減、給水人口9,961人、前年度比122人減、年間総配水量150万2,469立方メートル、前年度比2,086立方メートル増、年間総有収水量117万3,946立方メートル、前年度比2万7,869立方メートル減であり、有収率は78.13%、前年度比1.97%減でありました。

イ、建設改良状況。

昭和53年6月より地下水を水源とし稼働しておりす紙敷浄水場が老朽化し、受水施設に切りかえるために平塚地先に施設用地として997平方メートルを取得しました。

工事については、新規ガス管理設工事に伴う布設工事1カ所215メートル、石畳工事に伴う布設がえ工事1カ所85メートル、県舗装工事に伴う鉛管布設がえ工事26カ所170メートル、その他道路改良等に伴う布設替工事2カ所559メートルを実施しました。

ウ、経理状況。

収益的収入は4億7,024万4,000円で、前年度と比較して784万円、1.64%の減となりました。これは他会計補助金等の減などによるものです。また、収益的支出は4億7,055万円で、前年度と比較して355万9,000円、0.76%の増となりました。

以上の結果、収益的収支において30万6,000円の純損失が生じ、累積欠損金は2,860万9,000円となりました。

資本的収入は3,028万5,000円で、前年度と比較して4億13万6,000円、92.96%の減となりました。資本的支出は1億6,227万2,000円で、前年度と比較して4億632万3,000円、71.46%の減となりました。

以上の結果、資本的収支において1億3,198万7,000円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金2,303万4,000円及び当年分損益勘定留保資金1億895万3,000円により補てんいたしました。

今後も施設整備等の充実を図るとともに、経営の健全化に努め、さらに安全で安定した給水に努めてまいります。

それでは、1ページに戻っていただきたいと存じます。

平成19年度大多喜町水道事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出。収入の部でございますが、区分、第1款水道事業収益、決算額は4億8,640万8,758円。

第1項営業収益、決算額3億4,142万7,267円。

第2項営業外収益、決算額1億4,498万1,491円。

支出の部でございますが、区分、第1款水道事業費用、決算額、4億8,890万7,992円。

第1項営業費用、決算額4億1,129万995円。

第2項営業外費用、決算額7,572万9,564円。

第3項特別損失、決算額188万7,433円。

第4項予備費、ゼロ円です。

続きまして、資本的収入及び支出の部でございますが、収入、区分第1款資本的収入、決算額3,028万5,000円。

第1項負担金、決算額598万5,000円。

第2項企業債、決算額2,430万円。

第3項出資金及び第4項補助金でございますが、決算額ゼロでございます。

支出、区分、第1款資本的支出、決算額1億6,227万2,743円。

第1項建設改良費、決算額5,206万2,215円。

第2項企業債償還金、決算額1億1,021万528円でございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと存じます。

平成19年度大多喜町水道事業損益計算書、これは平成19年4月1日から平成20年3月31日まででございます。

1、営業収益。(1)給水収益3億2,456万1,846円。(2)その他営業収益70万1,222円。これの合計が隣の真ん中の欄になりますけれども、3億2,526万3,068円。普通、これにはプラス・マイナスとか、そういったものをつけることはないんですけれども、わかりやすくするために今のところにプラスということを書いておいていただければ、後でわかりやすいかと思えます。

2の営業費用でございますが、(1)原水及び浄水費2億1,850万8,465円。(2)配水及び給水費1,758万1,000円。(3)総係費3,905万300円。(4)減価償却費1億2,085万9,400円。(5)資産減耗費333万6,916円、これは固定資産の除却分でございます。(6)その他営業費用1,900円。計でマイナスの3億9,933万7,981円。大きな1と大きな2のプラス・マイナスをしたものが一番右の欄に来ております。7,407万4,913円、これはマイナスということを書いておいていただければと思えます。これは営業損失になります。

3の営業外収益でございますが、(1)受取利息及び配当金、ゼロ円でございます。(2)他会計補助金7,350万円。(3)県補助金7,135万2,000円。(4)雑収益12万9,491円。計でプラスで1億4,498万1,491円。

4といたしまして営業外費用。(1)支払利息6,552万7,341円、これは企業債分の支払利息でございます。(2)雑支出でございますが、379万7,723円、これは消費税でございます。営業利益でございますが、先ほどの計でございますが、6,932万5,064円のマイナスということを書いておいていただければと思えます。それで、プラス・マイナスが7,565万6,427円、これはプラスになります。営業利益で上の7,400万円と7,500万円をプラス・マイナスしたものが営業利益になるわけでございますが、プラスの158万1,514円。

(1)で過年度損益修正損、これは平成14年度の不納欠損をしたものでございます。188万7,433円、これはマイナスでございます。同じく一番右の欄もマイナスの188万7,433円でございます。当年度純損失、これは14ページにございますけれども、14ページの水道事業会計の収益費用明細書というものがございまして、その水道事業収益と水道事業費用、そのプラス・マイナスをしたものでございます。01の水道事業収益4億7,024万4,559円という

ものがございます。それと中段に水道事業費用、02というのがございますけれども、4億7,055万478円というものがございます。これの差額でございます。それが当年度純損失になります。これがマイナスですね、30万5,919円になります。前年度繰越欠損金、これは18年度の欠損金の計でございます。2,830万3,242円、これらを合わせたものが当年度未処理欠損金、マイナスの2,860万9,161円ということでございます。

先ほどの14ページに進んでいただきたいと思います。

一般会計の事項別明細書と同じような形になるわけでございますが、こちらをご説明させていただきます。

平成19年度大多喜町水道事業会計収益費用明細書。

(1) 水道事業収益、款1の水道事業収益4億7,024万4,559円、項1営業収益3億2,526万3,068円、目1給水収益3億2,456万1,846円、これは水道料金でございます。目2のその他営業収益でございますが、70万1,222円。内容は材料売却収益1万8,288円、手数料24万6,000円、他会計負担金14万1,100円、雑収益29万5,834円でございます。

項2営業外収益1億4,498万1,491円。受取利息はございません。目2の他会計補助金7,350万円、一般会計の補助金でございます。目3県補助金7,135万2,000円、これは県の補助金でございます。目4雑収益12万9,491円。以上で収益です。

(2) 水道事業費用、款2水道事業費用4億7,055万478円、項1営業費用3億9,933万7,981円、目1原水及び浄水費、内訳といたしまして、旅費1,716円、備消耗品費14万3,513円、燃料費7万3,484円、光熱水費1万7,340円、通信運搬費51万6,858円、委託料3,527万3,367円、これは主なものは浄水場の維持管理の委託及びメーターの交換関係でございます。手数料73万2,946円、賃借料89万4,600円、修繕費212万8,218円、動力費876万3,938円、薬品費177万8,618円、材料費4万8,480円、受水費1億6,813万5,387円、これは南房総広域水道企業団から受水しているものでございます。日量約3,200トンでございます。

目2の配水及び給水費でございますが、1,758万1,000円でございます。内訳といたしまして、給料、これは1名分でございますして339万9,600円、手当161万173円、法定福利費146万9,589円、旅費572円、備消耗品費7万9,144円、燃料費9万2,393円、印刷製本費はございません。通信運搬費が2万7,683円、委託料ゼロ円でございます。賃借料21万8,107円でございますして、修繕費633万9,439円、これは10ページの下段になりますけれども、そちらをごらんいただきたいと思います。後でお願いしたいと思います。路面復旧費81万3,860円、動力費279万7,526円、材料費73万2,914円。

目3 総係費3,905万300円。内訳といたしまして、給料については3名分でございます、1,481万2,800円、手当739万701円、賃金ゼロ円でございます。報酬4万3,400円、法定福利費655万7,871円、旅費2,859円、備消耗品費26万2,054円、燃料費ゼロ円でございます。印刷製本費35万5,900円、これは請求書等の印刷です。通信運搬費、電話料でございます、39万8,177円、委託料600万3,709円、これは水道料金システムの管理委託料及び水道メーターの検針委託が主なものでございます。手数料46万6,647円、賃借料224万8,800円、これは料金システムの電算機の借上料でございます。使用料8万7,369円、研修費及び厚生費、交際費はゼロ円でございます。公課費6万5,200円、重量税等でございます。会費負担金でございますが、13万8,130円、日本水道協会等への負担金でございます。保険料20万6,683円、これは車の関係であるとか建物の保険料でございます。雑費1万円。

目4 減価償却費1億2,085万9,400円、有形固定資産原価償却費でございます。

目5 資産減耗費、固定資産除却費でございます、333万6,916円でございます。

目6 その他営業費用でございますが、1,900円、材料売却原価でございます。

項2 営業外費用、目1 支払利息、営業外費用が6,932万5,064円、支払利息が6,552万7,341円、内訳は企業債利息でございます。

目2 は雑支出でございますが、379万7,723円、これは雑支出でございますが、消費税でございます。

項3 でございますが、特別損失188万7,433円、過年度損益修正損でございますが、これは平成14年の不納欠損のものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（小倉明德君） ご苦労さまでした。

10分間休憩します。

（午後 4時14分）

---

○議長（小倉明德君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時26分）

---

○議長（小倉明德君） 認定第8号 平成19年度大多喜町自動車学校事業会計決算認定について説明を願います。

自動車学校長。

○自動車学校長（中村 勇君） 認定第8号 平成19年度大多喜町自動車学校事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第1項の規定により説明いたしますので、まず決算書6ページをお開きください。

平成19年度大多喜町自動車学校事業報告書であります。

収支は税抜き、支出は税込みになっております。

最初に概況ですが、結論からいうと、非常に厳しい結果の報告となり十分反省しているところではありますが、職員一同この厳しさを肝に銘じ、発想の転換を図りながら、危機意識を持って20年度の企業運営に励んでおります。

(1) 総括事項として2点説明いたします。

1点は業務状況ですが、公営企業会計移行7年目を迎えた本年度の業務状況は次のとおりでありました。

近年、少子化の影響によって高校生等そのものの絶対数が年々減少し、普通車教習への入校者が減じると見込まれるところから、全職員により営業活動等を展開し入校生の確保に努めてきたところでありました。しかしながら、進路の未確定等の理由や、他県での合宿教習に行く生徒もあって、これらの影響により入校者数が思った以上に少なく、予定人数を確保できなかつた状況にありました。

また、平成19年6月、道路交通法の一部改正があり、大型車及び中型車教習の実施の可否について協議を重ね、その結果、当校としては同車種の教習を行わないことになったことも要因となっております。

入校者数の減は、当校に限らず県内ほとんどの教習所において減少傾向にあります。このような状況の中、総体的な入校者数は666名、前年度比マイナス231名、卒業者数は758名、同65名減、初心運転者受講者数は16名で同プラス1、高齢者講習受講者数は995名で同147名減という業務実績でありました。

一方、歳出関係につきましては、経費削減を図ることを第1の目標に掲げ、教習生の比較的少ない時期に合わせた時差出勤実施による時間外手当の削減、あるいは送迎バスの運行形態の見直しによる人件費等の軽減を行うなどして経費の抑制に努めました。

2点目は経理状況ですが、詳細はこの後決算書により説明いたしますが、結論のみの説明をしますと、収益的収入は1億5,058万1,758円で、前年度比2,763万2,018円、18.3%の減となり、収益的支出については1億6,951万5,049円で、前年度比1,302万7,875円、7.7%の減となりました。結果として、本年度は1,893万3,291円の純損失が生じてしまいました。

資本的支出については、企業債の償還元金分として360万2,163円支出しました。今後、単年度決算額を黒字に転換できるよう、一層経営改善に努めてまいりたいと思います。

次の7ページの2以降については後ほど説明いたします。

それでは、決算書により説明いたしますので、1ページをお開きください。

平成19年度大多喜町自動車学校決算報告書の説明を行います。

(1) 収益的収入及び支出。

収入。第1款自動車学校事業収益、当初予算、合計とも1億8,635万2,000円で補正等はなし。決算額1億5,807万5,559円で、予算額に対し決算額の増減、マイナス2,827万6,441円で、決算額のうち仮受消費税及び地方消費税額749万3,801円です。

第1項営業収益、当初予算、合計とも1億8,602万4,000円、決算額1億5,651万2,546円で、増減はマイナス2,951万1,454円で、うち消費税等745万2,910円です。

第2項営業外収益、当初予算、合計とも32万8,000円、決算156万3,013円で、増減は123万5,013円、うち消費税等4万819円です。決算額が多いのは、大型車両2台の売却代67万円と、昨年12月21日、路上教習中の事故に伴う保険金の補償代55万円と自販機収入です。

次に、支出ですが、第1款自動車学校事業費用、当初予算額1億8,570万8,000円、補正額115万5,000円で合計1億8,686万3,000円、決算額1億7,700万8,755円、不用額985万4,245円、うち消費税等125万1,706円。

第1項営業費用、予算額1億7,747万2,000円、補正額115万5,000円、流用増減額マイナス79万7,000円で、小計及び合計1億7,783万円、決算額1億6,963万825円、不用額819万9,175円、うち消費税等125万1,706円。

第2項営業外費用、予算額773万6,000円、流用増減額79万7,000円で、小計及び合計853万3,000円、決算額773万7,930円、不用額115万5,070円で、消費税と企業債です。なお、流用増減額79万7,000につきましては、平成18年度分消費税の修正申告分で税務署から指摘されたもので、燃料費分です。

第3項予備費、予算額、合計とも50万円。決算額ゼロ、不用額50万円。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

収入、なし。

支出。第1款資本的支出及び第1項企業債償還金の予算額、合計とも360万3,000円、決算額360万2,163円、不用額837円は元金分です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額360万2,163円は、当年度分損益勘定留保資金360万2,163円で補てんしました。

参考といたしまして、この項目につきましては、昨年は事業報告の中で最後に説明しましたが、今年度は建築改良費がなく、当年度分消費税、資本的収支調整額がなかったために、事業報告では説明を省略いたしました。

3ページをお開きください。

平成19年度大多喜町自動車学校事業損益計算書、これは自動車学校の経営状況をあらわしたもので、税抜きになっております。

1、営業収益。以下、教習収益、県支出金、その他営業収益、記載のとおりであり、計1億4,905万9,636円。

2、営業費用。総務費以下、資産減耗費まで記載のとおりで、その合計は1億6,837万9,119円であります。資産減耗費は大型車2台分の廃棄によるものです。よって、営業損失は、営業費用1億6,837万9,119円から営業利益1億4,905万9,636円の差額で、マイナス1,931万9,483円となります。

3、営業外収益。以下記載のとおりで計152万2,122円です。雑収益については1ページで説明したとおり、大型車等の売却によるものです。

4、営業外費用。支払利息と雑支出の合計で113万5,930円で、営業外収益152万2,122円から差し引くと38万6,192円となります。雑支出は、1ページの流用増減額で説明した消費税の修正申告分であります。金額が異なるのは、税込み額と税抜き額の差であります。

経常損失、すなわち営業損失1,931万9,483円から雑支出38万6,192円を引くと1,893万3,291円となり、この額が当年度の純損失となり、前年度繰越欠損金9,611万6,071円を加えると、当年度未処理欠損金1億1,504万9,362円となります。なお、参考までに経常損失から減価償却費を除くと562万1,927円となります。

4ページをお開きください。

平成19年度大多喜町自動車学校事業欠損金計算書（税抜き）で、欠損金の部はただいま3ページで説明したとおりですので、省略いたします。

次に、中段以降は平成19年度大多喜町自動車学校事業欠損金処理計算書（案）で、記載のとおりであります。ご承認後は平成20年度に繰り込む予定であります。

5ページをお開きください。

平成19年度大多喜町自動車学校事業貸借対照表（税抜き）。この表は自動車学校の財政状

況をあらわしたものです。

#### 資産の部、1、固定資産。

(1) 有形固定資産、イ、土地3,408万2,815円で、これは中央の列に記載されており、現在高の数値で、いわゆる評価額です。ロ、建物1億8,014万8,349円、減価償却累計額3,585万9,725円で、現在の評価額は1億4,428万8,624円で、以下、ハ、建物附属設備、ニ、構築物、ホ、車両及び運搬具、ヘ、工具器具及び備品の各減価償却累計額を引いた数値が中央の列に記載されており、有形固定資産合計が2億4,605万8,782円です。

(2) 無形固定資産、電話加入権の5万円です。よって、固定資産の合計は2億4,610万8,782円です。

#### 2、流動資産。

(1) 現金預金7,692万2,464円です。

(2) 未収金、イ、営業未収金62万3,030円。この未収金というのは県の委託金、高齢者講習等の代金ですが、年度が変わってから入金されるためであります。流動資産の合計は7,754万5,494円で、資産合計は3億2,365万4,276円です。

#### 負債の部、3、流動負債。

(1) 未払金、イ、営業未払金234万8,906円。これは年度末時点で請求があったものを次年度に支払う分であります。ロ、営業外未払金113万8,100円。主なものは消費税、その合計が348万7,006円。

(2) 前受金861万4,395円。これは年度末時点において生徒から教習料金をいただいたうち、まだ教習を終えていない金額で、流動負債合計及び負債合計は1,210万1,401円です。

#### 資本の部、4、資本金。

(1) 自己資本金、イ、固有資本金の計4億248万8,371円。この自己資本金というのは、企業会計としてスタートした時点の資産の価値や現金としてあった分の数値で、これはスタート時より普遍として計上することになっている額であります。

(2) 借入資本金、イ、企業債の計2,411万3,866円で、資本金合計4億2,660万2,237円。

#### 5、剰余金。

(1) 欠損金、イ、当年度未処理欠損金1億1,504万9,362円で、欠損金合計及び剰余金合計とも同じであります。

資本合計は、資本金合計4億2,660万2,237円から剰余金合計1億1,504万9,362円を引くと3億1,155万2,875円であり、負債資本合計は、負債合計1,210万1,401円と資本合計3億

1,155万2,875円を足すと3億2,365万4,276円となります。

7ページをお開きください。

これは、平成19年度大多喜町自動車学校事業報告で、最初に概況で（1）総括事項について冒頭説明したとおりであります。その続きとなりますが、（2）議会議決事項ですが、条例の制定に関するもの1件、補正予算の専決に関するもの1件、決算認定に関するもの1件、事業会計予算に関するもの1件の計4件でありました。

（3）行政官庁認可事項、該当なし。

（4）職員に関する事項ですが、20年4月1日からは再任用の1人を含んだ数であります。

その下の表は、職員の給料と手当の月額と1人平均月額の表であり、その他で平均年齢、平均勤務年数の状況であります。

2、工事等。該当なしであります。

8ページをお開きください。

3、業務。

（1）業務量。入校者数等前年との比較であり、概要で説明したとおりであります。

（2）事業収入に関する事項。この表は3ページで説明した損益計算書の収益分、それを構成比であらわしたものであり、内容については重複いたしますので省略いたします。

（3）事業費に関する事項。イ、科目別内訳及び次ページ、9ページのロ、費用構成内訳、いずれも3ページ記載の内容の内訳ですので省略しますが、科目によっては後ほど補足説明をしますが、委託料が224万6,010円と多いのは、主に道路交通改正法に伴う対応一式に105万円と、教習システム保安料83万7,600円を新たに委託したためであります。

4、会計。

（1）契約。200万円以上の該当はなし。

（2）企業債の状況、税抜き。企業債として前年度末残高2,771万6,029円、本年度償還額360万2,163円、本年度末残高2,411万3,866円、これは元金分のみです。

（3）その他会計経理に関する重要事項。該当なしであります。

5、経営健全化に関する指標の報告。

この項目につきましては、昨日町長のあいさつ、本日総務課長のあいさつがありましたとおり、当年度から新たに議会報告するようになった項目であり、資本金不足率が経営健全化基準の20%以上となるとその公営企業は経営健全化団体となり、経営健全化計画を策定し、計画の実施状況を報告しなければならないのですが、ゼロ%未満、1%でありました。

なお、資金不足比率の算定においては、複雑ですので省略させていただきますが、必要なら個別に説明をいたします。

次、10ページをお開きください。

平成19年度大多喜町自動車学校事業収益費用明細書（税抜き）、この表は、1ページ記載の決算報告書（税込み）の内容を具体的にあらわしたものです。説明が一部ダブりますが、若干補足説明します。

第1款自動車学校事業収益1億5,058万1,758円、第1項営業収益1億4,905万9,636円、以下、内訳記載のとおりです。

目3その他営業収益、節1手数料とは、適性検査、卒業証明書料です。節2雑収益は、教本代、写真代です。

第2項営業外収益152万2,122円、以下記載のとおりです。

目2雑収益148万9,988円、節1その他雑収益とは、さきに説明した大型車2台の売却等です。

続いて費用関係、第1款自動車学校事業費用1億6,951万5,049円、以下、内訳記載のとおりです。

第1項事業費用、目1総務費、節1講習は、自動車学校運営委員会委員4人の2回分ですが、そのうち欠席者が1人ありましたのでこの数字となりました。節2給料、節3手当、節4法定福利費は、私及び事務員2人分の人件費です。節5賃金は、臨時職員2人の人件費です。節7交際費は、隣の紺屋区観音寺縁日の祝儀及びビール代と近隣高校へのあいさつ時の手土産代です。節8備品消耗品費49万3,653円の内訳は、清掃用具、事務用品、蛍光灯等々です。節9食糧費は高齢者講習者用に対するお茶っ葉代です。節10印刷製本費は教習手帳、入校案内、営業用ティッシュペーパー等です。節11光熱費、この内訳は、電気約243万、ガス約101万、水道約22万になっております。

11ページをお開きください。

節12修繕費、主なものは給水ポンプ修理工事一式15万、教習コース内舗装修理一式9万、本館冷却水配管内部清掃一式6万4,000円等々です。節14委託料は、さきに説明した道交法改正に伴うもののほかといたしまして、ガス、ヒートポンプ、エアコン定期点検16万、自家用電気工作物保安管理業務委託料15万、地下タンク漏洩検査13万、応急救護措置システム映像改定約12万等々です。節15使用料は、企業会計システム賃貸借量117万、インターネット回線利用約86万、駐車場用借地料31万、複写機リース料17万、教習システム再リース料約29

万円等です。節16負担金は、安全運転管理者協議会 3 万、南部ブロック分担金16万、公正取引協議会 1 万等の負担です。節17保険料は、町村会自動車損害共済分担金86万、建物災害共済金分担金 5 万円等々です。節19手数料は、残高証明書等です。

目 2 事業費 1 億1,468万378円、以下記載のとおりです。節 1 から節 3 は指導職員12人分の人件費です。節 4 賃金は、臨時職員、バス送迎運転要員等 4 人分の人件費です。節 5 備品消耗品費は、応急救護用マスク45万、その他として教習原簿、学科教本、運転教本、その他教習関係消耗品費です。節 8 修繕費は、教習車両の法定定期点検、車検、タイヤ交換、バッテリー交換等です。節 9 手数料は、車検時等の代行手数料、節10委託料は、シミュレーター保守点検料40万、適正検査委託38万、受電設備等清掃業務一式 2 万8,000円等です。節11使用料は、二輪用シミュレーター使用料26万、学科教習用機材大型モニター使用料34万、効果測定機使用料約22万円等です。節12補助金は、いすみ鉄道利用教習生定期券購入補助金 2 人分であります。節13公課費は、車検時の重量税及び印紙代です。節14負担金は、教習所協会約 64万、指導員法定講習約13万、その他各種講習手数料や研修料金等です。節15保険料、車検時の自賠責、総合補償保険代金です。

目 3 減価償却費、節 1 有形固定資産減価償却費1,331万1,360円。

目 4 資産減耗費、節 1 固定資産除却費97万円、これは大型車 2 台の処分をし、台帳から消去するための費用です。

第 2 項営業外費用113万5,930円、目 1 支払利息、節 1 企業債利息33万9,130円。

目 2 雑支出、節 1 雑支出79万6,800円。

12ページをお開きください。

固定資産明細書、これは 5 ページの貸借対照表を具体的に記載したものであります。

(1) 有形固定資産明細書、以下記載のとおりですが、若干説明します。車両及び運搬具の当年度減少額97万円は、大型車 2 台を資産台帳より消去したためであります。当年度減少額合計は97万円となり、年度末償却未済額 2 億4,605万8,782円です。

(2) 無形固定資産明細書、電話加入権 5 万円のみです。

13ページをお開きください。

企業債明細書、これは企業債を具体的に記載したものです。

種類で、借入資本金 3 件で、1 件目1,800万円は川ののり面工事、2 件目の500万円は大型二輪車コースの基礎工事、3 件目の1,510万円は大型二輪コース等照明工事によるもので、償還高、未償還残高等は記載のとおりです。

よって、19年度末の未償還残高は2,411万3,866円となっております。

以上で説明を終わります。

---

### ◎会議時間の延長

○議長（小倉明德君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめこれを延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

---

○議長（小倉明德君） 説明が終わりましたので、ここで決算に対する審査報告をお願いいたします。

秋山代表監査委員。

○代表監査委員（秋山嘉道君） 先ほどから一般会計並びに特別会計、さらには水道事業、それに自動車学校会計のご説明がございました。3つの会計がございましたので、順を追って監査報告をさせていただきます。

最初に一般会計並びに特別会計の報告を申し上げます。

それでは、お手元の資料、平成19年度大多喜町各会計歳入歳出決算審査意見及び基金の運用状況審査意見についてご説明申し上げますので、ごらんをいただきたいと思っております。

平成19年度大多喜町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見及び基金の運用状況審査意見について。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成19年度大多喜町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出いたします。

1 ページをお開きください。

平成19年度大多喜町各会計歳入歳出決算審査意見及び基金の運用状況審査意見。

第1、審査の概要。

1、審査の対象。

各会計歳入歳出決算。

平成19年度大多喜町一般会計歳入歳出決算、平成19年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算、平成19年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成19年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成19年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成19年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算。

一般会計財政調整基金外17基金。

附属書類。平成19年度大多喜町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

2、審査の期日。平成20年8月5日及び8月13日午前9時30分より、役場会議室におきまして、私と君塚監査委員とで審査を行いました。

3、審査の手続。

(1) 各会計歳入歳出決算。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められたその他の審査手続を実施いたしました。

(2) 基金の運用状況。

審査に付された平成19年度の基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿等との照合のその他通常実施すべき審査手続を実施したほか、基金の運用状況の妥当性を検証するため関係書類を審査いたしました。

第2、審査の結果。

1、各会計歳入歳出決算。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われているものと認められました。

2、基金の運用状況。

審査に付された平成19年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係諸帳簿と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、基金の運用状況は妥当であると認められました。

審査の結果の詳細は以下のとおりでございます。

なお、内容につきましては、先ほど総務課長初め、各課長、所長の説明内容と同様でございますので、後ほどご参照いただくということをお願いをいたします。

それでは、24ページをお開きいただきたいと思います。

むすびといたしまして、所感を申し上げます。

(むすび)

平成19年度の日本経済は、依然として好転の兆しが見えず、後半一部の物価に上昇気配も出て、消費は一層抑制され、景気は停滞しました。国は地方財政対策の中で、歳出全般にわたり厳しい見直しを行い、計画的抑制を図ってまいりました。

このような状況のもと、限られた財源の中で町民の負託にこたえるべく事業を実施した成果は、「平成19年度歳入歳出決算書」にて報告されており、決算審査を行ったところ、その概要は次のとおりです。

#### 1、決算の概要。

一般会計、特別会計の歳入決算額は85億5,905万8,000円、前年度対比100.5%、歳出決算額は82億4,443万7,000円、前年度対比101.2%で、予算現額に対する執行率は、一般会計が98.2%、特別会計は97%で、予算に計上した事業はおおむね執行されました。

一般会計、特別会計における歳入歳出差引残高（形式収支）は3億1,462万1,000円、前年度対比86.5%、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支の額は2億9,677万1,000円、前年度対比85.1%の黒字、これから前年度実質収支の額を控除した単年度収支は5,198万3,000円の赤字となりました。

単年度決算では赤字になったものの、厳しい状況のもと各事業を執行し、健全財政を目指して取り組んできた姿勢は評価します。

普通会計の主要財務比率は、財政力指数が0.530で、前年度対比0.002ポイント低下しておりますが、経常収支比率は88.8%で、前年度対比1.5ポイント好転しているため、さらに経常一般財源の安定的確保を図ってください。

経常一般財源比率については102.2%で、前年度対比0.4ポイント好転し、公債費比率は前年度と同率でございます。

主要財務比率については厳しい経済環境の中、健全財政確立に向け努力した結果であり、許容される範囲と認めます。

#### 2、一般会計。

町税の調定額は15億1,089万円、収入済額は13億1,588万円、収入率は87.1%で、前年度対

比7.3ポイント向上しており、このうち現年度分の調定額は12億1,931万1,000円、収入済額は11億8,891万4,000円で、収入率は97.5%で、前年度対比0.1ポイント向上しております。

一方、滞納繰越分の調定額は2億9,157万9,000円、収入済額は1億2,696万7,000円、収入率は43.5%で、前年度対比21.1ポイント向上しております。

全体の収入率が7.3%向上し、収入未済額を前年度対比65.2%まで圧縮できたのは、組織を上げて徴収努力をした結果であり、評価します。しかしながら、収入未済額の84%は滞納繰越金であり、今後固定化し、不良債権化するおそれがありますので、一層の徴収努力をお願いします。

不納欠損額の480万円、前年度対比164%については、最大限の徴収努力をした上でやむを得ない措置とは思いますが、大切な債権を放棄することであり、町民の不公平感を生むおそれもあり、健全財政確立の障害となりますので、一層の徴収努力を望みます。

児童福祉施設負担金、学童保育負担金、学校給食費負担金、住宅使用料、町営住宅団地駐車場使用料の収入未済額は918万3,000円、前年度対比96.8%であり、その中で町営住宅修繕負担金は長期にわたり固定化していますので、早急に解決されるようお願いいたします。

今年度は、これらの不納欠損金処理はありませんでしたが、学校給食負担金については徴収努力をされておりますが、若干増加傾向にありますので、引き続き保護者の理解をいただき、解決されるよう要望します。

町税を初め、各種負担金、使用料等の収入未済額は町の大切な債権であります。早急に債権の確認、保全、回収をし、最大限の徴収努力をした上で不納欠損金として処理すべきものは処理し、債権を明確にした上で管理してください。

城見ヶ丘団地については、今年度1区画の販売がありました。戸建て住宅地が19区画、共同住宅地が2区画売れ残っています。販売努力は認めるどころですが、町の大切な財産が長期にわたり活用されないままとなっております。引き続き販売の促進を図り、町の財源として生かされますようお願いいたします。その他遊休土地についても活用方法を検討されますよう要望します。

基金については安全確実に運用されており、前年度対比2億2,170万8,000円減少しておりますが、これは一般会計財政調整基金、道路整備推進基金、ふるさと創生基金等目的を持って積み立てた基金の取り崩しで、必要なものと認めます。

この中で特別養護老人ホーム財政安定化基金については、前年に引き続き4,100万円の積み増しができたことは財務の健全化のため高く評価します。

### 3、特別会計。

#### (1) 鉄道経営対策事業基金特別会計。

歳入歳出決算額とも1億4,975万2,000円で、前年度対比10.2%減少しています。

いすみ鉄道については、各種イベントを行い、積極的な集客活動をされているところは評価したいと思います。

しかしながら、現在の車社会の中で考えると、人口の減少による乗客数の伸び悩み、基金の減少、関係自治体の厳しい財政状況を考えると、今後も厳しい経営環境が続くと考えられます。民間からの経営者の起用、新駅設置の構想等明るい展望も見えますので、これを機会に積極的な経営対策を打ち出し、いすみ鉄道の再建を図られますよう要望します。

#### (2) 国民健康保険特別会計。

歳入決算額は14億4,183万2,000円で、前年度対比13.9%の増、歳出決算額も13億6,664万1,000円で、前年度対比14.4%増加しています。

国民健康保険税の収入未済額は7,077万7,000円、前年度対比102.6%で年々増加傾向にあり、不納欠損額も398万5,000円、前年度対比95%となっております。

収入未済額のうち現年度課税分は若干減少していますが、滞納繰越分が4,998万5,000円、前年度対比108.3%と増加傾向にあります。

今後はさらに徴収努力を重ね、収入未済額の圧縮に務め、不納欠損金処理を減らし、健全財政のもと町民の健康管理を図ってください。

#### (3) 老人保健特別会計。

歳入決算額は12億9,243万2,000円で、前年度対比0.3%の増、歳出決算額も13億528万4,000円で、前年度対比2.6%増加しています。支出済額は、予算現額に対して5,094万8,000円下回りましたが、調定額に対する収入率は100%でした。

引き続き高齢者の健康管理と財務の健全化を図ってください。

#### (4) 介護保険特別会計。

歳入決算額は7億4,417万円で、前年度対比8.5%の増、歳出決算額も7億2,842万5,000円で、前年度対比9.2%と大幅に増加しています。これは保険給付費の大幅な増加によるものです。

収入未済額は89万円で、前年度対比16万2,000円減っているものの、不納欠損額は前年度と比較して6万3,000円ふえています。

他会計からの繰入金も年々増加の傾向にありますので、収入未済額の圧縮に努め、健全財

政運営を図ってください。

(5) 特別養護老人ホーム特別会計。

歳入決算額は3億2,593万2,000円で、前年度対比1.7%の減、歳出決算額も3億253万円で、前年度対比0.5%の減でありました。

収入未済額は予算現額を915万1,000円上回り、調定額に対する収入率は100%でしたが、前年度に比べ570万8,000円減少しています。支出済額は3億253万円で、執行率は95.5%で、前年度と比べると145万6,000円減少しています。

昨年度に引き続き特別養護老人ホーム財政安定化基金へ4,100万円の積み増しを行い、当年度末の基金残高は2億8,620万4,000円となりましたが、これは今後の施設運営に当たり大きな力となるものと思います。

厳しい経営環境のもと、財政健全化に取り組んできた努力を高く評価するとともに、さらに経営の合理化を進め、健全経営を図ってください。

長期にわたり低迷してきた日本経済も景気回復には至らず、さらに厳しさを増しています。本町においても歳入の柱である町税は、前年度対比1億5,251万9,000円、前年度対比113.1%と大幅に増加しておりますが、地方交付税については前年度対比2,819万7,000円減少しています。歳入総額に占める町税の構成比が28.6%、地方交付税が26.4%、合わせて55%を占め、この比率は年々高くなっています。厳しい経済状況のもと、安定した町税の確保と地方交付税を初め、国、県の支出が期待できるか、厳しい現状が続くと思われま。

このような財政状況の中、西中学校校舎の改築工事、町道路改良工事、防災無線整備事業等を実施し、町民の負託にこたえたことは評価します。

財政運営がますます厳しくなる中、事務事業の一層の合理化と改善に努め、自主財源の確保、支出の見直し、収入未済額の圧縮で固定化債権を解消し、健全財政のもとで住民の福祉の向上を図られますよう要望します。

続きまして、水道事業会計につきまして報告申し上げます。

それでは、お手元の資料、平成19年度大多喜町水道事業会計決算審査意見についてご説明申し上げますので、ごらんいただきたいと思います。

平成19年度大多喜町水道事業会計決算審査意見について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成19年度大多喜町水道事業会計決算について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

1 ページをお開きください。

平成19年度大多喜町水道事業会計決算審査意見。

## 第1、審査の概要。

1、審査の対象。平成19年度大多喜町水道事業会計決算。

2、審査の期日。平成20年7月3日午前9時30分より、町役場会議室におきまして、私と君塚監査委員とで行いました。

3、審査の手続。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属書類について、関係法令に基づいて作成され、当事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、総勘定元帳その他の会計帳簿及び関係書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施しました。

なお、審査に当たっては、当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されているかどうかを検討するため、事業の経営分析を行いました。

## 第2、審査の結果。

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

審査の結果の詳細は以下のとおりです。

なお、この内容につきましては、ただいま水道室長のご説明とほぼ同じでございますので、後ほど資料をご参照いただくということをお願いをしたいと思います。

それでは、資料の最後、8ページをお開きいただきたいと思います。

むすびといたしまして、所感を申し上げます。

(むすび)

平成19年度の日本経済は、物価の上げどまり、消費の上昇気配が見えたものの、後半諸物価の値上がり傾向が見え、一層消費の抑制を進め、景気は停滞しました。

当年度の年間有収水量は117万3,946立方メートルで、前年度対比2万7,869立方メートルの減で年々減少傾向にあり、企業会計に移行した平成13年度と比較すると90.5%まで落ち込んでいます。これは給水戸数、給水人口の減少によるものと思われませんが、今後健全経営を目指すためにも、新規顧客を開拓する努力が必要と思われれます。

有収率については78.13%、前年度比1.97ポイント低下し、全国平均と比較すると4.37ポイント低く、企業会計を取り入れた平成13年度以降最低の数字であり、改善していく必要があります。特に受水量が年々増加し、コストの高い水を漏水で失うことは健全経営を目指す

上で大きな障害になります。しかしながら、施設の老朽化と総延長116キロメートルにも及ぶ配水管を保守管理し、漏水防止に取り組んでいる姿勢は評価します。

営業成績は、総収益が前年度比784万円、1.6%減少し、総費用は前年度比355万9,000円、0.8%増加しました。その結果、当年度の欠損額は30万6,000円となり、前年度繰越欠損金と合わせ、当年度未処理欠損金は2,860万9,000円となりました。今年度欠損金が発生した要因は、有収水量の減少、施設に係る減価償却費、支払利息、受水費の増加によるものと思われます。一方、二の丸浄水場にかわる大多喜配水場の新設により、動力費、修繕費、委託料と、費用の圧縮が図られております。給水収益は若干増加しましたが、前年度に引き続き受水量が大幅に増加したことにより、今年度の給水原価は399円22銭となり、供給単価276円47銭との差額が122円75銭で、大きな逆ざやとなりました。企業会計を取り入れた平成13年度の逆ざやは30円41銭でしたので、その差は92円34銭と大きく広がります。水道事業の健全化を目指すには、この逆ざやを少しでも圧縮することが必要でございます。

総費用に対する総収益の割合を示す総収支比率は99.93%で、前年度比2.4ポイント低下し、経常費用に対する経常収益の割合を示す経常収支比率も100.34%と、前年度比2.59ポイント低下しています。

営業未収金は、当年度末残高が2,607万6,000円と、前年度比2,169万4,000円減少しています。この大幅な圧縮ができたのは、職員による回収努力によるもので、高く評価するとともに、引き続き債権の保全、回収を徹底するよう要望します。未収金はの残高は大幅に減ったものの、その中には固定化しているものも多く見られ、今年度も188万7,000円の不納欠損金処理をしています。これらの不良債権が回収できなければ、毎年不納欠損金処理をし、その額も増加するのではないかと懸念されます。未収金は町の大切な債権でありますので、毅然たる姿勢で回収努力され、利用者に不公平感を与えないようお願いします。

財政状況は、大多喜配水場の建設が終わり、固定資産が前年度比7,378万8,000円、1.7%減少し、自己資本に占める固定資産の割合を示す固定比率は170.25%で、昨年度比3.26ポイント好転しています。また、流動資産については、現金預金が増加したものの、未収金の減少により、資産合計は前年度比7,510万1,000円、1.6%減少しています。

本町の水道事業は、昭和30年、簡易水道施設から始まり、長い歴史の中、数々の改良、拡張を重ね今日に至っております。長い間、町水道の中心的な施設として稼働してきた二の丸浄水場の閉鎖に伴い、新たに大多喜配水場を設置し施設の充実を図ってきましたが、送水管及び取水井戸老朽化等課題も残されております。今後は、施設の改良を進めながら、有収率

の向上、顧客の開拓による有収水量の増加を図り、収益の向上を図ってください。なお、固定資産の取得に伴う減価償却費の増加、企業債の償還、水道料金の滞納と問題もありますが、平成22年度までの健全経営計画達成に向け、一層の合理化で費用の圧縮に努め、財務の健全化を図ってください。町民の大切なライフラインとしての使命に徹し、安全な水を安定供給し、町民の負託にこたえられる水道事業の運営を望みます。

続きまして、自動車学校につきまして報告申し上げます。

それでは、お手元の資料、平成19年度大多喜町自動車学校事業会計決算審査意見についてご説明申し上げますので、ごらんをいただきたいと思います。

平成19年度大多喜町自動車学校事業会計決算審査意見について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成19年度大多喜町自動車学校事業会計決算について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

平成19年度大多喜町自動車学校事業会計決算審査意見。

第1、審査の概要。

1、審査の対象。平成19年度大多喜町自動車学校事業会計決算。

2、審査の期日。平成20年7月3日、これは水道事業会計の審査と同日でございます。午後1時より会議室におきまして、私と君塚監査委員とで行いました。

3、審査の手續。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属書類について、関係法令に基づいて作成され、当事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、総勘定元帳その他の会計帳簿及び関係書類等の照合等通常実施すべき審査手續を実施したほか、必要と認めたその他の審査手續を実施しました。

なお、審査に当たっては、当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されたかどうかを検討するため、事業の経営分析を行いました。

第2、審査の結果。

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

審査の結果の詳細は、以下のとおりです。

なお、この内容につきましては、ただいまの自動車学校長の説明と同様でございますので、後ほどご参照いただくということをお願いをしたいと思います。

それでは、資料の最後、6ページをお開きいただきたいと思います。

むすびといたしまして、所感を申し上げます。

(むすび)

平成19年度の日本経済は、依然として好転の兆しが見えず、後半には一部物価の値上がり傾向も出て、一層景気は停滞しました。

自動車学校の経営は、企業会計に移行し7年目を迎えましたが、少子化の影響を受け年々入校者が減り、前年度と比較すると231名と大幅な減少となりました。企業会計移行時と比較すると70%まで落ち込んでおります。特に普通車の入校者の減少が目立ち、これが収益の悪化につながっていると思います。

この結果、教習収益は前年度比2,646万1,000円と大きく下回り、営業収益に占める割合が92%と高いため、今後いかにして入校者をふやし収益を確保していくかが課題です。また、教習収益に対する職員給与費が85.3%と非常に高く、これが収支のバランスを欠く結果となっています。

営業費用については、職員給与費の圧縮、減価償却費の減により前年度比1,378万3,000円減っていますが、当年度純損失は1,893万3,000円で、前年度からの繰越欠損金と合わせ、当年度未処理欠損金は1億1,504万9,000円となりました。

厳しい経営環境の中、職員の意識改革の徹底、積極的な営業活動、時差出勤の実施、送迎バスの運行見直しで費用の圧縮をしたその努力については評価するものの、依然として赤字体質から脱却できず、収支改善の兆しは見えません。近年少子化が進み、加えて今年度から大型車の教習がなくなったことと、短期に取得できる合宿講習を取り入れた学校に一部生徒が流れていることも入校者の減少の要因でもあります。これらの現状から、今後の学校経営はさらに厳しい環境が予想されます。

今後、費用に見合う収益をどう確保していくか、企業会計に移行以来、毎年欠損金を計上し、その額も1億円の大台を超えました。関係委員会等にて経営内容を十分検討されていることとは思いますが、今年度の決算内容を十分に総括、検証され、健全経営を目指した経営再建計画を立て、早急に取り組まれることを望みます。

本町の自動車学校は、長い歴史と、県下でも数少ない公営の自動車学校として信頼され、多数の優良ドライバーを社会に送り出してきました。今後も企業会計を取り入れた原点に立ち、教習生の確保と経営の合理化を進め、健全な学校経営を目指し努力されますよう要望します。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） ご苦労さまでした。

---

◎散会の宣告

○議長（小倉明德君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

9月25日は午前10時に会議を開きます。ご承知ください。

本日は、これで散会します。

長時間お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

（午後 5時25分）

大多喜町第3回定例会

(第3号)

平成20年第3回大多喜町議会定例会会議録

平成20年9月25日(木)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	藤平美智子君	2番	野村賢一君
4番	小高芳一君	5番	正木武君
6番	江澤勝美君	7番	野中眞弓君
8番	志関武良夫君	9番	有家功君
10番	斎藤守君	11番	君塚義榮君
12番	小倉明德君		

欠席議員(1名)

3番 野口晴男君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	田嶋隆威君	副町長	酒井太門君
教育長	田中啓治君	代表監査委員	秋山嘉道君
総務課長	君塚良信君	企画商工観光課長	森俊郎君
税務住民課長	岩瀬進君	農林課長	角田健一君
建設課長 水道室長	浅野芳丈君	健康福祉課長	苅米與工門君
環境生活課長	塩田常夫君	子育て支援課長	磯野勝廣君
自動車学校長	中村勇君	特別養護老人ホーム所長	岩瀬鋭夫君
教育課長	渡辺嘉昭君	会計室長	岩佐秀樹君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	鈴木朋美	副主査	小倉光太郎
------	------	-----	-------

議事日程（第3号）

- 日程第 1 認定第 1号 平成19年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 平成19年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 平成19年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 平成19年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 平成19年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 平成19年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 7号 平成19年度大多喜町水道事業会計決算認定について
- 日程第 8 認定第 8号 平成19年度大多喜町自動車学校事業会計決算認定について
- 追加日程第1 発議第 3号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 9 一般質問

## 開議の宣告

議長（小倉明德君） ただいまの出席議員は11名です。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

なお、3番、野口晴男さんが所用のため本日欠席する旨の通告がありました。

日程に入ります。

（午前10時00分）

## 認定第1号から認定第8号の質疑、討論、採決

議長（小倉明德君） 日程第1、認定第1号から日程第8の認定第8号までの平成19年度大多喜町一般会計歳入歳出決算、各特別会計決算及び各事業会計決算については、既に説明が終わっておりますので、9月19日の議事に引き続き、各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、質疑の際は、決算書記載のページを示していただくとともに、質疑に当たっては、議題外にわたり、またその範囲を超えることのないようにお願いします。

日程第1、認定第1号 平成19年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

質疑ありませんか。

7番、野中さん。

7番（野中眞弓君） まず初めは、ちょっとページは省略させていただきます。

町民税の収入未済額に対して、全般的に不納欠損額が少ないことに気がつきました。この滞納者に対する対処、それから欠損額を少なくするためのどういう対処の仕方をしているのか。それから19年度の固定資産税の滞納分の収税額がすごくふえていて、約半分近くに滞納額が減っているんですけども、この要因は何でしょうか。

31ページの給食費負担金ですけども、新規の滞納額は幾らでしょうか。

歳入に関しては、この2点について伺いたいと思います。

議長（小倉明德君） 税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬 進君） それでは、収入未済額に対して不納欠損額が少ない理由はということですが、理由の一つとしては、滞納税額は一括して納付をしていただく

ということが原則になっておりますけれども、やむを得ずどうしても一括納付は困難な滞納者につきましては、相談の上、分割納付により納付をいただいております。分割納付は、時効中断の効果がございます。また、失業や所得が減って納付が一時的にできない場合は、一部納付により時効を中断するようにしております。悪質な滞納者や高額滞納者につきましては、差し押さえを実施いたしまして時効の中断を図っております。このように、できる限り不納欠損を出さないように全力で取り組んでおるところでございます。

次に、滞納者に対する対処はということでございますけれども、一たん滞納額をためてしましますと解消が困難となるため、19年度の税源移譲以降、特に新規の滞納者を防ぐため、課職員一丸となり電話催告や夜間徴収に特に力を入れまして、早期に滞納額の解消に努めております。

景気の低迷により所得が減り、また多重債務に陥り、いわゆる一括納付は困難な方については、分割納付による納付をいただいております。分割納付の場合は、年税額より分納額は下回り、累積滞納がふえるような場合は担保を取るようにしております。

納税意欲の希薄な方や高額滞納者につきましては、財産調査を実施いたしまして、さらに差し押さえを行っております。この場合、換価性の高い預金、給与の順に、最後に換価性の低い不動産の順に差し押さえを行っております。

このようにして、できる限り滞納額の解消に努めておるところでございます。

最後に、固定資産の滞納分が急激に減っている理由はどういうことかということのお尋ねでございますけれども、額にして9,755万3,529円、前年と比べますと減っておりますけれども、これに対しましては、会社の倒産によりまして、裁判所の管理下のもとに破産管財人による清算手続が進められまして、配当があったものでございます。

以上でございます。

議長（小倉明德君） 教育課長。

教育課長（渡辺嘉昭君） 31ページの学校給食費の給食費負担金、新規の滞納額は幾らかというお尋ねでございますが、前年度分、収入未済額43万5,690円になります。

以上でございます。

議長（小倉明德君） ほかに質疑はありますか。

7番、野中さん。

7番（野中眞弓君） 給食費が全体で8,000万円を超えています。新しい滞納額というのは、これの0.5%、1%にも満たない額ですけれども、これですと正常値の範囲になると思いま

すが、やはり給食会計としては、ここでも今までよりかは減っているかと思います。どのような対応の仕方をしているのか。今年度からは、誓約書を書かされたとかと聞いているんですけれども、これ19年度ですので、何か特別にあったのでしょうか。

議長（小倉明德君） 教育課長。

教育課長（渡辺嘉昭君） 年度当初における、その契約書という書類の名前はちょっと確認してございませんけれども、口座振替によりまして、振替不能、落ちなかった場合、引き落としができなかった場合には、現金納付をさせていただきますというような内容の書類をいただいているように伺っております。

本町では、平成3年度から口座振替によりまして徴収しておったわけでございますが、滞納者のほとんどが口座振替によることから、不払い防止を図るための対策として、平成19年4月以降、未払い家庭については集金方法の一部を変更し、学校に依頼し、集金袋による徴収といたしました。

このことにより徴収率が向上しているというふうに考えております。よろしくお願いたします。

議長（小倉明德君） ほかに質疑はございますか。

4番、小高さん。

4番（小高芳一君） 305ページでございます。

ただいま、国民健康保険の収入未済額のことについて質問がありましたので、関連ということでお願いをしたいと思います。305ページの一般被保険者の国民健康保険税の収入未済額、それから退職被保険者の国民健康保険税の収入未済額ということで、現年度分、大分ふえて……

議長（小倉明德君） 小高さん、ちょっと待ってください。一般会計の範囲内に。すみません。

改めて、ほかに質疑ございますか。

1番、藤平さん。

1番（藤平美智子君） ページ数が261ページ、文化財保護費がここのところに集中されておりますが、使い道の内容についてお伺いいたします。

また、このうち国・県の指定文化財がそれぞれあると思うんですけれども、それが何点ずつあるのか、その辺について教えていただきたいと思っております。

議長（小倉明德君） 教育課長。

教育課長（渡辺嘉昭君） お尋ねは、文化財関係、261ページの、もし範疇を超えているものがございましたらご指摘いただきたいと思います。まず261ページの一番下の文化財調査補助金100万円でございますが、これは夷隅神社の社殿の調査費でございます。

それから、文化財保護協会補助金3万4,000円でございますが、これは大多喜町文化財保護協会への補助金でございます。

それから、県史料保存活用連絡協議会負担金、これは記載のとおりでございます。

その上の無形民俗文化財保存育成補助金、これはおはやしでございます。16団体ございますが、19年度におきましては14団体に交付してございます。31万9,900円でございます。

それから、国指定文化財管理費補助金7万円でございますが、これは渡辺家でございます。以上でございます。

議長（小倉明德君） ほかに質疑ありますか。

9番、有家さん。

9番（有家 功君） ページ数、219ページ、街路事業費の中でちょっとお尋ねをしたいと思いますが、この中で、街なみ整備事業運営費補助金、そして街なみ整備助成事業補助金ということで5万円、また2,240万円という形で載っておりますが、これに関連をいたしまして、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

街なみ整備事業は10年の時限立法でありました。来年1年を残すのみとなっております。しかしながら、この事業は、最初のころは非常になじみが薄く、この事業に参加する方たちも非常に少なかった、そしてこの事業に批判をする方たちも非常にいました。そんなことで、最初出足が悪かったというような記憶を持っております。

しかしながら、今現在、あと1年になってきてからは、非常に申し込みも多く、そして町民のこの事業に対する理解も非常に深まってきたというようなことで考えられます。しかしながら、あと1年を残すのみとなっておりますので、時限立法ですから1年で終わってしまうわけですが、このまましり切れトンボで中途半端のまま終わらせていいのかどうかというような町民の意見がたくさんあります。

そんな中で、この事業が今後、どのような展開をしていくのか、今の時点である程度わかっておると思いますので、その辺、わかっていたら教えていただきたいということです。よろしくをお願いします。

議長（小倉明德君） 企画商工観光課長。

企画商工観光課長（森 俊郎君） ただいまの有家議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

います。

たしか有家議員さんも一緒だったと思いますけれども、平成2年ごろから実は街なみ整備という問題が持ち上がりまして、これは当然、商店街で非常に活性化が失われてきたということ、もう一つは、やはり郊外へのショッピングセンター等の問題等も出まして、町の基本構想の中でもうたわれていますように、大多喜町は歴史・環境、そういった資源を十分に使いましてまちづくりを進めようと基本構想の中にうたわれております。そこで、平成12年度から国の事業の採択を受けまして、街なみ環境整備事業、これを実施したわけでございますけれども、ただいまのお話のように、来年、21年をもちましてこの事業も一たん、10年間のスパンを終わるということでございます。

ご指摘のように、これで終わったらどうなるのかということ、後に残った、これまで投資したものが多分無駄になるんじゃないかなという気もいたしますし、また無駄にできないということからしまして、現在、これは無料のコンサルタントを頼みまして、商工会と中心となりまして、これまでと違いたいわゆる街なみ整備、いわゆるこれまでつくってきたこの財産を生かしつつ、さらなる振興策を現在つくろうということでもあります。

それは何かということ、やはり、今、街なみ整備をやりまして、お客さんもだんだんふえてはきておりますが、これだけではまだ商売をやるという人はなかなか出てきておりません。そこで、今後の、第2次の基本構想と言っておりますけれども、それにおきましては、やはりにぎわいを創出するもの、さらにはお土産品だとか、あるいは食べるもの、食、いわゆる即席的なものになるんでしょうか、そういったものを含めまして構想をつくる必要があるだろうということでは現在考えておりますが、いずれにいたしましても、地域の人たちとこれから相談を十分いたしまして、これまで投資したものの、さらに街なみ整備がより充実したものになるように進めてまいりたいというふうに考えております。予算的なものが絡みますので、今ここでどうこうということは言えませんが、今後も引き続いて街なみ整備を推進したいという考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（小倉明德君） ほかに質疑ございませんか。

7番、野中さん。

7番（野中眞弓君） 85ページの文書費のところ、委託料、ホームページ更新業務委託料が134万、計上されております。本町は近隣の他自治体に比べて特殊な施設を持っているとはいえ、一般の職員の数も、住民当たりで換算したときに多いと言われております。行政改革

で多少、少しずつ減ってきてはおりますけれども、それでも多いのではないかと思います。

私は、人件費そのもの、職員を減らせとは思っておりません。なぜなら、きちんとした職についている人たちがこの町にいるからこそ町が存在するのであって、若い人たちも、役場に就職できるということで町に住むことができます。

ただ、多い人件費をやっぱりそのままにしておくわけにはいかないと思うんです。これをずっと見てみますと、委託料、委託料といって、外注する事業が随分あると思います。私は、人海作戦で委託業務を減らし、自分たちでできるだけ処理する、そして歳出を少なくする、抑えていく、雇用は確保する、こういうようなことが、この町が存続していく上でも大事なことだと思います。そういう面で、補正予算のときにも言ったのですけれども、このホームページ更新事業などは、特に職員が、町内の行政の変更とか、町内のいろいろな事柄について熟知すれば、できるはずではないかと思うんです。これが、自前でやる意思があるのかどうかということを伺いたいと思います。単に担当課ではなくて、町長がこれから先、委託事業についてどういうふうを考えているのかも伺わせていただきます。

議長（小倉明德君） 町長。

7番（野中眞弓君） ちょっとお待ちください。何点かまとめて、一つ一つでよろしいですか。

もう1点、95ページの企画費で、B D F 関連の決算が1,148万とっております。今のこの稼働状況はどうでしょうか。これを導入するに当たって、新エネルギービジョン策定委員会なるものが前々年度開かれて、コンサルタントに1,000万を超えるお金が2年間にわたって出ていると思います。

私はそのときに、ねじり込んで委員にさせていただいたんですが、町が新しいコンサルタントを入れるときに、町民の中に産業が起きる、そういうような施策が必要なんだ。ただ、よそにやっていない珍しいものをぱっと打ち上げ花火みたいに一発上げて、さあやりましたというのはお金の無駄だということを申し上げましたけれども、今、新エネルギービジョン関係で言うと、B D F 一本やりで、ほかにも本町は豊かな自然を生かした施策ができるはずで。地球温暖化の問題も含めて、新エネルギー関係は早急に広範に取り組まなければいけない問題だと思うんですけれども、これについて、B D F だけに今限っているんですが、これからの取り組みをどう考えているのか伺いたいと思います。

もう1点、119ページ、社会福祉費です。出産祝い金が630万でしょうか、63件出ました。この中の内訳、第1子、第2子、第3子、それぞれ何件あったのか伺いたいと思います。

とりあえず以上です。

議長（小倉明德君） 町長。

町長（田嶋隆威君） それでは、初めの、いわゆる業務委託に関することでもありますけれども、私自身も非常に業務委託が多いということは感じております。しかしながら、職員ができるものはできるだけ職員にやらせるという形で進めておりますけれども、いわゆる技術的な面、またそういう能力がある、ないもあろうかと思えます。可能な限り職員にやらせるということを原則として、これからもやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（小倉明德君） 企画商工観光課長。

企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、85ページの委託料、ホームページの更新業務委託料134万3,160円、これを自前でできないかというご質問であろうかと思えます。

現在、大多喜町のホームページ、平成16年に、IT情報技術の専門技術及び知識を持った民間委託にしたわけでございます。それで作成をいたしました。その後、ホームページの内容の更新業務につきましても同様に、現在、民間委託の方法によって行われているというご指摘のとおりでございます。

なお、この決算の中では、一月当たり11万1,930円、これが12カ月ということで134万3,160円の委託料を現在、支払っております。

情報技術の習得、あるいは職員もふえてきておりまして、また職員の情報処理研修への参加などによりまして、事務処理も以前と比べまして数段上がっております。すべてパソコンによる事務処理、そういったものに現在、移行されているということでございます。

そこで、ご質問のように、ホームページの更新作業についても、職員によってもう対応する時期が来ているのかなということも考えまして、現在、ちょうどこの内容について内部で検討していたところでございます。ただし、可能性と申しますか、課題、いわゆるメリットとデメリット、そういったものがどう出るか、その辺の検討を今後十分行いまして、できることであればやりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、この一月当たり11万1,930円何がしというのが高いか、安いかというと、やはり専門のほうに聞きますと、人件費を考えますとそう高いものではないという額になっているそうです。いずれにしましても、そういう能力を持っておってできるようであれば、早急に対応はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小倉明德君） 企画商工観光課長。

企画商工観光課長（森 俊郎君） 次に、B D Fの現在の稼働状況というご質問なんですが、ページは95ページになります。工事費その他を含めまして1,148万6,000円ですか、かかっておるといってございまして、このバイオジーゼルの製造施設の稼働状況ですが、廃食用油の4月8日以降の回収量につきましては、この9月10日までの5カ月間で2,012リッターを回収してございます。月平均にいたしますと約400リッターとなっております。当初のこのバイオジーゼルの製造の目標値が、月420リッターということで集める目標を持っておりまして、ほぼ目標値に達しているのかなという状況でございます。

このうち、バイオジーゼルの燃料製造に使用した廃食用油は、本格稼働した5月8日以降、9月10日まで14回にわたっております。14回製造をいたしております。14回で1,600リッターの製造をいたしました。若干、400リッターほど残っておりますけれども、まだ原材料としてドラム缶に入れまして保管をしているところでございます。廃食用油の回収日が現在、月3回行われておりますので、この回収日に合わせまして現在は製造をしている状況でございます。稼働状況についてはそのくらいでよろしいでしょうか。

以上です。

議長（小倉明德君） 子育て支援課長。

子育て支援課長（磯野勝廣君） それでは、119ページでございますが、119ページの下から3行目、出産祝い金、610万円ということですので、61人でございます。その内訳でございますが、第1子が28人、第2子が26人、第3子が5人、第4子が2人、計61名でございます。

以上でございます。

議長（小倉明德君） 7番、野中さん。

7番（野中眞弓君） 委託料は減らしてほしい。特に、ホームページの関係で答弁がありました。パソコン関係で言うと、去年の決算のときには、幾らパソコン関係でお金を使っているかということ合計出させていただいて、1億を優に超えるお金がパソコン関係で使われているという数字をいただいたんですが、パソコンに秀でて庁内で処理できるということは、これから先のこの町の経営にとっては重要なことだと思うんです。答弁の中で、技術的能力の面があればみたいな答弁があったのですが、そういう技術、能力のある人を条件に積極的に採用するということが必要ではないでしょうか。

それから、新エネルギー関係では、新エネルギー関連の産業化、その取り組みについて伺ったんですが、答弁がないということは……

(何か言う声あり)

7番(野中眞弓君) わかりました。

議長(小倉明德君) 農林課長。

農林課長(角田健一君) それでは、関連ということで、まず竹材でございますけれども、チップ化の燃料としての利用ということで、昨年、19年度に林務課、現在の森林課でございますけれども、放置竹林拡大防止事業によりまして伐採をいたしました孟宗竹、これを一部、君津の森林組合のほうに搬入いたしまして、チップ化をいたし、出光興産株式会社千葉製油所でございますけれども、そのところのボイラーにて石炭とともに燃焼実験をしております。19年度は調査試験ということで、20年度につきましては、また君津の現場で、再度、量をふやしまして検討すると、また今後のモデル的なものを検討していくということでございます。

これはまた、いずれにいたしましても出光興産千葉製油所が企業として行っておるものでございまして、その結果につきましては、なかなか外部に出すということは、今のところまだ連絡を受けておりません。

以上でございます。

議長(小倉明德君) ほかに質疑ありませんか。

1番、藤平さん。

1番(藤平美智子君) ページ数、271ページ、プール浄化槽の点検委託料、ここも委託料が出ているんですけれども、これはどこの業者に委託されておられるのか、またどのような方法で点検されているのか、その辺についてお伺いいたします。

あともう1点、125ページ、グループホーム入居者家賃補助ということで47万2,000円計上されておりますけれども、これは、グループホームというのは大多喜町に何軒くらいあるのか、またその人数についてお伺いいたします。

以上です。

議長(小倉明德君) 教育課長。

教育課長(渡辺嘉昭君) 271ページのプール浄化装置保守点検委託料5万9,850円の件でございますが、委託業者はトウスイ株式会社ということでございます。

装置の点検でございますので、どのようなというか、回数でよろしいでしょうか。

1番(藤平美智子君) 回数じゃなくて方法ですね。どういう方法でされているんですか。

教育課長(渡辺嘉昭君) 手元に資料ございませんので、後ほどでよろしいでしょうか。

議長（小倉明德君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（苅米與工門君） 125ページのグループホーム等の入居、この関係でございますけれども、まず家賃の限度額につきましては2万5,000円でございます。人数等につきましては、ここに詳細な資料を持ってきておりませんので、後ほど答弁をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（小倉明德君） ほかに質疑は。

8番、志関さん。

8番（志関武良夫君） 95ページの中ほどですけれども、地方バス路線の対策補助金として665万円ほど補助金が出されているんですが、この内訳、内容をちょっと説明していただきたいと思います。

それと、257ページの上段に公民館バスの管理委託料、これ252万ほどあるんですが、これは、前にも私、質問させてもらったんですが、この公民館バス、他町でも非常に経費がかかるということで、なくしているところが非常に多くなってきているんです。それで、この公民館バスはなくてはならないものなのか、必要ではないんじゃないかなど。そちこちにやはりバスの会社もありますし、必要なときにだけそういう会社に依頼すれば用が済むわけですね。だから、そういう莫大な経費をかけなくとも、利用者が負担するわけですから、この公民館バスは動かせば動かすほど赤字がふえてくるわけですね。そういう点について、必要なのかどうか、それをちょっと聞かせてください。

以上です。

議長（小倉明德君） 企画商工観光課長。

企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、95ページの19節の負担金補助交付金の中の、地方バス路線対策補助金665万2,000円のご質問でございますが、現在、この対象となっている路線につきましては4路線ございます。中野を起点といたしまして、筒森、粟又、養老溪谷、さらには中野から弓木、平沢、宇筒原、百銚を回ってまた中野に帰るといふ、このコース、この4路線、現在ございます。

小湊バスさんにこの運行についてはお願いしているところでございますけれども、結論から申しますと、赤字の50%を負担してくださいよと。ただし、その年によって若干、その率は変わってくるわけでございますけれども、この辺は小湊バスさんとの交渉の中で、率は毎年、若干違ってきております。

そこで、内訳につきましては、かかった総費用というものがこの4路線で2,005万2,000円、現在かかっております。このうち、経常損益というものが1,375万7,000円、それと営業外収入というのが実はありまして、45万2,000円あるということです。最終赤字は1,330万5,000円、先ほど申しましたように、この2分の1、50%を町が負担しているということで665万2,000円ということになっております。これが内訳でございます。

以上です。

議長（小倉明德君） 教育課長。

教育課長（渡辺嘉昭君） 257ページの上段の、公民館バス運行管理委託料252万についてのお尋ねでございますが、経費節減の観点から、必要の都度、バス会社等に頼めばどうかというお尋ねというふうに伺いました。

公民館バスにつきましては、平成6年2月に導入いたしまして、以来、19年度まで運行してきておるわけでございます。19年度の稼働日数で151日、利用人員で7,526人となっております。

経費節減の観点からはお話のとおりかとは思いますが、社会教育、あるいは学校教育の即座に適應した運行等の観点から、公民館バスは有効に稼働しているというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小倉明德君） 8番、志関さん。

8番（志関武良夫君） 中野方面の4路線の乗客の推移、そういうものについて、わかればちょっとお知らせ願いたいと思います。

議長（小倉明德君） 企画商工観光課長。

企画商工観光課長（森 俊郎君） 推移というか、もう毎年同じような人数が、ただし、子供が減ってきておりますので、その分は若干ずつ減ってきております。子供以外にも、老人が逆にふえてきていますので、そういったものが多少ふえてきている場合も出てきております。全体としては、どちらかというところ減少傾向にありますということでありませう。

以上です。

議長（小倉明德君） ほかに質疑は。

7番、野中さん。

7番（野中眞弓君） まず、関連ですけれども、先ほどの新エネルギー関係の問題ですが、BDFにしても、いすみ鉄道の、例えば1両全部BDFで動いているかということ、使われて

いる燃料の5%だけですよね。5%をわずかに混入しているだけ。それを知った町民から、「おもちゃみたいなものではないか。これでいすみ鉄道はBDFで動いていますというには、余りにも粗末ではないか」という声も聞いております。

それから、あともう一つ、竹材が出光興産で使われているということですが、1,000万以上のお金をかけて、こういうまるでおもちゃみたいなことしか取り組めていない。この程度のことでしたら、わざわざ大変なお金をかけてコンサルタントを呼ばなくてもいいのではないかと。これを見ると職員がもっと自分たちの技量を磨いて立案能力を立ててほしい、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

職員の研修についても、職員研修費という項目が何かほかで、水道課では見つかったんですけども、少額であったかもしれませんが、何か心細い予算だと思います。職員の技量を磨いていただきたい、そのことが、多少の研修費がふえても町財政にとっては有意義な結果を生むと思います。

それと、新エネルギー関係でいえば、今の地球温暖化の問題は待ったなしです。もっと町民に啓蒙活動を施すべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

それから、出産祝い金について、少子化対策として導入されたと思いますけれども、1子、2子というのは、ここの数字でも出ているように、大体、どこの家庭でもいらっしゃるんだと思うんです。3子、4子、どうやったら産み育てられるかということが少子化対策の眼目になっていくのではないかと思います。この出産祝い金についても、やめろという意味ではありません、ありようを検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

新規の質問です。141ページの児童福祉施設費、保育園の送迎バスの委託料ですが、今、何コースあって、利用者数はいかがでしょうか。

保育委託料が44万700円計上されています。内容について伺いたいと思います。

それから、休日保育の実働日数、それから利用法、いつもあるわけではないような気もするのですが、どういうふうな利用法でしょうか。

まず、そこまでお願いいたします。

議長（小倉明德君） 子育て支援課長。

子育て支援課長（磯野勝廣君） それでは、141ページでございますが、備考の欄の中の委託料の中、送迎バス委託料というものがございます。1,694万3,385円でございますが、保育園バスでございますが、そのコースということでございます。

まず、つぐみの森保育園につきましては山本観光に委託しておるわけですが、老川コース

が11名、西畑コースが9名、これはすべて、老川なら老川の人たちだけということではなく、西畑の一部も入ったりしております。それから、みつば保育園におきましては、総元コースが21名、上瀑コースが34名、これもちょうど大多喜の真ん中、猿稻あたりで2つに分かれております。それで、みつば保育園がダイエー交通に委託しております、人数につきましては、合計55名となります。

それから、保育委託料でございます。保育委託料につきましては44万700円でございますが、これは管外に委託するというものでございます。これは、大多喜町に住所がある人が、仕事などの都合によりまして子供を他の市町村の保育園に預けたいと希望した場合に、大多喜町が該当する市町村と協議をいたしまして、保育を委託する場合に支払うものであります。それで、この委託料は国の基準の保育単価表によって定められております。

なお、保育料につきましては、大多喜町の保育料として徴収しております。19年度は仕事の都合でいすみ市の保育園への希望があり、1名委託しております。

次に、休日保育ということでございますが、休日保育の実働日数につきましては、これはページ数はございませんが、関連ということだと思います。

つぐみの森保育園につきましては、3日ございました。使った実人数は2人。理由につきましては、仕事でございました。

みつば保育園につきましては、4日。実人数は1人ございました。これも仕事の都合でお預かりしたところでございます。

以上でございます。

(「利用法」の声あり)

議長(小倉明德君) 子育て支援課長。

子育て支援課長(磯野勝廣君) 失礼しました。利用法でございますが、まず目的といたしましては保護者の子育てと就労を支援するということでございますので、就労ほか冠婚葬祭、そういうことで、どうしても預けなければならない場合につきましてお預かりするということで、希望する日の前月初日から、実際預ける日の3日前までに申請していただきたいというふうになっております。

以上でございます。

議長(小倉明德君) ほかに質疑はありませんか。

7番、野中さん。

7番(野中眞弓君) まず、関連なんです、保育園の送迎バスについて、つぐみの森保育

園にお子さんを預けている保護者から、町のほうから保育園バスを減らすような話があったんだけどという話を受けました。その件について、どんなふうに考えているのか伺いたいと思います。やっぱり、人数は少なくても、児童福祉法ですけれども、子供は一人一人平等に育てられなければならないと思うんです。断じて、減らしたり、廃止したり、西畑方面、老川方面、廃止というか減らされることも、親にとっては厳しい問題で、認めがたいと思うんです。それについて、親のそういう意見に対してどういうふうに応じていくのか伺いたいと思います。

それから、新しい質問です。155ページ、環境衛生の19節生ごみ処理機購入補助が9万円計上されております。今年度6台ということですが、今まで、この事業が導入されてからの累積の補助額と台数を教えてください。

そして、補助金を使って購入された生ごみ処理機、どのくらい稼働しているのか、追跡調査しているのでしょうか。前にも話しましたが、いろんな事情で中断して、眠っているのが半数以上だという話を聞いたことがあります。そういうのが本町でも同じような状況であるとすれば、この追跡調査をして、使い回しということを始めたらいいのではないかなと思うんです。それで、とりあえず借りてみて、これで続けていけそうだなと思えばお買いになればいい。ごみの減量化、3Rと言われていて、リサイクル、リデュース、減らすこと、それからリユース、もう一回使い回しをすることだと思うんです。ですから、これは町が積極的にこの使い回しの制度を担当課が率先してやってはいかかと思うのですが、いかがでしょうか。しかもこれは、追跡調査しなければいけません。個人情報がありますから、どうしても担当課がやるべき問題だと思います。

169ページに行きます。

農業総務で、報酬費の中で、農家組合長報酬が110万9,350円計上されています。農家組合というのは減反のためにつくられたとかというふうに聞いているんですけども、今、農家組合長の仕事はどうなっているのでしょうか。これからも、この農家組合組織というのは継続していくのでしょうか。

ここまで、よろしく申し上げます。

議長（小倉明德君） 子育て支援課長。

子育て支援課長（磯野勝廣君） つぐみの森保育園のバスにつきましては、ちょうど10年目を迎えるわけで、乗る人数も少なくなってきたということと、10年ということで、多少傷んでくる。今後、いつからかは買いかえとありますが、委託先で買いかえなくてはいけないん

じゃないかということで、検討することといたしております。

それで、このことにつきまして、一たん、保護者の方にアンケートをとりまして、その後説明会といたしますか、意見交換の会を催したわけでございます。

それで、前提とすると、2台じゃなくても、1台でもできるんじゃないかということも頭に入れて、お話とか、そういうこともしました。それで、先ほども申し上げましたように、老川コース11人と言いましたけれども、例えば、これは11人が申し込んでありまして、朝乗らない人が5人とか、西畑コースも9人でございますが、朝乗らない人は5人、そうすると、西畑コースは私も乗ったんですけれども、帰りだけ4人を乗せて、比較的近い地区だけに送っていったことも、そういうところでございます。

したがって、1台でもやってもいけるんじゃないかということも考えて、保護者の方から意見を聞こうとしたわけでございます。ただ、遠いところだと粟又会所あたりもありまして、そこから今、弓木のほうへ行けるようなコースがありまして、非常に遠いところもありますので、その辺ももちろん考慮しなくてはいけないし、1人の子供さんが乗っている時間も45分ぐらいでございますので、やっぱりそれ以上長く乗せておくということもよくないということ。それから、じゃ2台にした場合、1台を今度新しくした場合、もっと小さなワゴン車程度でもいいんじゃないかとか、今後、いろんな形で検討はしていかななくてはならないと思います。

それで、他の市町村を見ても、2つの保育園で1台を利用して運行していることもありますし、それで、このアンケート調査を見ても、実際に使っている方は、世帯で言うと11世帯ということになるわけです。アンケート調査に回収は76.8%でございましたので、使っている方でも出していない方もおるかもわかりませんが、11世帯ということでしたので、11世帯でうまくいけば1台で済むかなというような形で、まず保護者の皆さんと意見を交換してから決めようと、そういうことでございます。

ただ、その場合に、町としてはなるべく合理的にしたいんだということはお話いたしました。ただ、まだ結論じゃなくて、今後、またさらにほかの、バスを小さくするとか、まだ2台ありまして、ちょうど10年目ですので、そのバスの使える期間が1年、あるいは2年、どのくらいもつのか、そういうのを総合して考えて、今後、検討していきたいと思います。

以上でございます。

議長（小倉明德君） 環境生活課長。

環境生活課長（塩田常夫君） 155ページの備考欄の上段で、生ごみ処理機の購入補助金の

関係で、累積、いわゆる実績でございますけれども、これは平成13年度から補助事業を実施しております。13年度が、30台で60万円。14年度が、14台、28万円。15年度が、11台で21万6,000円。16年度が、5台、10万円です。17年度は、8台、12万8,000円。18年度が、5台、7万5,000円。19年度が、6台、9万円。トータル、79台で148万9,000円でございます。

稼働率の調査というか、その状況でございますが、補助事業により購入した生ごみ処理機の稼働状況の調査は、実は行っておりません。この事業を受けた家庭に調査をした場合、既に壊れてしまって買いかえた方もおるでしょうし、また使えるのにお蔵入りしてしまった方もいるかと思いますが、仮にこの調査を行った場合、使用していなくても使用していますというような回答が来るような気がします。大体、4万円ぐらいから幅があり、10万円程度のものがあります。塩分を含んだものを処理する機械ですので、その辺はわかりませんが、その稼働状況の調査というのは、余り適さないのかなと思いました。

それから、この再利用の関係ですけれども、一応、うちのほうに相談があれば、ごみの減量化につながりますので検討する必要があると思います。

以上でございます。

議長（小倉明德君） 農林課長。

農林課長（角田健一君） 農家組合長の報酬110万9,350円に関するご質問でございますけれども、現在、町内には100の農家組合がございます。この110万9,350円の内訳につきましては、1組合当たり5,000円と、それが100組合ということで50万。そして、世帯割1,741戸分の350円ということで、60万9,350円がこの金額になっております。

そして、農家組合長の仕事の内容ということでございますが、水田農業推進協議会の生産意向調査、これは毎年1月に配付、また回収をさせていただいているというのが1つと、生産実施計画書、これは2月になりますけれども、同じく組合員への調査票の配付、また回収ということをお願いしてございます。

そしてまた、大戸を除く総元地区、また上瀑地区、そして大多喜では西部田地区の農家組合さんにつきまして、航空防除の実施の有無につきまして検討、また除外区域等がございましたら、そういう耕作者からの同意書、これの取得、そしてまた交通整理員、また監視委員というような配置の割り振り等もお願いをしているという状況でございます。

そしてもう一つは、農業委員会の選挙人名簿の取りまとめ依頼をしてございます。これが主な内容でございます。

継続ということでございますが、現在100名ございますので、まだこのまま継続をしてま

いりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小倉明德君） 質疑の途中ですが、ここでちょっと10分間休憩します。

（午前11時05分）

議長（小倉明德君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時16分）

議長（小倉明德君） 先ほど藤平さんから質問があった件について、健康福祉課長、答弁が  
ございます。

健康福祉課長（苅米與工門君） 先ほど、藤平議員さんからご質問のありました125ページ  
のグループホーム等の入居者の関係でございますけれども、途中で退所等をした方もおりま  
すけれども、延べ人員で5人でございます。

施設につきましては、大多喜病院がでございます。

以上です。

議長（小倉明德君） ほかに質疑ありますか。

2番、野村さん。

2番（野村賢一君） たまたま、去年の9月、一般質問で滞納の問題をやったんですけれど  
も、前年度は3億円近かったと、本年度は2億円ぐらいに減ったという話を聞いたんですが、  
この中で、前年度より不納欠損額というのがどうしても取れないというのが、町税の固定資  
産税で200万近くふえているということはどんなものなんでしょうか。

また、この不納欠損の中には、行方不明とか死亡とか、また5年で時効という項目がある  
と思います。また夜逃げをしたとか、そんなような中で、どうしても取れないということ  
を聞いております。

しかし、本年度のまた収入未済額の中で、それこそ給食センターの給食費、保育園の保育  
費ですか、それと町営住宅の住宅、それと国民健康保険もいろいろありますけれども、そん  
な中で、来年度に関してまた不納欠損が出ると思うんですよ。確信的な不納欠損があると思  
いますけれども、もしそこら辺わかりましたら教えていただきたいと。

それと、ページ数が189ページの都市農村交流施設運営費、その中で報償費の中に猪捕獲  
報償金という備考の中に76万9,905円というあれがありますけれども、当初は77万。正直言

いまして、この当初予算の77万の中で捕獲いっぱいということで、もうそれ以上はとれないんでしょうか。また、何で聞くかということ、本当にいよいよ私どもの上瀑地区のイノシシが、大変、ことしから来て、稲作も大分被害が出ている状況なんですけれども、新年度に向けて、決算の中で質問するのはおかしいんですけれども、予算額を少し考えていただければありがたいなと。76万9,905円ということは、約77万の当初予算にほぼ99%近く行っているんですけれども、これは何頭の報償金か、わかったら教えていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小倉明德君） 税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬 進君） 不納欠損の関係のご質問だと思います。

19年度の町税の不納欠損は、ご承知のとおり479万9,897円。前年と比較しますと、ご指摘のとおり187万3,912円、率にして64%ふえてございます。この主な理由につきましては、固定資産税で前年度より203万2,357円で、約2倍ふえております。これの主なものにつきましては、経営不振による法人分が約180万、個人で納税義務者が亡くなりまして、相続放棄により相続人がいない方が64万円で、合わせて244万でございます。

不納欠損につきましては、税の公平な負担が損なわれないように最大限の徴収努力をした上で、やむを得ない措置といたしまして、法の定めに基づきまして、生活の困窮者、あるいは行方不明者、財産が不明である方、あるいは会社が倒産、経営不振、これらによる執行停止などによりまして不納欠損をしたものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、来年も不納欠損を予定されているものがあつたらということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、徴収努力をした上で、できる限り不納欠損を出さないように、分納あるいは一部納付をしていただきまして、時効の成立を防ぐというようなことで、出さないように考えております。今のところ、そういった予定をしていることはございません。

以上でございます。

議長（小倉明德君） 農林課長。

農林課長（角田健一君） それでは、189ページのイノシシの捕獲補償金、これは当初予算77万に対しまして支出済額76万9,905円ということでございます。これにつきましては、イノシシの捕獲113頭分でございます。たまたま、この77万と76万9,905円という数字が、本当に僅差でなっておりますけれども、これは113頭分でございます。これにつきましては、4月から10月につきましては1頭当たり5,000円ということで、39頭分、19万5,000円。そして、

11月から3月まで、これは非常に肉質もよくなるんでございますが、キログラム当たり500円ということで購入してございますので、1,150キロ分、74頭分でございます。これが57万4,905円ということで、合わせまして113頭でございます。

以上でございます。

議長（小倉明德君） 2番、野村さん。

2番（野村賢一君） 今、税務課長さんのほうから、町税の不納欠損に対してはよくわからないけれども、徴収のほうに努力するという答えがあったんですけども、現時点で、もう4年目を迎えている人はいますか。5年になると時効で消えちゃうわけですね、不納欠損というのは。

議長（小倉明德君） 税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬 進君） 4年になる方は当然おります。それにつきましては、財産調査をしまして、できるだけ不納欠損にならないように、分納等を勧めて徴収努力をしたいと思えます。

以上でございます。

議長（小倉明德君） ほかに質疑はありませんか。

1番、藤平さん。

1番（藤平美智子君） ページ数が219ページ、工事請負費のところなんですけれども、節15町営住宅火災警報設置工事199万2,581円計上されておりますけれども、これは町営住宅全戸につけられたんでしょうか。その辺をちょっとお伺いいたします。

1戸につき、どのくらいされたのか。

議長（小倉明德君） 建設課長。

建設課長（浅野芳丈君） 町営住宅に関します火災警報器の設置工事199万2,581円の関係でございますが、これにつきましては、町営住宅は111戸でございます。それにつきまして、熱感知1個、それから煙感知が2個、全戸に設置をいたしました。

以上でございます。

議長（小倉明德君） 1番、藤平さん。

1番（藤平美智子君） これは、今後、高齢者ひとり暮らしの家庭にも検討していただければと思います。

以上でございます。

議長（小倉明德君） ほかに。

11番、君塚さん。

11番（君塚義榮君） ページ数で79ページ、下から8行目なんですけれども、総合事務組合負担金という項目があります。これ、各会計9あるんですけれども、これも全部入っていますね。それと企業会計も入っていますし、ただしこの中で、老人保健会計は総合事務組合負担金を出していないんですけれども、その理由。

それと、この総合事務組合負担金、どういった、主立った委託事業ですか、それを知らせていただきたいんです。

もう1回質問します。以上です。

議長（小倉明德君） 総務課長。

総務課長（君塚良信君） まず、総合事務組合の負担金でございますが、79ページに書いてありますけれども、この会計につきましては、職員の退職金の負担金と考えていただいて結構でございます。これは、いわゆる人件費を出して、各項目から出させていただいておりますけれども、その数はかなりありますけれども、総額では2億300万円ほどになります。それぞれ給与費、職員給与をお支払いしているところはそれぞれ持っております、1,000分の220という基準で総合事務組合のほうに負担金として納めておまして、これは退職金の資源となります。これは、昭和30年ごろから、県下全域で総合扶助方式でお互いに積み立てをしながら、均衡を図りながらこういうものを支出しておるわけであります。

老人保健会計、そこには予算を盛っていなかったと思いますので、職員が、何といいますか、民生費のほうにたしか入っていると思いましたが、特別そこからは負担はしていない、たしかそのようになっていると思いました。

議長（小倉明德君） 11番、君塚さん。

11番（君塚義榮君） この負担金の中には、特別職も入っているんでしょうか。

それともう一つ、この金額は、前もって総務課長に調べてもらったんですけれども、総額で2億300万、これは19年度で支払っておりますね。これは、スライド制で年々違うのか、あるいはある程度、期間は固定でやっているのか。それと、今まで、もしわかれば結構ですけれども、大体、大多喜町でどのくらい積み立ててあるのか、それをお知らせ願いたいと思います。

議長（小倉明德君） 総務課長。

総務課長（君塚良信君） いろいろ質問が出ましたけれども、まず負担金は年々差があるのかという問題でありますけれども、これは一定の式がありまして、それに基づいて年々変わ

るものでございます。

といいますのは、例えば18年度でいきますと、退職支給総額からその負担金を出した、差が当然出てきますから、これは総合扶助方式でやっておりますので、年によってばらつきが当然出てきますので、そういう固定をするのが総合扶助方式だというふうに考えておりますので、これは一定の算定式がありますので、それに基づいて支出をしております。

それと、この中には特別職も含まれるのかということでございますが、当然、これは特別職も含まれております。

もう1点は、今までどのくらい負担しているか、どうかという質問でよろしいわけですね。

(「組合への」の声あり)

総務課長(君塚良信君) そうですね、これは、先ほど申し上げましたけれども、昭和30年から現在までずっと続いておりまして、大体、各市町村はほぼ入っておりまして、これは総合扶助方式ですから、年によっては出した金より返ってきていることもありますし、マイナスのときもありますけれども、全体の総額でいきますと、約11億円ほど負担金のほうはマイナスといえますか、11億円ほど今のところ借りがあるということになると思いますけれども、これは一応、総合扶助方式ですから、単年度では処理しませんで、以降、この差額は、多いところは調整をしながら随時解消していくということになります。

ですから、当然、我々のところも退職する人員が、多く採用している年度については多くありますし、少ない年は少ないということですから、そういう総合扶助的なことで考えて、今後、町村会のほうも、総合事務組合のほうもできるだけ差を少なくしていくということになりますから、今後、負担はふえていくものと思われま。

以上でございます。

議長(小倉明德君) 11番、君塚さん。

11番(君塚義榮君) 今、答弁の中で、前年度は2億、一応、退職引当金を積んでありますけれども、現在、累計で11億の不足ということなんですけれども、その不足の対象になるのは、どういったことに対して11億不足になるのか、それをちょっと教えてもらいたいですけれども、何に対して11億不足なのか。もしわかれば結構です。

議長(小倉明德君) 総務課長。

総務課長(君塚良信君) これは、本町の職員が退職をしますね。そのときに退職金をいただくわけですが、それに対するかけ金と支給されたその差が11億ほどあるということになります。

(「全員が退職したとき」の声あり)

総務課長(君塚良信君) いや、そうではなくて、これからも退職していきますけれども、今まで昭和30年からずっとかけ金としてかけてきた分と、支出した分の差が11億ということでございます。

以上です。

議長(小倉明德君) 大分暑くなっていますから、上着を脱いでもらって結構ですから。

ほかに質疑。

7番、野中さん。

7番(野中眞弓君) まず、最初は関連です。

生ごみ処理機の問題なのですが、課長は答弁で、購入後の稼働とか、そういうものについての追跡調査はそぐわないというような答弁なさいましたけれども、補助金を出して物を買ってもらって、それがどうなっているのかというのを調査するということは当たり前のことではないでしょうか。そういうことを行われなければ、無駄な出費が続くことになってしまいます。事業を打ち切るにしても、そういう調査というのは必要ではないでしょうか。

具体的に、今回の生ごみ処理機の場合、先ほどの数字ですと、79台、19年度末までに入っているわけです。これは、稼働しているか、していないか、あるいは私の意思を入れれば、貸し出す気があるか、ないかなどということも含めて、1枚の往復はがきで出せばいいことです。1枚100円だろうと思いますので、7,900円の経費でできるわけです。私は、個人に対する補助金を出した場合は、やはりその結果がどうなっているのかということを中心に把握するということは必要なことだと思います。そういうことがないと、ずるずるした行政になってしまうのではないのでしょうか。これは、リユース制度を、使い回し制度をつくる、つくらないは別として、必要では、やらなければならないことだと思いますが、いかがでしょうか。

その次、新しい質問に入ります。

175ページの農地費で、19、農地・水・環境保全向上対策事業交付金50万6,930円、事業内容について教えてください。

185ページ、林業振興費のやはり19、農林業振興協議会補助金462万9,444円、これも事業内容を教えてください。

あと、199ページ、観光費で、やはり19の負担金補助金の項でお城まつり、レンゲまつり、きょうも、きのうもそうですけれども、職員のかなりの方がお城まつりの準備に出かけてい

らっしゃいますけれども、こういうのを見ると、町主導のイベント、おまつりという感を否めません。このお城まつり、レンゲまつりを見直す、いろんな面で見直す、中止とか間引きとかも含めて、中身も含めて見直す考えはないでしょうか、伺います。

議長（小倉明德君） 環境生活課長。

環境生活課長（塩田常夫君） 最初に、生ごみ処理機の稼働率の調査ということですが、調査すべきということで、検討させていただきます。

以上です。

議長（小倉明德君） 農林課長。

農林課長（角田健一君） 175ページの農地・水・環境保全向上対策事業交付金ということで50万6,930円、これにつきましては、大多喜町では平塚の環境保全組合、部田、また西部田、森宮グリーンクラブということで、本町で4地区を実施してございます。そういう中で、この事業内容でございますけれども、農道、また用排水路等の草刈り、また花の植栽、そして例えば揚水機場とか、そういうような施設の簡易な修理、そういうもの。それとまた、大雨等がございましたら見回り等の業務、それが主な業務内容でございます。

そして、185ページの農林業振興協議会補助金でございますが、462万9,442円、これにつきましては、有害獣の被害防止の金網のさく、これ1,550メートル、これは場所的には平塚ほか3カ所でございますが、そして電気さく950メートル、これは小沢又ほか3カ所でございますが、実施してございます。総事業費が556万944円ということで、県の3分の2と、町の6分の1負担、合わせまして462万9,444円ということで、鹿さく等でございます。

以上でございます。

議長（小倉明德君） 企画商工観光課長。

企画商工観光課長（森 俊郎君） 199ページのお城まつりとレンゲまつりの関係の補助金のご質問でございますが、見直す考えはないかということでございますが、この両方のまつりにつきましては、それぞれ目的を持って開催をしたものでございます。じゃ、今はどうかというと、若干、見劣りするかなという部分もどんどん出てきていますので、我々の使命といたしましては、その当初の目的に沿った効果の出るようなイベントに、今後、つくり上げていくというような考えをしております。当然、その中には、予算の見直し、イベントの内容の検討、そういったものも含まれます。十分に検討させていただきまして、より活気が出るような、さらに地域に効果が出るようなイベントにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小倉明德君） ほかに質疑はありますか。

7番、野中さん。

7番（野中眞弓君） 245ページの学校管理費、18の備品購入で、A E D 2台66万円計上されております。一番初めにA E Dが自動車学校に購入されたとき、ほかの公共施設にも考えはないかと言ったら、ないと言われたことを思い出すと、何だか町内にかなり今普及していることを非常にうれしく思います。

今、町内に何台配置されているのか。

それから、配置場所、使用方法を町民が知らなければ、宝の持ち腐れになってしまうと思うんです。そういうことについて、住民への周知をするという考え、計画があるかどうか伺いたいと思います。

249ページの教育振興費の扶助費で、これは241ページと249ページ、中学校と小学校と両方ありますが、要保護・準要保護生徒の学用品等の補助金なのですが、対象生徒は何人いるでしょうか。

それから、このところで給食費の問題なんですけれども、この準要保護生徒には給食費も出ると思いますが、給食費滞納者に対して精査をして、まだ要保護・準要保護という形で救い上げられる道があるのではないかと思います。給食費の滞納対策としてやっているのかどうか伺いたいと思います。

それからもう一つ、239ページ、これはちょっとないんですけれども、小学校入学式に行きますと、記念品をもらいます、子供たちが。たしかもらったと思います。毎年同じ形の箱になっているのですけれども、この入学祝い品のお金はどこに入っているのでしょうか。そして、その中身は何なのでしょうか。

ずっと前なんですけれども、算数セットのような気がするのですが、算数セットであれば、中身については考慮が必要なのではないかという気持ちがあります。答弁をもって、また関連。

議長（小倉明德君） 教育課長。

教育課長（渡辺嘉昭君） まず、245ページのA E Dの設置場所でございますが、教育委員会関係では、大多喜中学校、西中学校、それに海洋センターというふうに承知しております。ほかに、大多喜町役場と自動車学校というふうに承知しております。

A E Dの使用方法につきましては、海洋センターにおきましては、体育協会の方を対象に使用講習をやったというふうに記憶しております。

周知の方法についてはどうかということですが、海洋センターにおきましては、まず消防署の指導を受けまして、体育協会の方々を対象に講習会を実施したということでございます。

それから、249ページの特別支援、また要保護・準要保護生徒の人数ということですが、人数につきましては、特別支援の方が8名、それから、要保護・準要保護の方が7名ということでございます。

これに関連しまして、給食費滞納者の準要保護適用はどうかということですが、学校給食センターにおきまして、滞納者に徴収、集金の、給食費の納入についてお話しをする際に確認をしておると、状況に応じてはそれらも検討されるということですが、現在のところ、適用の対象の方はおらないというふうに聞いております。

それから、239ページ、卒業記念品につきましては辞書というふうに伺っておるんですが、あと入学記念品につきましては承知しておりませんので、支給されているかどうかと、あとはどんなものなのか、一考を要するのではないかと、これにつきましてはいかがでしょうか。

(「よく聞き取れないから、もうちょっと」の声あり)

教育課長(渡辺嘉昭君) 入学記念品につきましては、申しわけございません、承知しておりませんので、ちょっと調べさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(小倉明德君) 7番、野中さん。

7番(野中眞弓君) 全体の数字で、臨時職員賃金が計上されております。場所によっては、日雇いの何十万という単位の賃金であったり、あるいは、給食センターとか道路関係のところでは恒常的な雇用ではないかと思われる額が計上されております。いつぞやか、賃金体系を総務課に伺ったことがあるのですが、大方、県の示す最低賃金なのですが、本当に日雇いの短期の必要があって雇われた場合はこちらに置いておいて、恒常的な臨時雇用の場合、官製ワーキングプアに近いような賃金体系ではないかと思うんです。行政というのは、民間がそういうふうな状況にあったときには指導しなければならない立場であるのに、自分自身がワーキングプアに近いような給料体系をとっているというのは問題ではないかと思うのですが、この臨時雇用について、働く人にとって前向きな立場で検討する考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

議長(小倉明德君) 総務課長。

総務課長(君塚良信君) 野中議員から、臨時職員の賃金の今後の方針ということですが、確かに町のほうも行政改革等を実施しておりまして、臨時職員に頼る点とい

うのが非常に多くなってきておりますことは事実であります。

今後の処遇ということでございますが、これは町の規則とか要綱に基づいておりますし、また近隣の市町村、状況は確かに配慮させていただいておりますし、また最低賃金の問題も考慮させていただいて、そういうものを参考にして行っておるわけでありまして、今年度見直ししましたのは、労働日数に応じまして、6カ月間に最大5日間の有給休暇を与えるということの改善を図っておるほか、専門職員と言われます介護士であるとか保健師のほうの関係につきましては、若干でございますが日額の引き上げをしておるところでございます。

我々も常にほかの、近隣の状況とか国の動向とか参考にして常に考えていかなければならないところでございますが、また今後、財政の状況に応じながら、その都度、検討させていただければというふうに思っています。

以上でございます。

議長（小倉明德君） ほかに質疑はありませんか。

4番、小高さん。

4番（小高芳一君） 185ページの自然環境調査ということでお伺いをしたいと思います。

19年度に環境調査ということでやられたと思うんですが、その内容、それと結果をお願いしたいと思います。

また、今年度につきましても調査費がついているようでございますけれども、ことしもゲンジボタル等鑑賞会で多くの方が来ましたけれども、大多喜町には貴重な資源がまだまだたくさんあると思いますけれども、そのような調査を今後、実施していくのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（小倉明德君） 農林課長。

農林課長（角田健一君） 185ページの自然環境調査委託料でございますけれども、これにつきましては、本町の自然豊かな資源を活用したまちづくり、これに役立てるということで、貴重な動植物の生息、また絶滅危惧種的な貴重な生物の実態調査、これを把握するために千葉県の環境保全調査研究会に委託をしまして、今回は冬鳥の調査ということで実施をいたしました。

調査の時期につきましては、2007年12月16日と2008年2月11日、2回、双眼鏡を使いまして、出現した鳥類の個体数、また出現の環境の利用状況につきまして調査を行いました。

結果的に、28種類、152羽が確認をされましたけれども、今回は冬期の2回だけでの調査でございましたので、記録されなかった種類等も多く、またこの調査だけで希少動物の生息確認というものは非常に難しいんじゃないかというふうに考えます。また、鳥類につきましては、夏場に多く飛来、また確認されるということもございますので、周辺的な調査が不可欠であるというふうに考えております。

このために、議員さん先ほどおっしゃいましたけれども、本年度も調査をかけてございます。ことしの調査とあわせまして、またリスト、またマップづくりをしていきたいというふうに思っています。

また、今後の調査につきましては、現在、鳥類だけでございますので、動植物ということ、植物のほうもまた検討していく必要があるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

議長（小倉明德君） ほかに質疑はありませんか。

7番、野中さん。

7番（野中眞弓君） 210ページ、212ページあたりを中心に工事請負費が土木方面でありますが、入札率、平均値でどのくらいかわかりますでしょうか。平均で結構です。

議長（小倉明德君） 建設課長。

建設課長（浅野芳丈君） 内容についてはすべて把握しているんですが、その率についてはちょっと求めてございません。後でお示しをしたいと思います。

以上です。

議長（小倉明德君） ほかに質疑はありませんか。

10番、斎藤さん。

10番（斎藤 守君） お昼直前なんですけれども、決算書全般にわたりますのでページ指定はできないんですが、あえて申し上げるならば、監査委員からの提出のこの書類には出ております。

といいますのは、私が10年前ぐらいになりますか、町の借金状況、それから基金状況についてお尋ねをしたことがあると思いますが、そのときには、たしか両方が拮抗した状態にあったかと思えます。現在は、見ますと、かなり基金、貯金のほうが減ってきております。これについて、今後の見通し、そして対策はどう考えておるのかお聞きしたい。

議長（小倉明德君） 総務課長。

総務課長（君塚良信君） 基金の状況はどうかというご質問でございますが、ご指摘のとおり

り、確かに最近では、ここ何年かは基金を取り崩して、特に財政調整基金等を取り崩しまして充当しております。

これはどういうことかといいますと、やはり国の三位一体の改革等もある程度は進んでおりますけれども、それがすべて達成されておらず、特に交付税の減少につきましては、一番多いときから比べますと年額で四、五億円近く確かに減少しております。そのほかに、景気の低迷による税収の不足というものが大きな原因となっております。

この要因にはいろいろあると思いますけれども、国の改革等によりまして地域差といいますか、地域格差というのもしっかり出ておるかと思いますので、そういう中で、市町村の場合はどうしても税源といいますか、財源が限られた中でしなければいけないという現状があります。勝手に税収を上げてということは、交付税をいただいているところではできません。国の場合はいろんな税金を上げることはできても、市町村はそういう中でやっていかなければならないということでもあります。こういう中で、第2期5か年計画の達成に向けては、そういうものがある程度少なくなっている中で、そういう目的でためたものを充当していかざるを得ない状況であったということが言えようかと思います。

今後どのようにしていくかということでございますけれども、これは行政改革等もまた継続して実施していくこととなりますけれども、簡素で効率的なものを目指して行政改革を推進しております。人件費のほうも大分削減等もしてきましたし、人員の確保も減らしたりして、あとは物件費等いろんなものがありますけれども、できるだけそういうものを見直しながら、効率的な行政改革を実施しながら、収入に合った歳出といいますか、そういう中で皆さんに、よく言われます協働でという住民の方と一緒にやっていただくことも一つの方法かなというふうに思っております。ですから、金が少ない中で、皆さんと一緒にまちづくりをして効果を上げていく方法等も十分、今後、検討していく必要があるのかなと思っております。

以上でございます。

議長（小倉明德君） ほかに。

10番、斎藤さん。

10番（斎藤 守君） 財源の少ない中で町民のニーズにすべてこたえていくということはなかなか難しいわけなんですけれども、そういうことで、5か年計画、あるいはいろいろな面で経費の削減をするということでの努力は欠かしてはならないことだと思いますが、私ども議員有志がせんだって提案を申しあげましたけれども、あの中にも、やはり町の財政を何

とかしようということでの提案が幾つか入っております。答弁の中での、検討するとか善処しますとか、この言葉はもうやらないということと同じだということをよく言われますけれども、そうでなく、ぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

私が、やはり10年前でしたけれども、この決算認定の時期について提案をしたことがございます。それは、今回のように時期を早めなさいということで申し上げたんですけれども、善処しますということで、結局、十幾年がたってしまいました。

上から言われるとやるけれども、議員が言ったことは、善処します、検討しますということでは、なかなかうまくいかないんじゃないかと、そういうふうに思います。そういうことで、ぜひ、我々の意見等についても十分に耳を傾けて努力をしていただきたいと、要望でございますけれども、よろしくお願ひしたい。

終わります。

議長（小倉明德君） ほかに質疑がありますか。

11番、君塚さん。

11番（君塚義榮君） 181ページと189ページ、これに猪捕獲報償金という字句が入っております。同じ農林水産費の中で2つの報償金があります。仮に、例として、イノシシを1匹持ってきて、しっぽを役場に届けると8,000円もらえますよね。だけれども、尻尾だけで8,000円もらえるし、じゃ、肉が邪魔だからあそこへ持っていこうといった場合に、あそこはキロ500円ですか。たしか500円ぐらいで買い取りするわけですよね。そうすると、尾っぽで報償金をもらって、肉を向こうへ持っていった場合も、やはり報償金の対象になるわけですよね。だから、例えば大多喜町であそこへ何頭ぐらい行ったか。ほかの町村から何頭ぐらい1年間に来ているか。

それで、恐らく加工場でやった場合は、全部報償金の対象になるわけですよね。だから、こちらで尾っぽを持ってきて報償金をもらおうが、もらうまいが、とにかく向こうは向こうで肉として報償金として買うわけですよ。それで、ほかの町が持ってきたのに対して報償金を出すというのは、報償金の言葉が、ちょっとふぐあいなような感じがするんだけど、買い取り金とか、そういった名目ならいいんですけれども、ほかの町から来た肉に対して奨励するというのが何かぴんと来ないんですけれども、その辺はどんなものでしょうか。

議長（小倉明德君） 農林課長。

農林課長（角田健一君） それでは、まず189ページ、これは先ほど野村議員さんから話しましたように、113頭分でございます。これは、あくまでも都市農村交流施設、イノシシの

解体施設で購入したものでございます。これは購入金額というふうに思っていたきたいと。

まず、その辺の内訳でございますけれども、113頭入ってございます。そして、町内からのものは12頭でございます。細かく申し上げますと、君津市が26頭、勝浦市が2頭、南房総市が40頭、鴨川市が14頭、御宿町が18頭、いすみ市1頭ということで、町外につきましては101頭でございます。

これにつきましては、先ほど申しましたように、4月から10月分については1頭5,000円ということで買い入れをしてございます。また、11月から3月まではキログラム当たり500円ということで、これは1,150キロございましたので、74頭分ということでしてございますが、これについては、あくまでも交流施設で仕入れた報償金と、金額というふうにお考えいただきたいと思えます。

そして、181ページに、同じく報償金として猿の報償金24万8,000円、イノシシ捕獲の報償金108万円とあるのは、これにつきましては、わなとか網、そして第一種の銃器、これは鉄砲でございますけれども、これの資格を持った方が捕獲した、これは町内の頭数でございます。猿につきましては31頭、1頭8,000円でございます、24万8,000円。イノシシにつきましては、町内では135頭、これも1頭につき8,000円でございます。

そして、ここの町内で捕獲した頭数につきましては12頭分。先ほど申しました12頭分については交流施設へ入れてございますので、これの報償金も出します。そして、交流センターで買い入れた頭数、12頭、重複しておりますけれども、これについても、これは仕入れでございますから出すと。ここは重複してございます。ほかににつきましては、12頭以外には交流センターのほうに一切入ってきてございませぬ。あとはどういうふうな形でなっているかということは、ちょっと私ども不明でございます。

以上でございます。

議長（小倉明德君） 教育課長。

教育課長（渡辺嘉昭君） 先ほど、藤平議員さんからお尋ねのありました237ページのプール浄化装置の点検の、どんなふうに行っているのかというお尋ねでございますが、プール使用前の6月に、小学校4校、老川、西畑、総元、上瀑小のプールにつきまして実施しております。その後、プールの使用の終わりました8月に、やはり4校を対象に点検を実施しております。

以上でございます。

議長（小倉明德君） ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(小倉明德君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、まず本認定について反対者の発言を許します。

7番、野中さん。

7番(野中眞弓君) 反対の立場から討論させていただきます。

一般会計について、まず歳入を詳しく見てみました。税や負担金等、町民が直接町に納入している分野を中心に調べてみました。ここの分野で気がついたことがあります。個人町民税の納入、現年度課税の納入率が、平成15年からこの19年度までの5年間、98%台という驚くべき高率を示しています。直近の3年間は、税制の改悪が次々に行われ、私たち町民には増税の冷たい風が吹いている中で、律儀に義務を果たそうと努める、本当にまじめな大多喜町民の気質があらわれていると思います。私たちは、この誠実で律儀でまじめな町民に対して、議員として、そしてまた役場の職員として、誠実に公僕として務める義務があると、改めて痛感させられました。

次に気がついたことは、不納欠損額の割合が小さいことです。固定資産税は額は大きいのですが、滞納額の約1%、軽自動車税は10%、法人税が3%から9%、個人町民税でも、かなり少ない状況です。そして、法人税や固定資産税、特別土地保有税では滞納額を減らしております。この税務課の滞納対策への努力を大いに評価したいと思います。税金はきちんと納めてもらい、そして町民に対してきちんと返す、これが税執行の基本だと思われま

す。しかし、個人住民税は年々滞納をふやしており、平成15年からことしまでの4年間で、約31万円ふえております。昨年度からの1年間で144万円もふえています。これは、課税額もふえていますけれども、町民の経済が苦しんでいる証拠ではないでしょうか。まじめで律儀で経済的に追い詰められてきているからこそ、住民の皆さんは議員に対して無駄のチェックをしてほしい、町に対しては行財政改革をきちんとしてほしいと願っていらっしやいます。

支出について私が気がつけたことは、行われている事業が、住民の意識とかけ離れたところで役場だけが頑張っているものはないだろうか。特定の地域だけに利益が集中しているところはないだろうか。町民の利益につながってこない、そういう事業はないだろうか。町民

の負担の多い事業はないだろうか。そして、外注委託事業の問題です。

そういう観点で見ますと、ご意見もあろうかと思いますが、レンゲまつりやお城まつり、街なみ整備計画については、該当地区はともかく、町民全体の中には見直しを求める声が強くなります。見直しが迫られているにもかかわらず続行しているということは、問題ではないでしょうか。

ただ、街なみ整備計画については、10年間で10億円規模の事業でした。途中、1億円を超える年もありましたけれども、ここ二、三年、執行額が減ってきております。事業の内容も行き過ぎたお金をかけていない、簡素なものになっている、そういう点では評価をしてもよいと思います。

住民からの大きい要望で、私も2年前に要望しました消防団の改善、遅々として進んでおりません。中学校の海外派遣事業も何ら進歩しておりません。ことしは、基金の取り崩しを1億5,000万行いましたけれども、これは安易ではないでしょうか。省けるところは省く、そういうことをした上での基金、つまり積立金の取り崩しは認められますけれども、まだまだ無駄を省くという観点においては、やらなければならない余地が十分あると思います。今、この不景気の中で、そして食料品を中心に諸物価が上がってきております。住民の負担増の痛みをともに担う姿勢が町政に必要なではないでしょうか。

こういう観点で、私は平成19年度歳入歳出決算に反対いたします。

議長（小倉明德君） 次に、本認定について賛成者の発言を許します。

8番、志関さん。

8番（志関武良夫君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

現在の財政は非常に厳しい状況に置かれておりますが、この決算案については、まだまだ削減できるところは削減し、今後も努力していかなければならないと思いますが、しかし、現在の財政状況の中で、この決算を見る限りでは、最大限の決算で作成されているように思われます。よって、私は、賛成の立場から討論とさせていただきます。

以上です。

議長（小倉明德君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小倉明德君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成19年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決しま

す。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

議長(小倉明德君) 挙手多数です。

したがって、認定第1号 平成19年度大多喜町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。その間に昼食をとっていただき、ちょっと時間はありませんけれども、1時から会議を再開します。

(午後 零時18分)

議長(小倉明德君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

議長(小倉明德君) なお、2番、野村賢一さんにとっては、所用により午後の会議を欠席する旨の届けがありました。

先ほど、野中さんの質問に答弁が、建設課長あるそうですので。

建設課長。

建設課長(浅野芳丈君) 午前中に、野中議員からの質問がございました落札率の関係でございますが、昨年につきましては39件の入札がございました。そのトータルにつきましては、予定価格が6億8,895万7,000円ということで、落札額につきましては6億3,093万7,000円がございました。率につきましては91.6%の率でございます。

以上でございます。

議長(小倉明德君) 日程第2、認定第2号 平成19年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

質疑ありませんか。

9番、有家さん。

9番(有家 功君) 鉄道経営対策事業基金のことですけれども、282ページの歳入のほう、県支出金として2,000万上がっております。いすみ鉄道については、新しい社長が決定をし、新しい経営方針で進められていますから、現在とはもう全く違うということであ

りますけれども、この2,000万につきましては19年度に県が支出をしてくれたお金であります。私の聞くところによりますと、この当時、19年度に県は、やはり赤字の半分を補てんをしてくれるという約束があったはずであります。その約束でいきますと、赤字の半分、約7,000万を県は負担をしてくれてしかるべきというふうに考えておりましたが、結果的には2,000万であります。これが、もうこういう形での県の支出金というのが今年度もなくなっておるわけですが、この2,000万については約束と全く違った、堂本知事はうそをついたということで、その証拠がここに載っているという理解をしてよろしいのでしょうか。

議長（小倉明德君） 企画商工観光課長。

企画商工観光課長（森 俊郎君） 現在はもう上下分離方式という形になっておりますから、そういうことはありませんけれども、19年度までは今言われたように、本来であれば1億数千万の赤字の半分は県が持つということで進んできております。

そこで、いすみ鉄道対策協議会等でも、県を前にしてそういったことをただしてきたわけでございますけれども、県としても、財政難という状況からこのような減額をした形で支出をされたということで、会議を時々見て、その辺は常に言っているんですけれども、何としてもこれしか出せないという形で現在来ております。

20年度からは変わっておりますが、そういったことをご理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

議長（小倉明德君） 9番、有家さん。

9番（有家 功君） 今、課長さんのほうから答弁がありました。私も理解はしておるわけですが、結果的に堂本知事が社長をなさっておって、その知事から社長を大多喜町長が受け継いだというときの、これは口約束と申しまして、その場には県会議員も出席をしておった、その中で県が、堂本知事が、赤字の半分は社長がかわっても県が見るからという約束がなされていたということで、これは前回の議会の折にも町長から、そういう約束があったということで答弁をいただいておりますけれども、結果的にこの2,000万が、これは将来までこの数字は、この決算書は残っていくわけでありまして、ですから、堂本知事が言ったことが間違ったことを言ったんだという証拠に、この決算書はなるというふうに理解いたします。

答えは要りません。以上です。

議長（小倉明德君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小倉明德君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小倉明德君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成19年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(小倉明德君) 挙手全員です。

したがって、認定第2号 平成19年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、日程第3、認定第3号 平成19年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

質疑ありませんか。

4番、小高さん。

4番(小高芳一君) 305ページなんですけれども、国民健康保険税の一般と退職者の被保険者の収入未済額の件でありますけれども、今年度分の、現年度分の課税ということで、ここに未済額のほう載っておりますけれども、何世帯の滞納、そしてその状況、大変生活が苦しくて払えないのか、あるいは高額者でも払う気がないのか、一番知りたいのは、現在、今年度についても健康保険税が値上げということになっておりまして、大変苦しくなって、払えない人が増加しているのではないかと思うんですけれども、そういう面で、どのくらいこういう方がおられるのか。そして今年度、どういう形でふえているのか、減っているのか。その辺のことについてお伺いをしたいと思います。

議長(小倉明德君) 税務住民課長。

税務住民課長(岩瀬 進君) 収入未済額についてのご質問でございます。

国保の収入未済額の状況につきましては、ごらんとおり7,077万6,765円で、前年度対比で181万9,590円、2.6%ふえております。滞納者数は、実数で295人でございます。

内訳につきましては、現年度課税分で2,079万1,300円、対前年度比で203万1,078円、8.9%の減でございます。滞納者数は195人です。

一方、滞納繰り越し分は4,998万5,465円、前年度比で385万668円、8.3%の増で、滞納者数は実数で219人でございます。

現年度課税分の滞納者195人のうち、119人、61%の方が滞納繰り越し分、古い分ですね、18年度までの滞納繰り越し分の滞納者と重複をしております。これは、国保税を納付していただいた場合は、古い税額から順に消し込んでおりますので、充当しておりますので、新しい課税分がどうしても残る結果となっております。一たん滞納いたしますと、解消するのが大変困難な状況でございます。

また、このうち、1年を経過した滞納額を有する納税義務者に発行する資格証明書の交付でございますけれども、19年4月の当初は62件ございましたけれども、年度末におきましては20件となっております。短期のほうへ切りかえになっていると思います。

それから、国保加入世帯、2,559世帯ございますけれども、このうち税の軽減を受ける世帯は1,071世帯で、42%を占めております。したがって、所得割がかかっていない、所得の少ない方でございますけれども、このように、国保加入者は制度上、所得の少ない加入者が多く占めております。これが滞納の一因となっております。

しかし、保険制度はご承知のとおり互助制度となっておりますので、滞納者との面談をふやしながら、増加傾向にございます滞納額を少しでも減らすように徴収努力を図ってまいります。

以上でございます。

議長（小倉明德君） ほかに質疑は。

4番、小高さん。

4番（小高芳一君） 資格証の発行は、62件から20件に減っているということでしょうか。

今年度のもし見通しがわかれば、簡単に結構なんですけれども、教えていただければと。

議長（小倉明德君） 税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬 進君） 当初62件が、年度末で20件になっていると、そのとおりでございます。

それから、資格者証の関係で、現在、今年度関係でございますけれども、資格者証とい

うのは1年以上税金を滞納した方に発行する証でございますけれども、ことしの4月には105人の方に資格者証、相談に来てくれということで発行してございます。

以上でございます。

議長（小倉明德君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、まず本認定について反対者の発言を許します。

7番、野中さん。

7番（野中眞弓君） 国保会計は、年々、その額を増しています。だけれども、社会保障ですから、行政が保険料だけに頼らず一般会計から繰り入れて、だれもが安心して医療を受けられる、そういう状況を確保しなければならないと思います。しかし、本町におきましては、一般会計からの繰り入れも法定以外の繰り入れもなく、しかも法定減免の保険者も多いので、高額な加入者は高額なりの上限制度があります。中間層にそのしわ寄せがすべてかかっていて、多くの加入者は、高過ぎる国保税、何とかしてくれという悲鳴を上げております。ところが、町はその町民の声にこたえておりません。

平成19年度は、今ちょっと資料がないのですがけれども、町民の半数以上が国民健康保険に加入しているはずで、ですから、一部の者ではありません。そういう点で、この19年度の国民健康保険会計の決算には反対いたします。

議長（小倉明德君） 次に、本認定について賛成者の発言を許します。

9番、有家さん。

9番（有家 功君） それでは、平成19年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の討論を申し上げます。

公的医療保険は、医療技術の進歩や少子・高齢化により年々ふえ続ける医療費に対し、保険給付の財源確保が大きな課題となっております。本町の国民健康保険は、歳出面では、老人保健該当基準年齢の引き上げによる医療給付費の増嵩、歳入面では、回復傾向が見えてこない景気により大変厳しい財政状況が続いている中、19年度会計では、財政調整基金から1,529万4,000円の繰り入れをし、歳入で14億4,183万2,276円、歳出決算額では13億6,664万

1,332円で、収入率は101.9%、執行率につきましては96.5%で、予算に計上した事業につきましては適切に執行されていると考えます。

以上のことを踏まえ、本決算認定の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（小倉明德君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小倉明德君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成19年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（小倉明德君） 挙手多数です。

したがって、認定第3号 平成19年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

次に、日程第4、認定第4号 平成19年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小倉明德君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成19年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(小倉明德君) 挙手全員です。

したがって、認定第4号 平成19年度大多喜町老人保健特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

次に、日程第5、認定第5号 平成19年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小倉明德君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小倉明德君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成19年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(小倉明德君) 挙手多数。

したがって、認定第5号 平成19年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

次に、日程第6、認定第6号 平成19年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定についての議事を続けます。

質疑ありませんか。

7番、野中さん。

7番(野中眞弓君) 賃金なんですけれども、臨時職員に対する賃金がかなりになっております。臨時職員の数はどうなっておりますでしょうか。

それから、臨時職員の待遇改善について、どんなふう考えられているか伺いたいと思います。

議長（小倉明德君） 老人ホーム所長。

特別養護老人ホーム所長（岩瀬鋭夫君） 臨時職員の賃金ということですが、介護職については、現在18名です。それから、厨房の調理の職員として、現在3名でございます。

賃金の単価ですが、介護職につきましては、19年度については7,800円、それから夜勤勤務、夜勤勤務のない方、あるいは清掃業務のみの方については7,000円でございます。それから、厨房の職員については5,700円ということでございます。

先ほど、一般会計のほうで臨時職員の質問があったかと思いますが、ことしの4月からは、介護職については7,800円から8,000円までの間で検討すると、単価改正が4月からあったということでございます。これについては、年功、勤務年数等によって賃金の差をつけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小倉明德君） ほかに質疑はありませんか。

7番、野中さん。

7番（野中眞弓君） そのほか、基本的なことだと思いますけれども、臨時職員の交通費とか、あるいはボーナスとか、勤務するための経費及び労働意欲にかかわるそういう評価手当みたいな、そういうものについてはどうなんでしょうか。

いろいろ考え方はあると思いますが、積立金も年々、何千万という額をしていて、余力はあると思います。ほとんどの方が町内在住の方だと思います。それは、結局は町全体の何というか、振興にかかわることですので、前向きで、足も心も前向きで取り組んでいただきたいんですけれども、伺いたいと思います。

議長（小倉明德君） 老人ホーム所長。

特別養護老人ホーム所長（岩瀬鋭夫君） 待遇改善ということの質問かと思いますが、前にもこのご質問はあったかと思いますが。

老人ホームにおきましても町の職員と同等の職員でございまして、老人ホームだけ特別な扱いというわけにはまいらないということを前にも申し上げたと思いますが、4月からの臨時職員の待遇改善については、先ほども総務課長のほうから回答あったかと思いますが、6か月について最高で5日の有給休暇が与えられたということでございます。それから、通勤手当、あるいはもろもろの改善等については、前回質問があったときにも回答したとおりで

ございますけれども、近隣の状況を踏まえながら、徐々に改善ができればというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小倉明德君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小倉明德君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成19年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（小倉明德君） 挙手全員です。

したがって、認定第6号 平成19年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

次に、日程第7、認定第7号 平成19年度大多喜町水道事業会計決算認定についての議事を続けます。

質疑ありませんか。

7番、野中さん。

7番（野中眞弓君） 水道施設の老朽化対策が叫ばれていると思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

単価が、水道の供給単価と原水の、要するに原価格と随分格差があります。この対策について、いかが考えられているのでしょうか。特に、広域水道の受水をするようになってからその傾向は大きいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

滞納実態と対策を伺いたいと思います。

それから、水道の資料の企業債を見ますと、かなり高率のものが残っております。まるで、今考えると夢のような利率ですけれども、起債するときには前倒しの償還ができるということをやっているわけですから、この繰上償還について努力していただきたい、そして利息の分をできるだけ節約してもらいたいと思うのですが、それについて伺いたいと思います。

それと、5点目ですが、有収率が出ています。100から引くと、失水率というか、漏れてしまって捨ててしまった水の量が出ますが、この回収されないで地面に戻ってしまった水の代金、幾らになるのか教えていただきたいと思います。

議長（小倉明德君） 水道室長。

水道室長（浅野芳丈君） それでは、順次お答えをさせていただきたいと存じます。

水道施設の老朽化対策をとということでございますけれども、水道施設の老朽化対策については、長期的展望に立ち計画的に実施をする必要がありますけれども、大多喜町水道事業については、その老朽化に対して計画的に対応しているということで考えております。

まず、昭和40年に建設いたしました二の丸浄水場でございますけれども、平成19年度に操業停止をいたしました。それにかえまして大多喜配水場を設置いたしまして、南房総広域水道企業団からの受水に切りかえたわけでございます。

そして、その次に古い大規模施設と申しますと、面白浄水場でございます。これは、建設年度は昭和43年度に建設されておりますので、40年が経過をしようとしております。私どもの水道室におきましては、給水水源の分散化、これを図る必要があるんじゃないかなというふうに考えております。ということは、配水水量の枯渇、現在、何というんでしょうか、利根川から来ている水と地下水、それと養老川の貯留水、この3点で対応をさせていただいているわけでございますが、それらの関係につきましても、利根川でもかなりの水がない時期があるということ、それらを踏まえた関係、そして地下水等についても水源汚染等の関係もあるということも想定がされるわけでございますが、これらの危機回避対策が必要ではないかなというふうに考えております。

そういったことから、面白浄水場の更新を行うことが必要ではないかなというふうに考えられるわけでございますが、いかんせん、予算状況がかなり逼迫をしております。こういったことから、予算状況を勘案しつつ、これは予定ということでご理解をいただきたいと思いますが、平成二十七、八年ごろをめどにできるように努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、老朽管の布設替等があるわけでございますけれども、有収水量の向上に不可欠であ

るといふことで考えております。そういった状況もございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、財政状況が非常に厳しいという中でございます。そういったことですので、費用の許す限り前向きに検討してまいりたいということと考えております。

続きまして、供給単価と給水原価、これの差がかなりあるんじゃないかなと、その対策をということでございますけれども、いわゆる逆ざやということでございますか。そういったことで理解をしたいと思っておりますけれども、大多喜町水道事業につきましては、平成19年度におきまして、給水原価、これは普通の言葉で申しますと仕入れ原価、仕入れ価格ということになりましょうけれども、それが399円でございます。そして、供給単価、これは販売価格ということでご理解をいただきたいと思っておりますが、276円で、その差額は123円の、いわゆる逆ざやとなっております状況でございます。

現在の水道料金は、平成18年5月に改定をしたばかりでございます。それで、まだ県下でも水道料金の高額ランク、その上位、これは私どものほうで算定をした場合、7位ということでございます。県下で7位の位置になっておるといふ状況でございますので、いましばらくは料金改定は行わないで、このままいきたいということと考えております。

このような逆ざやの状況につきましては、救済制度というものがございまして、これが高料金対策事業というものがございます。決算書にもございますけれども、平成19年度の大多喜町の水道事業に対しまして、県から7,135万2,000円、町から7,350万円が補てんされておりました、私どものほうの収支の均衡を図っているということでございます。

そういったことから、今後も高料金対策事業を活用してまいりたいと、そしてまた、健全な会計化を図るべく、施設の効率化や合理化を進めて、そういったことでこれらの逆ざや関係について対応してまいりたいというふうにご考えている次第でございます。

3番目の質問でございますが、滞納の実態と対策ということでございますが、現状におきまして、大多喜町水道事業の平成15年から平成19年度末までの滞納件数は809件でございます。これは累計件数でございます。それで、滞納金額はおよそ1,574万円程度でございます。

これらの滞納があった場合につきましては、給水停止予告を行いまして、その期日を示してあるわけでございますが、その期日までに納付されなかったものにつきましては、今後は何月何日に給水停止を行いますという旨の通知をいたしまして、それでも納付されなかった場合につきましては給水を停止いたします。これは、納付がされるまで給水は停止いたします。この時点で、ほとんどの未納者は納付していただけるか、あるいは分納契約、こういったものをしていただいているという状況でございます。これがかなりの威力を持っております。

すので、今後もこの今までやっていた納付の解消内容、それを踏破していきたいというふう  
に考えておるところでございます。

それで、現状で示しました1,574万ということでお話を申し上げたんですが、この中にも  
いろいろございます。というのは、倒産であるとか、あるいは夜逃げであるとか、そういっ  
た方々の関連もでございます。これが480万円程度でございます。それと、先ほど申し上げまし  
た分納契約、これをしていっていただいている方もおいでになります。その方の金額もこの  
1,574万の中に入っております。分納契約は、およそでございますが750万円程度ございま  
す。ですから、差し引き大体250万円程度の方がまだ分納契約をしない、少額の方々がおいでに  
なるということでのご理解をいただければと思います。

続きまして、質問事項の4番でございますが、高金利企業債の繰上償還努力をしていただ  
きたいという内容でございますけれども、決算書にも書いてございますけれども、現在、大  
多喜町水道事業におきまして償還しております企業債のうち、利息が5%、高金利と言われ  
ておりますのが、それを境にしておるということで理解をしておることでございますけれ  
ども、それにつきましては12件ございます。それらの未償還残高は2億8,008万9,000円、約2  
億8,000万ということでご理解をいただきたいと思っております。

繰上償還を行う場合につきましては、かなり高額な補償金を取るような制度になっており  
ます。これについては、借りる際にこれらの関係が契約条項の中に入っておるということで  
ございますけれども、その中に、補償金というものを払っていかなければ、これを解消がで  
きないというものになっておるわけでございます。そういったことで、これを、繰上償還を  
行う場合につきましては、先ほども申し上げているとおり、高額な補償金を取られるという  
ような制度になっておりまして、元金だけを返還すれば事足りるということにはなっており  
ません。ですから、繰上償還をした場合としない場合を比較しても、そう極端に差はないん  
じななかろうかということで想定をしております。ということは、これは具体的にこれを返  
していくということを前に出して聞かないと答えていただけないという状況がございまして、  
ある程度想定をさせていただいた状況でこれを、こういった状況になるのではないかという  
ことで想定をさせていただいたという状況でございます。

また、繰上償還と違った制度であります低金利への借りかえ、これが一つの方法としてあ  
るわけでございますけれども、しかしながら、国から各県への借りかえ、その総額が示さ  
れるわけでございますけれども、これにつきましては、個々の市町村で、これを返したいか  
らこれだけの金額をそのままやれるかどうかということになりますと、県でその金額を指定

してきます。これだけやりたいんだけれどもということで私どものほうで申し上げて、仮に1億円やりたいというふうに私どものほうで希望した場合については、それに対して何千万とか何百万とかという形で、これだけはやっていいよというような形で指定してきております。そういったことで、個々の市町村で自由に借りかえはできないという状況でございます。

そういったことでございますので、私どものほうとしては努力はしたいんですけれども、それが方法としてなかなかできないという状況でございますので、このまま進めさせていただきたいということで考えております。

それと、もう1点でございますが、有収率、逆を返しますと、漏れている水量の逆のこと、それを有収率と申しますけれども、これの代金ということにかえたら幾らになるかというものにつきましては、ちょっと算定をしないとわかりません。後刻、ちょっと算定をしてお話をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（小倉明德君） 7番、野中さん。

7番（野中眞弓君） 中間払いで納めていて、何か国に詐欺にあったような気がしております、課長の責任ではありませんけれども。

だけれども、その借りかえについては、申し込んでも配分がありましてという話ですけれども、申し込まない分には配分は黙っていても来ないわけですね。2億8,000万の原資に対して5%以上の利息というのは、やはり年間かなりになりますので、だめでもともと、やはり挑戦してみる必要はあるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

そしてもう一つ、年間どのくらい捨てているかというのを、実は計算機を持ってきてありますので計算しました。19年度でいいますと、消えてしまったお水の量が117万3,946リットルです。そして、2つ計算があると思います。1つは、仕入原価399円だったら幾ら捨てることになるのかと計算してみますと、1億3,108万677円です。今度は、じゃ売るときの安いほうの値段で計算しましたら、9,067万2,348円でした。これは、水に帰すとか水に流すとかという言葉がありますけれども、大変な、なくなってしまうには、捨ててしまうには高額で、これをどこで手当てするかというと、先ほど高額対策費があるというお話でしたけれども、水道料金に、もろやっぱりかかってくると思うんです。

別の計算で、利ざやが127万あると課長は教えてくださいました。127万、町が供給している水の量に掛けると、利ざや分が約1億9,000万なんです。1億9,000万というのは、高額対策費として来るのが町と県からで1億4,000万くらいなので、この町から来るのは逆ざや対

策にもならない。その捨てているお水の分とか逆ざやの分というのは、水道料金にはね返っていて、これは県下で7番目に高いと言われているけれども、町民にとっては何だかこの失われた水の額というのは許しがたい額だと思うんです。それについての、しかもだんだんこの失水の率というのは高まっているわけで、どういう対策を今までとってきたのか、ことしになってから有収水量が、前にも一度70%台になっていましたけれども、ついに78%台になってしまったわけです。それに対して、どんなふうにお考えになっているのか伺いたいと思います。

議長（小倉明德君） 水道室長。

水道室長（浅野芳丈君） まず、第1点目の借りかえの関係でございますが、私どものほうもそれについては今後、努力してまいりたいと思っておりますけれども、先ほど来、申し上げているとおり、棒ほど願って針ほどかなうというような形になると思っております。いずれにいたしましても、努力したいというふうに考えております。

2点目の有収率の持てる関係につきましてでございますが、有収率の給水人口は1万5,000人未満、これの有収率というのが全国的な率がございまして、これが約82.5%でございます。私どものほうの平成19年度の有収率については78.13%でございます。それで、ちなみにですけれども、平成15年は85.01%でございました。それから、79%、80%、80%、78%ということで、だんだん下がってきているという状況がございまして、これらにつきましては、私どものほうでどういうことをやっているかということでもありますけれども、前は夜間にかかなりの時間を割きまして、聴診器みたいなもので道に行きまして、それで聴診器で音で漏れているところを探したということもございまして。しかしながら、かなり人数的な形も一つ災いをしているんじゃないかとは思っておりますけれども、昼間の関係の事業、それらがかかなり手張っておるといふこと、それ等もございまして、昼間がかかなり手張っております、それがかなり難しい状況になっているということもございまして。

そのかわり、いろいろと通知をしていただける方々がおいでになると。住民の方々が、このところおかしいよ、このところに水みたいのが出ているよ、そういったことでかなりの率で私どものほうに通知をいただいております。それを掘っていきますと、やはり漏れていたと。ですから、今後も住民の方々のご理解をいただきまして、通知をいただけるような形、あるいは何とか聴診器の関係で、もう一度やっていくような形、そういったものをかみ合わせまして行ってまいりたいと。

いずれにいたしましても、1万5,000人の、全国平均の82%、それに対しまして4%低い

ということは否めない事実でございます。これについて、平均に近づけるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小倉明德君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論がありますので、まず本認定について反対者の発言を許します。

7番、野中さん。

7番（野中眞弓君） 私は、反対の立場から討論したいと思います。

今質疑にありましたように、私が一番問題にするのは有収水率の問題であります。担当課からいただいた更新、布設替の工事实績を見ますと、平成15年度は総延長3.3キロ、16年度は2.2キロ、17年度は約3キロ、18年度は2.2キロ、そして19年度は18年度の半分の1.1キロであります。報告とか、そのときにもお話があったと、何のときでしたか、ガス管の工事のときとか、県の舗装工事のときとか、できるだけ町が工事費負担が少なくなるような工事に便乗して行ったということです。それはそれで大いに評価することなんですけれども、本町の抱えている水道管の長さとか、そして年々、ジグザグはありながらも少なくなっていく有収率を考えたときに、工事費が安ければ安いものだけという状況ではないのではないかと思います。

水道室、いつも本当にがらんがらんの状態で、皆さんが町に出ていって、仕事に励んでいらっしゃるのによく承知しておりますけれども、有収率はいずれかは、そんなに長く待たないうちにまた高い水道料にはね上がってくるのではないかと、そういう危惧を払いのけることできません。節約すべきは節約しなければなりませんけれども、やはりこの辺で、布設替の問題について真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それから、もう一つ評価したいことがあるんです。いつも工事のとき、今までですと、大体、落札率が95%を超え、限りなく100%に近いということで、こういうのは公正取引委員会も95%は談合の疑いありという数字なんだということで、ちゃんと入札状況をという要望をしていたのですが、19年度については95%を超えるようなものはないことは評価できると

思います。

しかし、考え方が、プラス・マイナスでやはり住民にとってはマイナスではないかということ、私の反対討論といたします。

議長（小倉明德君） 次に、本認定について賛成者の発言を許します。

4番、小高さん。

4番（小高芳一君） それでは、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

平成19年度の大多喜町水道事業については、給水戸数3,758件、給水人口については前年度比122人の減、さらに年間有収水量は前年度比2万7,869立米の減でありました。また、収益的収支においては30万6,000円の準損失を生じ、累積欠損金は2,860万9,000円となりました。このような状況の中で、水道の使命であります安全で安心した水道水の供給に努めるため、県道工事やガス管理設工事に伴う水道管布設替等を実施しているところであります。

ただいま反対討論の中にもありましたけれども、有収水率78%、前年度を1.9減ということでもあります。無駄な部分は非常にもったいないという気はするんですけども、しかし、総延長が116キロに及ぶこの配水管を保守管理して点検をしということは、財政的にも相当な大きな負担になるということであると思います。この対策にも、監査委員のほうからも十分に姿勢は評価するというような意見をもらっているところであると思います。そういう意味から、財政的に非常に厳しい中ではありますけれども、町水道事業は健全な財政運営を行っていると認めるものでありまして、本決算の認定につきましては賛成をしたいと思います。

以上であります。

議長（小倉明德君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小倉明德君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成19年度大多喜町水道事業会計決算についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（小倉明德君） 挙手多数です。

したがって、認定第7号 平成19年度大多喜町水道事業会計決算は認定することに決定しました。

次に、日程第8、認定第8号 平成19年度大多喜町自動車学校事業会計決算認定についての議事を続けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小倉明德君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小倉明德君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第8号 平成19年度大多喜町自動車学校事業会計決算についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本決算は認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(小倉明德君) 挙手全員です。

したがって、認定第8号 平成19年度大多喜町自動車学校事業会計決算は、認定することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 2時01分)

議長(小倉明德君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時14分)

議長(小倉明德君) 先ほどの野中議員の質疑に対する答弁があります。

教育課長。

教育課長(渡辺嘉昭君) 先ほど、平成19年度一般会計決算質疑の中で野中議員さんから質問のありました、入学祝い品は何、どこの予算から、祝い品を検討すべきではないかという3つのお尋ねをいただいていたので、その件につきましてお答え申し上げます。

まず、決算書239ページ、最下段の小学校費、教育振興費、需用費、消耗品費の307万

5,725円の中から支出されているということでございます。

内容的にはどんなものということですが、算数ボックスとお道具袋ということでございます。今の2年生になりますので、88人ということで、算数ボックスがことしの値段で2,500円、お道具袋が370円ということですので、約25万ということになるかと思えます。

お祝い品が消耗品費から出ておりましたので、予算科目につきましては、平成21年度のあり方につきましては検討する考えであります。

また、祝い品の種類を検討すべきではないかというご意見でございますが、ご意見として賜りたいと思えます。

以上でございます。

#### 日程の追加及び順序の変更

議長（小倉明德君） お諮りします。

4番、小高芳一さんから大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

提出された議案を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

職員をして議案をお配りします。

（議案配付）

議長（小倉明德君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小倉明德君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1、追加議案を議題とします。

#### 発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小倉明德君） 追加日程第1、発議第3号 大多喜町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

4番、小高芳一さん。

4番（小高芳一君） それでは、議会の会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由を説明いたします。

今回のこの規制改正であります、本年6月18日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律において、議会活動の範囲の明確化を図る上で、「議会は、会議規則の定めるところにより議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」と、地方自治法第100条第12項で新たに規定がされました。

以上のことから、全員協議会を大多喜町議会会議規則の中に規定をしようとするものであります。

以上でございます。

議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

#### 一般質問

議長（小倉明德君） 日程第9、一般質問を行います。

藤 平 美智子 君

議長（小倉明德君） 1番、藤平美智子さん。

1番（藤平美智子君） 平成20年9月定例本会議におきまして、通告に従いまして、町政に対する一般質問をさせていただきます。

最初に、環境にやさしいEM菌を活用したプール清掃についてお伺いいたします。

地球温暖化を初め、地球環境を守る、これは現在の最大のテーマでもあります。その一つに、EM菌を活用した環境保全が注目をされております。EMとは、エフェクティブ・マイクロオーガニズムス、有用微生物群の頭文字の略称と聞いております。

近年、生ごみの処理にEMぼかしを使用している家庭も多いようであります。EM菌で発酵した生ごみの堆肥を、家庭菜園はもちろん、本格的に農作物の増進に生かしている、また水質浄化や悪臭防止など環境保全にも大きな効果が期待されております。本当にこれはすぐれものであるということも言われております。近年、このEMを活用し、洗剤等を使用せずに学校プール等の管理に取り組みを始めたところが多いと伺っております。

プールには強い塩素消毒が義務づけられております。塩素消毒のプールに入ると目が痛い、目が真っ赤になる、アトピーの子供はプールに入ると自分の肌が変わる、肌がかさかさになり病状がひどくなる、水泳は楽しいが、後がつらい等の声を聞いております。

しかし、EM菌を使用することで、不思議と子供たちへの目の充血、塩素障害もなくなったとの事例も聞いております。それはどういうことかと申しますと、プールを使わない冬の間、プールに水をためておきます。その中に有用微生物EMを投入しておきます。そうすると、水中に堆積した汚泥はEM菌によって分解処理され、水が腐ったり悪臭もしないそうです。そして、プールを使うときは通常の塩素消毒をします。ところが、プールに入っても目の痛みを訴える子はほとんどなく、アトピーなどのアレルギーを持つ子供たちも大丈夫である、子供たちへの体に与える悪影響が少なくなった、このような効果があらわれていると言われております。

この子供たちの体にもやさしいEM菌を活用し、子供たちへの環境教育にもお役に立つものと思います。プールを使用しない期間、EM技術を活用してプール管理も必要かと思いますが、町ではどのようにお考えかお伺いいたします。

議長（小倉明德君） 町長。

町長（田嶋隆威君） それでは、藤平議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

小・中学校のプールの清掃や管理に、洗剤を使用しないで、善玉微生物でありますEM菌を使用したかどうかというお尋ねでございますが、現在、町内の小・中学校や、また海洋セ

センターのプール掃除や管理において、洗剤を使用している箇所は一つもないのが現状でございます。

海洋センター、小・中学校のプールの管理につきましては、文部科学省並びに国土交通省発行のプールの安全標準指針に従いまして、塩素剤にて管理している状況でございます、今後も基本的にはこの指針を活用して管理をしていく考えでございます。

しかしながら、近隣市町村におけるEM菌使用の情報を入手いたしましたので、資料をこれからも取り寄せ、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（小倉明德君） 1番藤平さん。

1番（藤平美智子君） 近隣のいすみ市教育委員会では、ことしの4月に市内の11の小学校のプールにEM菌を投入した結果報告をお聞きいたしました。清掃の際、汚れが簡単に落ち清掃が楽になり、清掃時間が短縮され、また児童の健康問題は一切発生しない等の効果があったそうであります。EM技術は環境浄化のまちづくりにも役立つ事例がたくさんあります。このすぐれもののEMを、これから学校プール、海洋センターのプールの管理に活用をお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、信号機の設置についてお伺いいたします。

中野駐在所前の交差点の場所ではありますが、ここの場所は周辺の住民の方から、大変危険であるから信号機をつけていただきたいとの声が出されております。私は、平成17年、19年と2回にわたり設置へのお願いの質問をさせていただきました。それから約4年間はたちましたが、その後の経過はどのようになっておりますか。また、中野、市川地先のところの信号機の設置もお願いをいたしましたが、この場所の経過もあわせてお伺いいたします。

議長（小倉明德君） 町長。

町長（田嶋隆威君） この質問は、かなり前から要望、質問をいただいております。藤平議員も過去2回したということでございますが、国道465号の2か所の信号機の設置につきましては、今年度に所轄の警察署におきまして、信号機設置にかかわる交通量等の必要条件の現地調査を実施し、次年度以降に所轄の警察署から県警本部に要望として取り上げるということでございますが、信号機の設置については、通行量や発生した事故の状況などさまざまな要件を満たしながら、必要性の高い場所から順次設置をされるため、いまだに設置についての具体的な見通しは現在立っていない状況でございます。

しかし、この場所におきましての信号機設置は交通安全対策上からも必要と考えておりま

すので、早期設置について引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（小倉明德君） 1番藤平さん。

1番（藤平美智子君） ありがとうございます。

設置への取り組みをお願いいたしまして、この質問を終わります。

最後に、町道会所麻綿原線の交通安全対策についてお伺いいたします。

この質問は6月議会でもさせていただきましたが、その後の経過について伺います。

まず1点目に、道路拡幅工事にかかわる進捗状況はどのようになっていますか。

2点目に、道路危険箇所への対策はどのような対策を講じられたのか。

3点目に、道路情報などの案内標識の整備はどの程度整備がされたのか。

以上3点について、具体的にお伺いいたします。

議長（小倉明德君） 町長。

町長（田嶋隆威君） 町道会所麻綿原線の交通安全対策についてということではありますが、初めに、道路整備工事にかかわる進捗状況はどのようになっているかのご質問でございますが、藤平議員さんからは6月定例議会でも同様なご質問をいただきました。この道路の拡幅工事につきましては、前回の答弁では、辺地事業あるいは他の対策案を検討するというご説明をいたしました。しかし、その後、検討いたしまして、現下の財政状況あるいは早急な工事の着手の必要性を考えると、辺地事業より他の対策案による整備がよいのではないかと判断をいたしまして、現在、千葉森林管理事務所と協議をしております。

対策案の内容でございますが、現在の道路の範囲内で、掘削、埋め出し、U字溝布設、さらには見通しの悪い場所の雑木の除去などを行いまして、有効幅員5メートルを確保しようとするものであります。

これまでの森林管理事務所との協議では、この方法であれば保安林の解除などは不要と思われるとの見解をいただいておりますが、さらに9月中に現地にて協議をいたしまして、改修計画が承認されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、危険箇所への対策はどのような対策を講じられたかのご質問でございますが、特に危険なところと思われる場所には、鉄パイプ等を路肩に打ち込みロープで結んで補強したり、あるいは路肩に舗装材を固めて脱輪しないようにしたり、さらには落石注意、路肩注意などの看板を設置いたしまして、事故防止対策を講じてまいりたいと考えております。

今後も、特に危険箇所が出てくれば適時対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、道路情報などの案内標識の整備はどの程度整備されたかというご質問でございますけれども、案内標識は、会所から大田代までの区間で注意を促す看板設置は50か所を超えております。その他、アジサイシーズンには一方通行のお知らせを4か所、また麻綿原のお寺独自で誘導看板数枚の設置をいたしております。

以上でございます。

1番（藤平美智子君） ありがとうございます。前向きな答弁、感謝いたします。ありがとうございます。

以上で終わります。

志 関 武 良 夫 君

議長（小倉明德君） 次に、8番、志関武良夫さん。

8番（志関武良夫君） 私は、1つだけちょっと質問させていただきます。

夷隅川下流の河川の整備についてお伺いいたします。

当町においては、集中豪雨による夷隅川の水位の上昇によっての久保地区の被害がたびたびあるわけですが、今後、安心したまちづくりのため、久保地区には現在、排水ポンプが2基設置されているといいますが、河川の整備は生活をしていく上において重要だと考えますが、河川の場合は町の管轄外であることも私は知っております。しかし、河川の整備によってこういう被害も防ぐことができると思います。中学校の裏のほうの下流においては、かなり侵食されて川幅が狭くなっているところがあるわけですが、先日も、8月27、28日の集中豪雨によって各地方で多大なる被害が出たことは皆さんも知っていると思いますが、鉄橋から下流の整備を行う必要があるのではないかというような考えを持っております。

私は、この現地状況を町の建設課にも話を、今の課長ではございませんが、前の課長のときにお話をしました。また、県の土木事務所にも行きまして、現地を視察していただきました。そのときには、町と県で十分協議をしてそういう整備をやっていきたいと言われましたが、その後、どういう話がされてきたのか。また今後の対策はどのようにしていくのか。当町からも県議が出られておりますので、県とのパイプ役をお願いして、一刻も早く安心して生活ができる環境整備に力を入れてはどうかと思いますが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（小倉明德君） 町長。

町長（田嶋隆威君） それでは、志関議員の質問にお答えをさせていただきます。

既にご案内のとおり、二級河川夷隅川の管理等につきましては県の所掌でございますので、県の意見を踏まえて回答をさせていただきます。

志関議員が大多喜土木事務所と視察をした、上瀑橋から上流にあります潜水橋までの間を含めた二級河川夷隅川水系につきましては、近年の豪雨の状況を踏まえた将来的な計画である河川整備基本方針について国と協議を進めているところで、河川整備計画につきましても、この河川整備基本方針の策定と並行して流域委員会を設立をし、有識者や地元住民の方々などの意見を聞きながらその策定に努め、災害等による護岸崩壊箇所や洪水の流下が妨げられている区間につきましては、優先的に事業を実施してまいりたいということでございます。

なお、久保地区においては、夷隅川の水位が高くなったときに、久保排水機場の運転によりまして夷隅川へ強制排水をしておりますが、排水機場の効果をより高めるために、久保川の洪水を一時的にためる久保調節池整備の早期完成に努め、あわせて治水安全度の向上を図りたいとのことでございますので、県の河川整備方針や河川整備計画の早期実現・完成に向け、町の協働体勢づくりや県との協議、あるいは要望活動を実施をしてみたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（小倉明德君） 8番志関さん。

8番（志関武良夫君） ありがとうございます。

上瀑橋の建設にも多大な費用を投入しているわけです。護岸工事をやりましても、ちょうどあの上流の部分がカーブに差しかかっているために、東側の護岸のほうに圧力がかかる。そうすると、今は侵食されてしまって川幅が非常にあそこは狭くなっている。そのような状況がこれからも起きないとは限らない、そういった場合に、護岸工事をやっても侵食されて崩される可能性もある。そういうことから、早く川幅のそういう調査もしていただき、これからもそういう河川の整備について努力していただきたいというふうに思います。お願いします。

以上で終わります。

小 高 芳 一 君

議長（小倉明德君） 次に、4番、小高芳一さん。

4番（小高芳一君） 議長のお許しをいただきましたので、私のほうから3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、全国学力テストの結果についてお願いをしたいと思います。

文部科学省から、今回2回目となる全国の小学校6年生と中学3年生を対象にした、計224万人ということであるそうですけれども、4月に受けましたこの全国学力テストの結果が、8月の末ですか公表されました。この結果を受けて、本町の学力はどのようなものであったか、まずお伺いをしたいと思います。

そして、テスト結果は原則非公表のようでありますけれども、保護者にとっても、私たちにとっても、大多喜町の学校のレベルはどのくらいなのか、非常に関心が高いところだと思います。しかし、過度の競争だとか、あるいは序列化というのは問題かもしれませんが、適度な競争というのは、子供たちの学習意欲を高めたり、あるいは学力を向上させる後押しになる、こんなようなことから、市町村別、あるいは学校別の公表も知ってはいいいのではないか、その辺の点についてもお伺いをしたいと思います。

また、全国で、内容につきましてさまざまな検証等が行われておるわけでありますけれども、本町でも今回、2回目ということでありますので、前回の内容等を分析して、どのような施策や、あるいは学校の授業に生かしていったのか、そしてその結果はどうであったのか、以上の3点をお伺いをしたいと思います。

議長（小倉明德君） 教育長。

教育長（田中啓治君） 小高議員さんの全国学力テストの結果についてのご質問でございますが、まず最初に、公表できないかということにつきましてお答え申し上げます。

全国学力学習状況調査の結果につきまして、本町の学力はどうであったかということでございます。学校別の公表はできないかとお尋ねでございますが、学力テストの結果は学校の学事指導に反映することといたしておりますので、その結果の公表が一概に好結果をもたらすものとは考えにくいことから、公表いたしておりません。今回の結果につきましても同様の扱いとさせていただきたいと思っております。

それから、2つ目のご質問でございますが、前回の内容を分析しどのような施策を実行したのか、そして今回の結果にどう生かされたのかとお尋ねでございますが、全国学力・学習状況調査は国語と算数・数学のみの実施であり、学力の中の一部分の構成でありまして、指導における客観的資料として分析し、指導に役立てることといたしております。

そこで前回は、「学力学習状況調査を活用して一人一人の各教科の状況としての学力を把握し、個に応じた指導を一層充実させてきめ細かい指導を行い、学力や健やかな体をはぐくむ」との具体的な施策をつくりました。これを受けて、各学校ではそれぞれ指導方法を吟味

して実施いたしました。

教育委員会は、年間を通して、その実践を訪問や校長の説明、協議、懇談等から確認いたしてまいりました。今回は、実施児童・生徒の実態が違い、その傾向も違うわけですが、今までの継続的な実践基盤の上に、ことしは学習指導要領が改訂されましたので、その基本的な考え方も網羅した新たな施策を作成して実践しているところでございます。

ことしは8月末に本年度の結果が返ってまいりましたので、各学校ではその分析をいたしているところで、今後、指導方法が見直され、工夫された方法で年度内に実践されますので、教育委員会といたしましてはその実践を支え、学力の向上を見守っていく考えでございます。

以上でございます。

議長（小倉明德君） 4番小高さん。

4番（小高芳一君） 公表はなかなか難しいというお話でございました。

現在、公表の範囲といいますが、この結果を知っていらっしゃるのはどの範囲の人たちでしょうか。

議長（小倉明德君） 教育長。

教育長（田中啓治君） 範囲は、直接は校長あるいは職員が指導に役立てておるわけでございますけれども、家庭にも、お宅の子供はこうであったということは、直接は伝えておりません。はっきりと申し上げますと、間接的に伝えております。言葉はちょっと、何というんでしょうか遠回しになりますが、お宅の子供はここが悪かったんですよ、あそこが悪かったんですよということは直接申し上げません。

以上です。

議長（小倉明德君） 4番小高さん。

4番（小高芳一君） よく文科省で言われています、余り公表は控えるというような通達が出ているようでございますけれども、教育を考えるときに、学校の先生だけではなくて、今言われているのは、家庭教育、地域一体となって教育環境を改善していくんだということが言われているわけで、この学力テストの結果というのは、国も相当な莫大な資金をつぎ込んでいるわけで、これが学力向上につながらないと何も意味がないわけでありまして。そういう意味からしますと、今の話ですと、校長先生と職員というくらいで、町長さんも知らないというようなことですと、やっぱりこれからの教育行政を考えるときに非常に狭まってしまう。先生だけではなく、やはり行政も一体になって考えて、自分たちの子供の学力を上げていくんだとようなものがないと、なかなかその辺の向上が見込めないのではないかとというような

気がすごくなるわけでありませう。

学力で好成績を上げた、例えば秋田県とか福井県、富山県は、少人数指導や家庭教育、さらには教員の質の高さは学力で世界のフィンランドにも共通するというような、そんなような取り組みで、三位一体といいますか、一生懸命になってやっているというのが、上位の学校といいますか、県であるようであります。

私たちも、自分たちのこの大多喜町の子供たちの学力の向上というのは、どうしても上げてほしいというような気持ちがあるわけで、そういうことからしますと、一部の人だけじゃなくて、町長とか、あるいは議員ぐらゐまで範囲を広げながら、この教育の問題について、教育委員会だけではなしに地域一体となった向上を目指していくような、そういうものが必要ではないかというように思うわけであります。

そういう意味で、今回、なかなか公表できないということでもありますけれども、競争とか序列とかそんなことは抜きに、本当にみんなで考える場をぜひ提供していただきたいということで、今後の課題としてお願いをしたいというふうに思いますので、よろしく願ひします。

次に、学校の統合の計画についてということをお願いをしたいと思います。

前回の全員協議会の中で、子供たちの人口の推移、そして今年度から複式学級が実施される、そしてまた室内の、体育館のことだと思います、耐震化優先度調査ということで広報のほうにも載っておりました。教育課のほうでは、こういう少子化の中で、今の現状を把握をしていただくんだということで公表したというような答弁がありました。

では、このようにもう小規模になってしまっ、学校そのものがなかなか本来の教育ができないのではないか、あるいは学校規模の適正化はどういうものか、学校教育環境をどういうふうにするのか、こういう考え方がやはり行政の中で長期的な計画としてなくてはならないのではないかと思うんですが、このような中・長期の教育のビジョンといいますか、長期計画の中に統合ということはあるのでしょうか。

また、複式学級のことでもありますけれども、学校教育法の中では、小学校ですと12学級から18学級、この辺程度が一番基準的で子供たちにとってもいいというような、そういう基準があるようでもありますけれども、最もよい教育環境というのは何人ぐらゐを考へておられるのか。

そして、耐震化優先度調査なんでもありますけれども、やはり学校の配置といいますか、長期計画の中においてこういうものを、耐震性が問題になったときどうするんだというときに

は、将来のそういう計画がなければ、どうするかという問題が生じたときになかなか難しいのではないかと思うんですけれども、耐震の問題が生じたときに、こういう室内運動場の場合はどうなさるのか、以上3点についてお伺いをしたいと思います。

議長（小倉明德君） 町長。

町長（田嶋隆威君） それでは、小高議員の学校統合の計画についてということで、3つに分かれてありますが、答弁をさせていただきます。

中・長期の計画に小学校、中学校の統合はあるかとお尋ねでございますが、西中学校校舎の改築工事の竣工によりまして校舎の耐震化は完了をいたしました。屋内運動場等の耐震化が必要となっております。現在の地震防災緊急事業5か年計画が平成22年度までとなっております。次期5か年計画を、各方面、各地域皆様方のご意見をいただいた上で策定をまいりたいと考えております。生徒の減少を踏まえた議論の上に得られた学校のあるべき姿が、この計画に反映されることとなります。

以上がお尋ねへの答弁とさせていただきます。

なお、最近の新聞記事等によりますと、小・中一貫校の整備統合ということで県内でも話題が出ておりました。そういう点で、それぞれの地域で生徒の減少があるので、今後、この問題についてはいろいろ論議を重ね、検討していきたいというふうに考えております。

2番目の、児童・生徒にとりまして最もよい教育環境、それから学級とは何人かとお尋ねでございますが、私もこの辺は専門家でなくてよくわかりませんが、世界的には19人が理想人数と言われております。いわゆる20人以下ということではないかなというふうに考えております。

3つ目のご質問にありました、耐震に問題が生じた場合につきましてその建物の耐震補強、または改築をすることとなります。耐震改修を前提としておりますが、建設年度が古く耐震性能が低い場合、コンクリート強度が著しく低い場合、また極端に多くの補強部材が必要であったり施工が極めて困難な場合などは、改築を実施することとなります。

今回公表いたしました学校施設のうち大多喜中学校の屋内運動場につきましては、改築を前提として平成19年度に耐力度調査を実施しております。

また、西中学校の屋内運動場につきましては、耐震補強を実施するため、今年度、耐震診断業務を実施しております。

以上であります。

議長（小倉明德君） 4番小高さん。

4番（小高芳一君） 統合の問題ですけれども、私は統合すればいいとか、あるいは統合しなくていいとかということではなしに、現在、例えば保育園は2つありますよね。小学校が5つ、中学校は2つと。変則的と言っていいのかわかりませんが、当時は当時で、それが最善の策だというようなことで建てたんだと思います。

今の長期計画にも、これから住民の意見をというふうな話でありますけれども、私はやっぱり教育の中で、教育行政の理念といいますか、大多喜町の教育をどうするんだという柱はやっぱり持っていないてはいけない、子供たちにとって何が、どういうクラス、どういう編制がよくて、どういう学校づくりがいいのか、それは別に少なくなっても多くなっても基本的に変わるわけではないし、どういう理念でやっていくかというものを持っていただきたいということで、長期計画というのはいよいよ、実施段階になればいろんな意見を聞いてまた変わることもあろうかと思っておりますけれども、基本構想、教育ビジョンというのをしっかりつくった上で、今回の屋内運動場の件についてもそれぞれの中に、学校にあるわけでありまして、そういう中で決めていくべきものだというふうに思っております。

そういうことで、ぶれるという怒られるかもしれませんが、しっかりとした筋とものをぜひ持って、これから学校教育環境に取り組んでほしいというふうに思います。よろしくをお願いします。

次に、行政改革の取り組みということをお願いをしたいと思います。

行革の取り組み結果をお知らせしますということで、広報に内容が載りました。これは、19年度で効果額が2億6,356万円ということでありました。この数字を見ると、すごい頑張っているというふうに見えると思うんですけれども、実はこの内容については、例えば議員が定数を平成17年度に減らして、実際にこの中身を見ますと、1,368万6,000円を削減したと。そのほかにも、薬草園についても多分2,512万、城西大学に、指定管理者制度のもとにそちらのほうに管理体制を移したというような話がありますけれども、この17年度に行われたものも19年度には載ってくるわけですね。ですから、議員を削減したということで5年間で6,843万円減らしましたよと、効果があったと、あるいは薬草園でも1億2,254万効果がありました。つまり、減らさなければずっとこれから続いていくわけで、トータルとして、もしやらなかったらこの金額がかかった、ですから効果があったということの意味だと思うんですけれども、なかなか一般の人たちには、効果額がこれだということ、ことしこの金額をどこかで節約したんだというふうに思うと思うんですね。

実際に、19年度では行革をやった中で幾らの効果があったのか。そして未着手が5件あり

ますけれども、この辺はもう3年たっておりますので、今後、この辺はクリアできるのかどうか。そして行革をする上で一番大事だと思いますけれども、将来の町の財政推計、この辺はどのような見通しを立てておられるのかお伺いをしたいと思います。

議長（小倉明德君） 町長。

町長（田嶋隆威君） それでは、行革の取り組みについて答弁させていただきたいと思いません。

行政改革は、ご存じのとおり平成16年度に第2次大多喜町行政改革大綱を策定をし、その推進を図るために行財政効率化推進計画を策定し、85の推進項目及びその推進内容を定めまして、平成17年度から21年度までを推進期間といたしまして、現在、取り組んでいるところであります。

このたび、平成19年度までの取り組み状況を広報おたき9月号及びホームページで公表したところでございます。

その実績は、行財政効率化推進計画の85の推進項目中76項目、パーセントにしまして89.4%がほぼ計画どおりに推進をしており、平成16年度と比較をいたしますと2億6,355万8,000円の効果を得たところであります。

ご質問の、平成19年度のみの実施された行革の効果額ということでございますが、新規に実施された項目はなく、平成17年度から継続をして実施しているものでありますが、平成19年度において平成18年度よりさらに効果額が増加しているものとして、特殊勤務手当の整理合理化、特別職の報酬等の見直しを推進し、3,382万円の効果を上げております。

次に、平成19年度末時点におきます未着手の5項目につきましては、既に推進内容及びスケジュールの見直しを行っておりますが、ISO14001の認証取得による省エネルギー等の推進は検討を要しますが、他の項目は推進計画期間中の取り組みはほぼ可能であるものと思いません。

次に、行政改革の取り組みについてということですが、今後の財政推計の質問でございますが、まず税源移譲について申し上げますと、平成19年度に行われました所得税から個人住民税への税源移譲によりまして、納税者の多くは平成19年1月から所得税が減少し、平成19年度住民税は所得税減少相当分が増加をしております。数字で申し上げますと、約1億円の増加となっております。

次に、地方交付税について申し上げますと、平成18年度決算額は12億4,225万円、平成19年度決算額は12億1,405万円で、2,820万円減少いたしました。平成20年度では、地方再生

対策費等の需要の増によりまして、普通交付税の交付決定額は12億6,656万円となりまして、これに特別交付税の見込み額を1億円といたしますと合計で13億6,656万円、平成19年度決算額に比較をいたしますと1億5,251万円の増加が見込まれております。

さて、最近の町の予算編成におきましては、平成16年度当初予算から2億円を超える財政調整基金の繰り入れを行いました。平成18年度では1億円、平成19年度では4,920万円を繰り入れして決算をいたしました。

さらに、平成20年度予算では財政調整基金2億6,296万円を繰り入れし編成をしておりますが、今年度の普通交付税の交付決定によりまして、予算額との差額1億8,656万円ほどの留保となっておりますが、財政調整基金と普通交付税の留保額を差し引きましても7,600万程度の繰り入れが必要で、繰り入れを行った後の財政調整基金残高は5億3,000万円程度になるものと見込んでおります。

このような状況でありまして、今後の財政推計はどのくらいを見込んでいるかというご質問でございますが、税源移譲を含む国の改革もほぼ固まり、あと大多喜町の総合計画における第2次実施計画は平成22年度まででありますので、この年度までの財政推計はほぼ確実となりますが、平成23年度以降の第3次総合計画が樹立をされておられませんので、それ以降は普通建設事業費などが不明確なことから、それを除いた標準的な推計をいたしますと、財政調整基金等を投入し収支の均衡がとれなくなる時期は、現時点では平成26年度ごろではないかと推計をしております。

以上であります。

議長（小倉明德君） 4番小高さん。

4番（小高芳一君） 財政推計ですけれども、非常に難しい話で、なかなかこれから何年後を予測するのは非常に難しい話だと思います。

大多喜町が合併するときに、よく財政の推計をやっていました。それはそんなに昔ではないんですけれども、そのときに、大多喜町では大体、歳入の部分で19年度に50億を見込んで推計をしておりました。きょうは決算で46億ということで、4億円少なくなっているというような、過去の推計だったと思うんですけれども、この辺は非常に難しいところだと思うんですけれども、やっぱり国の事情というのには大きく左右されます。国は、ご存じのように相当な借金をして750兆とかと言われる中で、利息も9兆円を払っているような状況で、これから新しい内閣ができる、そんな中で、批判的な人はばらまきをするんだというような話もあります。そうしますと、さらに厳しくなって、なかなか地方に回ってこないというよう

な状況が考えられるわけであります。

一方で、やっぱり過疎化といいますか、高齢化の中ではなかなか財源がふえないということになりますと、さらにこの歳入という部分は我々が思っている以上に低くなる、そういう意味からすると、この行政改革は、19年度にはほとんどされていないということでありまして、さらに見直しをして、そういう将来的な、本当の推計かどうかわかりませんが、可能性としては非常に厳しくなるというのはだれもがわかっているわけで、せっかく立派な計画を立てても、ある程度目標が達成している中で19年度についてはやらないということは、ちょっともったいないなといいますか、もう少しというような気持ちがあるわけでありまして、ぜひ早目に見直しをすべきではないかと思うんですけれども、町長、その辺はいかがでしょうか。

議長（小倉明德君） 町長。

町長（田嶋隆威君） ただいまの小高議員のお考えのとおり、我々にしても、自主財源そのものについては非常にふえる見込みが少ないということ。

ただ、現時点では、麻生内閣が景気対策を第一にということでありまして、当面は特に地方を元気にする事業等を織り込むようでございますので、ある程度期待はしておりますけれども、将来的につきましては、今言ったように行革もさらに進んで、できるだけ経費を省き、安定した町政運営をしてまいりたいなというふうに考えております。

以上であります。

議長（小倉明德君） 4番小高さん。

4番（小高芳一君） どうもありがとうございました。

きのうの新聞ですか、全国の財政に赤信号がともっておるということで、地方自治体の財政健全化というような中でランクづけで載っておりましたけれども、やはり住民は、町は大丈夫かなという気持ちはいつも持つておると思います。一方で、福祉に対する期待も相当大きいというようなことであると思います。ぜひ、健全財政はもちろんでありますけれども、さらに歳入がふえるような方策なりを考えながら頑張っていただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小倉明德君） 一般質問の途中でございますが、ここで10分間休憩します。

（午後 3時10分）

議長（小倉明德君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

(午後 3時20分)

有家 功 君

議長(小倉明德君) 9番、有家功さん。

9番(有家 功君) それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、きょうは2点についての質問をさせていただきます。

まず1点目、庁舎建設についてをお伺いをいたしたいと思います。

現在、役場新庁舎の建設が計画をされております。先日、議会にも中間報告のようなものがありました。新庁舎建設の必要性、いまいし具体的にお聞かせをいただきたいと存じます。

そして、新庁舎建設に向けた検討が進められておりますが、新庁舎建設の委員会が開かれ、先進地の視察など行われていると聞いております。現在、この建設に向けた進捗状況はどのようになっているのかも伺いをいたします。お願いします。

議長(小倉明德君) 町長。

町長(田嶋隆威君) それでは、有家議員の質問についてお答えをさせていただきます。

庁舎建設についてということですが、現在の役場庁舎は昭和34年1月に建設をされたものでございまして、設計者は早稲田大学教授の今井兼次先生でございます。全長約60メートルの庁舎は東西に配置をされ、これに直角にポーチを取りつけて特徴を持たせ、ドアの金具やコンクリート彫刻など、随所に本町ゆかりのものを象徴的に織り込んでおります。そして、近代建築の思想をあらわした建物として、昭和34年度の日本建築学会作品賞を受賞しております。

さて、新庁舎の建設の必要性についてのご質問でございますが、まず第一に耐震性の問題がございます。この庁舎は、先ほども申し上げましたとおり、当時としては近代的な建物でありましたが、建設後50年近くが経過をし劣化が進んでおります。昨年行いました耐震診断では、一部を除きまして耐震性に劣るとの結果が出ております。特に2階建て構造になっている部分、この部分でございますけれども、現在、議会とその上の部屋のところですが、が特に、この部分については東西方向、南北方向とも耐震性が劣っており、地震・災害が発生した場合には拠点となるべき庁舎が被災をし、復旧活動等に大きな支障が出ることが考えられます。あと、建物内外にも亀裂が見られまして、窓の開閉ができないところや、ま

た雨漏りなどもあるなど、全体的に劣化が進んでおります。

次に、いわゆるバリアフリーについてでございますが、公共施設には、高齢者や障害のある方などが安全で快適に利用できることが特に求められております。例えば、車いすがスムーズに移動できる構造にすることや、障害のある方でも利用できるトイレの設置などが必要となりますが、現在の庁舎はこのような構造になっておりません。このため、高齢化が進む中で、これに対応できる庁舎の整備が必要になってまいります。

さらに、事務所のスペースの問題でございます。事務事業の増加に伴いまして事務室が手狭となったことから、昭和55年に庁舎北側、裏側ですけれども、プレハブの事務室を建設をし、平成5年にはこの建物も増築をして、現在、建設課や農林課などを置いておりますが、この建物も骨組みは軽量鉄骨でございますので、一部で腐食が見られるなど老朽化が進んでおります。

また、会議室も非常に不足をしておりまして、例えば税の申告などで1か月にわたり会議室を使用しなければならないときがございます。この間には他の会議などで会議室を使用する場合もありまして、税の申告だけに長期間引き続いて会議室を使用することはできないため、申告期間の途中で会場を役場から中央公民館に移さざるを得ないなど、町民をはじめ関係者の皆様にご迷惑をおかけすることもある状況でございます。

このほかにも保健センターの問題などがございまして、以上申し上げましたことなどから、早期に庁舎整備に取り組んでいくことが必要と考えるわけでございます。

次に、建設に向けました進捗状況に対してのご質問でございますが、庁舎の整備に当たり町民の方々から幅広く意見を求めるために、昨年、公募によります委員や議会議員、また福祉関係者などで構成をいたします庁舎建設検討委員会を設置をさせていただき、これまで3回の会議を開催するとともに、他の庁舎の視察を行うなど検討をまいりました。

また、検討委員会の意見を受けまして、現在の庁舎の耐震補強設計業務を実施いたしました。この結果、検討委員会といたしましては、現在の庁舎を改修をし、不足する部分については庁舎北側の駐車場のスペースに増築をするということで意見がまとまりました。したがって、町といたしましてもこの意見に沿って、今後、基本的な構想をまとめてまいりたいと考えております。

なお、建設に当たりましては、できる限り経費の節減に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（小倉明德君） 9番有家さん。

9番（有家 功君） きのは、国では自由民主党の麻生政権が誕生をいたしました。私たちのこの千葉県のほうでも、11区のこの私たちの地から森英介先生が法務大臣という要職につかれたわけで、大変喜ばしいことだと存じます。

しかしながら、国政のほうは国会の早期解散がささやかれております。自民党と民主党の世紀の対決とメディアが騒いでおりますが、与党も野党も言っていることは、すべてこれからの行政は国民目線で政治を行わなければならないということでもあります。

今、説明のあった新庁舎の必要性は、今の町の財政に照らし合わせてみて、果たして町民目線ではどうなのか。町民に共感を得られるだろうか。少々疑問なところもあると思われま

す。

一昨年は、先ほども議会の中で話されましたが、水道料の大幅値上げ、昨年は公共料金の一律50%の値上げ、また各種団体の補助金は一律10%カット、また本年は国保税の大幅値上げと、町民生活を圧迫しております。

さらに、本年になりまして、生活の中ではガソリンの値上げに始まり各種食料品の値上げと、町民生活の中では大変な時代の到来ということになっております。町もこれから先、人口減の中で上がるとは思われない税収、国からの交付税もきっと上がるとは思えない、減ることだと思っております。

今回の議会の決算審査の中でも、監査委員のほうから、いみじくも健全財政を目指すというような言葉が多く表現をされております。健全財政を目指すということは、裏を返せば、今は健全財政ではないのだということだと思えます。ですから、健全財政を目指してこれから一生懸命やろうよということだと思えます。このような時代こそ、耐えて、我慢をしながらやっていかなければならないと思えますが、いかがでしょうか。

しかしながら、子供たちの教育費や、お年寄りや生活弱者の福祉費に我慢を強いることはできません。今我慢をしなければならないのは現役世代ではないでしょうか。今、庁舎建設基金が8億円あるから、それを全部使い切って立派な庁舎を建設するのではなく、現庁舎を補強し、事務がしにくい、住民サービスがしにくいとすれば、必要最小限度の建設にとどめるべきと強く思います。それが、町長が今まで、前々からおっしゃっている将来の町村合併にも備えることではないのかと思えます。いかがでしょうか。

計画にあることだから建設するというのではなく、計画したときと現在とでは周囲の状況も大きく変わっていることも踏まえ、考えていただきたいと思えます。先ほどの答えの中で、

なるべくお金のかからないようにやるというお答えをいただいております。ぜひ必要最小限の、町民目線で見ても、ああこれならしょうがないというぐらいのものをつくっていただければと、強く思います。これにお答えいただけますでしょうか、もう一度。

議長（小倉明德君） 町長。

町長（田嶋隆威君） 先ほども答弁申し上げましたけれども、できるだけ経費の節減に努めていきたいということではありますが、さらに議会でもこういう一般質問があったということ建設検討委員会にも申し上げ、一段の節減に努め、必要最小限の施設で対応できればというふうに考えております。

以上であります。

議長（小倉明德君） 9番有家さん。

9番（有家 功君） ありがとうございます。よろしく願いをしたいと思います。

次に、中学校生徒の海外派遣研修についてお伺いをいたします。

この海外派遣の事業は、長年にわたって行ってきたわけです。何で今さらこの質問なのというようなこともあるわけではありますが、お聞きをしたいと存じますので、よろしくお願ひします。

今までやってきて、通算で何人くらいの生徒をこの制度で海外に派遣してきたのか、そして、その子供たちが今町に在住しているのは、どのくらいの人たちが在住しておるのか、わかる範囲でお答えをいただきたいと思います。

この制度は学校の教育制度ではありませんので、町の制度ですから、憲法に定められた、義務教育の子供たちは等しく平等に教育を受ける権利を有するということは法的には犯していないとは思いますが、それは大人の我々が考えることであって、実は子供たちにとっては、この海外派遣制度は教育の格差と受け取られかねない制度ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

参加できる生徒と、参加できない生徒に、本当に教育格差が生じないと言い切れるのでしょうか。お伺いをしたいと思います。

今、海外派遣研修の必要性、またその成果はどのようなものがあるのかも伺いをいたします。

議長（小倉明德君） 教育長。

教育長（田中啓治君） それでは、ただいま有家議員さんの中学生生徒の海外派遣研修についてお答え申し上げます。

まず最初に、派遣した生徒は何人ぐらいおるかということでございますが、本町の海外派遣事業はオーストラリアと中国の2種類がありますので、それぞれ分けてお答え申し上げます。

平成6年に開始いたしましたオーストラリア研修におけるこれまでの参加人数は、合計312人で、そのうち確認できた人数は266名でした。266名のうち179名が現在、町に住んでおります。在町の割合といたしましては67%でしょうか。

中国研修は平成10年から10年間実施し、2回はサーズテロ等で中止し、もう2回は希望者が少なく中止いたしましたので、実質実施回数は合計6回で、これまでの参加人数は53名でございます。確認できた人数は43名でございます。このうち34名が現在、町に住んでおります。79%とでもいいでしょうか。そういう割合でございます。

2つ目のご質問でございますが、海外派遣事業への参加者と不参加者との間に教育的な格差が生じないかのご質問でございますが、学校における教育活動の基盤の上に、現在、学校教育以外においては、個人や家庭の希望によってさまざまな活動が行われております。この中には、各家庭で行うもの、町や関係機関、民間団体等の主催するもの等多種多様で、教育的効果が期待できるものが多く展開されております。これらはすべて、児童・生徒にとって興味・関心や能力、適性、得意な面や長所など個性伸張を図るものでありますので、すべての活動は実施、未実施によって個性伸張の程度に若干の個人差を生じるものと考えますが、格差という隔たりまでは生じていないととらえております。

次に、3番目の海外派遣事業の必要性や成果についてどのようなものがあるかのご質問にお答え申し上げます。

個人差はございますが、成果として、国際的視野の拡大、生活体験による異文化の理解と受容、英会話能力の向上、コミュニケーション能力の向上、自国やふるさとのよさの自覚、判断力・自己管理能力・計画的実践力等の向上が認められるところでございます。今後も可能な限り継続していければと考えております。

以上でございます。

議長（小倉明德君） 9番有家さん。

9番（有家 功君） ありがとうございます。

実は、この質問をする発端は何かということから発言をさせていただきます。

先日、議会で提出をいたしました提言書があります。その中に、町消防団のことがあります。あの提言の中で消防団のことをいろいろ研究したときに、今、町の消防団は団員定数が

400名、そのところ、団員が360有余名ということで、1割の人たちが欠員を生じているということを伺いました。若い人たちがいないのではなく、入団をしてくれる人がいないということでした。

そこで私は、私の知っている若い人で、消防団に入っていない人たちと話し合う機会を設けたわけであります。その中で話を聞いたところ、こんな話を聞かされました。これは若い人が言った言葉です。

「私は大多喜町に生まれ、育ち、現在も町で生活をしていますが、消防団には、はっきり言って余り入りたくはありません。でも、町の守りは若い人がやってもらわないと困ると言われると、確かにやらなければならないだろう、ボランティアだなとも思います。しかしながら、これは決して入らないための言いわけではないのですが、そしていつも頭にあるわけではないのですが、こういう場合、こういう話になりますと、思い出すことがあります。中学生のときに受けた不公平感を思い出します。それは、海外派遣制度です。中学校の子供ですから、オーストラリアに行かせてくれると言え、だれでも、10人が10人行きたいと思うのは当たり前であります。しかしながら、家の財政状況を考えた場合、夏休みに40万も50万も親に出してくれと言えないから、私は行きませんでした。でも、家の財政が、お母さんの懐が豊かな同級生は、町の補助金をもらい嬉々として海外研修に行きました。内心は本当に悔しい思いでした。町の守りに若い私たちのボランティアが必要なら、こういう町の政策で優遇を受けた人にやってもらえよという気持ちが起きるのは当たり前ではないでしょうか」という話を聞かされました。

私は、一人でもこういう不公平感を持つような子供たちが町に住んでいるということに驚かされました。私は、子供たちにこんな思いをさせてまでやる制度なのかどうかと、疑問符がつくような感じでした。この話に、いかがでしょうか。どういう感じをお持ちでしょうか。

この事業の主たる目的は、先ほど教育長のほうから話をされました。私も理解をしているつもりであります。語学力の向上とか国際感覚を身につけるとかいうことは、大変子供たちにとっても必要なことだと思いますが、もっと広く、子供たち全員が経験できるような事業がほかにないのか、研究すべきだと思います。教育長も教育のプロ、エキスパートでありますから、いろいろな制度をご存じだと思いますので、ぜひ、その辺の知恵をお出しいただきたいと存じます。

大多喜に生まれ育った子供たちが、いつでも、どこでも、郷土大多喜を愛する心を持ち続けてもらうために、子供たちにきめの細かい政策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

お答えをお願いいたします。

議長（小倉明德君） 教育長。

教育長（田中啓治君） 確かに有家議員さんのおっしゃる一面もよく理解できるわけでございます。

ちなみに、ちょっと調べてみましたら、福祉協議会で、一時生活福祉資金というのをお貸ししていただけるという部分もあるようでございます。そういう部分をご活用いただくのも一つの手であったのかなということも考えますが、さらにこれらにつきまして部内でも検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小倉明德君） 9番有家さん。

9番（有家 功君） このことにつきましては、昨年、派遣で行った家庭の方にちょっとお話を伺ったところ、その家庭では、町の補助金のほかに50万円を支出したという話を伺いました。ことし行った家庭の人に1人話を聞きましたら、45万円だったそうであります。1人の子供を派遣するのに、家庭で支出しなければならないのはそれだけのお金がかかる、それだけのお金が用意できない家庭の子供たちは、この制度には参画をできないということであります。

昨年、大多喜中学校のジャージについて進言をしたことがあります。教育長さんも覚えていただけていると思っております。農林課長さんも当時教育課長さんでしたので覚えてもらっていると思っておりますが、実は西中は、全生徒の中で男女分けて2種類のジャージを着ております。1年生から3年生まで、男は青、女は赤というように分けられておると聞いております。しかしながら、大多喜中学校では、1年、2年、3年というふうに学年で色分けをされておるということであります。兄弟の多い家庭では、大変だから西中と同じようにならないかということでも話をしたわけではありますが、2歳違いずつの子供を持つ親御さんにとっては大変です。中学校3年間で、育ち盛りですから1人の子が少なくとも5着ぐらいのジャージが必要になるわけです。2歳違いの子供3人を持つ親は、全部で15着のジャージを買わなければならない、そういうふうになります。ですから、西中と同じようになると大変助かるなということでした。

しかしながら、この対応は、中学校の生徒を持つ親にアンケートをとり、今までのやり方でよいかどうか、変えたほうがよいかどうかを聞いたところ、大半の、ということは七、八十%だろうと思っておりますが、その人たちが今までどおりでよいという答えがあったから、今ま

でどおりにしたいという答えでした。

私が申し上げているのは、そのようなことではないんでございます。七、八十%の暮らしの豊かな子供に15着ぐらいのジャージを買うのは大丈夫だよという親御さんのことを申し上げているのではなくして、そうではない、大変だと言っている20%、30%の、底辺と言っては失礼かも知れませんが、暮らしに大変困窮している親御さんのことを申し上げているのです。アンケートをとって、多くの方がこのままでいいからということではなくして、どうしても大変だから変えてほしいという人たちの気持ちを理解をしていただきたいということで申し上げたわけでありませう。

先ほど話しました、そういった暮らしに大変なことを抱えている親たちに、住みよい、暮らしよい町をつくるということは、この人たちに光を当てていくことが必要なのではないのでしょうか。新庁舎の建設についても、中学生の海外派遣についても、この20%、30%の人を本当に考えて事業推進をすることが肝要と思います。

今、大多喜町にとって最大の課題は人口問題だと思います。他町から入ってくる人たちをふやす努力も必要と思いますが、その前に、現在、大多喜町に暮らしている町民一人一人に住みよい、暮らしやすい感を持ってもらうために、きめの細かい、心の通った政治が必要なのではないかと考えます。七、八十%の人がいいから、あとの二、三十%の人は、その人たちはいいんだよというようなことではいけないと思うわけです。

このままで行きますと、10年たてば大多喜町は2,000人の人口が減るわけです。そして、そのときには、10年たったときには高齢比率は40%を超えるだろうということでもあります。そんなようなとき、だれが税金を払ってくれるのか、税収は本当に大丈夫なのか、そういうことを考えるときに、この人口問題は大きなことが起きます。ですから、今、町の一人一人、町民の一人一人に、大多喜町は住みよい、本当に弱者にも目の行き届いた本当にいい町なんだということを知ってもらうためにも、ぜひそういうところに光を当てた政治を行ってほしいと思います。

今、一生懸命私は話しましたがけれども、この件につきましては答えは要りません。

これで一般質問を終わります。以上です。

野 中 眞 弓 君

議長（小倉明德君） 次に、7番、野中眞弓さん。

7番（野中眞弓君） 私は、全部で4点にわたって一般質問をいたします。

まず第1点目は、国民健康保険税について、その中で特に資格証の発行について焦点を絞ってお願いしたいと思います。私の直前の有家議員の質問の中で、本当に暮らしやすいまちづくりをして、だれも切り捨てないでというような趣旨の発言がありましたけれども、私も町の隅々で本当に悩んでいらっしゃる人たちをも救い上げる、そういう町政を目指して、介護保険の問題と国民健康保険の問題について特にやりたいと思っております。

本町の国民健康保険世帯は6月1日現在で1,972世帯、そのうち7.4%に当たる146世帯に滞納があり、そのうちの約45%、65世帯に、お医者さんにかかったときに全額自己負担をしなければならない資格証明書が発行されています。滞納率との比率で言うと、県下で最大値を示しております。滞納が146に対して資格証65、本当にとてつもなく大きい数値であります。

国民健康保険制度は皆保険制度の中心にあり、社会保障の制度であります。ですから、国・行政が国民に何としても保障しなければならない制度です。ところが、国は、2000年から資格証の発行を自治体に義務づけております。本来なら社会保障で国が全面的に面倒を見なければならないこの国民健康保険制度に対して、相互扶助、自己責任と受益者負担という偽名のもとに社会保障という考え方が崩されており、その滞納対策として、100%自己負担の資格証が発行されているわけです。こういう町内の現実を踏まえまして、まず1点、この発行の効果はどのくらい上がっているのか伺いたいと思います。

また、県下56自治体中、6月1日現在で5自治体が資格証を発行ゼロであります。本町も基本的には資格証は発行しないという考えはないでしょうか。伺いたいと思います。

2つ目ですが、特に子供たちへの発行停止について迅速に対処していただきたいと思えます。その考えがあるかどうか伺います。

そして、3つ目ですが、国民健康保険法44条には、申請すれば保険料の減額・免除ができるという項目があります。私は、過去2回この問題について扱っておりますが、いまだ条項は未整備であります。これは法ですから、町がやりたくなくてもやらなければならない条項なのに、本町ではまだ手をこまねいてつくってありません。前のときに町長は、要綱がなくても申請があれば考慮をするというような答弁をなさいましたけれども、要綱なしで係のさじ加減で左右できるような、そういう行政でいいのでしょうか。本町も早急に申請減免の実施要綱、あるいは実施規則を整備する考えはないかどうか伺いたいと思います。

以上です。

議長（小倉明德君） 町長。

町長（田嶋隆威君） 野中議員の国民健康保険についてという質問でございますけれども、1点目の、国保税の滞納対策として資格証の発行の効果はどのくらいあると考えるかということですが、また資格証の発行をやめる考えはないかということについてでございますが、平成19年度の状況を見ますと、年度当初に資格証を発行した方が62世帯ございます。そのうち、転出や社会保険加入で国民健康保険の資格を失った方が10世帯、1年を通じまして資格証の方が19世帯となっております。残りの33世帯の方が何らかの形で分納をしており、資格証の発行は効果があるものと考えますので、発行をやめることについては考えておりません。

また、未就学児等の国保保険証の交付は、大多喜町乳幼児の助成に関する規則の趣旨に基づきまして交付をしております。こういうことで、法令で一般の被保険者と同等の取り扱いとなっておりますので、保険証の交付の拡大については特に考えておりません。

3点目の、国民健康保険税の申請減免の実施要綱を作成する考えはないかということについてでございますが、このご質問についてはこれまで何度かお答えをしまいましたが、国保税の減免することができる範囲はおおむね次のとおりで、不幸にして震災、風水害、火災などによります財産に甚大な損失をこうむった場合や、納税者またはその者と生計を一にする親族が病気やけが、または盗難に遭った場合、あるいは失業、倒産、廃業などによりまして、その年の所得が皆無となった場合で、徴収猶予、納期限の延長などによっても到底納税が困難であり、納税することにより生活に強い影響を及ぼす場合などで、客観的に担税力のなくなったことが考えられます。

この減免制度は、このような特別な事情によりまして一時的に生活が困難になった方に対し、直面する納税を免除する制度でございます。これまでのところ、具体的な申請や相談は受けておりません。今後、減免の申請が提出された場合は、他の納税者との均衡を失しないように、申請者の生活状態に即して慎重に対応させていただくとともに、必要に応じての減免取り扱い要領などの作成も検討してまいりたいと考えております。

あと一つつけ加えさせていただきますと、減免の申請にも当然誠意を持って対応するつもりでございますが、減免はあくまでも災害などによる一時的な納税免除でございますので、日常的に生活困窮が続く世帯には適用されません。本町では、国保加入者全員の保険税負担が少しでも軽減されるよう、税率の引き下げを極力抑制をして、また軽減割合の見直しに努力をしておりますことをご理解を願いたいと存じます。

以上であります。

議長（小倉明德君） 7番野中さん。

7番（野中眞弓君） たくさん答えられると覚えていられなくて非常に困るんですけども、資格証の発行をやめる考えはない、効果があるということですけども、資格証、だんだんふえているのではないのでしょうか。国民健康保険税の滞納額もどんどんふえているのではないのでしょうか。そういう意味では、滞納対策になり得ていない、そういうふうに断言できると思いますが、いかがでしょうか。

ことしの5月11日、NHKスペシャルで、ごらんになった方もいらっしゃると思います、セーフティー・ネットクライシス。クライシスとは危機という意味ですが、社会保障が危ないという番組で、この保険証なしの問題を扱っておりました。全国2,000の救急告示病院にNHKがアンケートをとり、その半数から回答があったと。保険証なしで手おくれになった件が475件、これは救急の半分だそうですから、同じ率でいけば、1,000人に近い方が保険証がないために手おくれになったということが考えられると思います。そして、千葉市の調査では、受診率の問題ですけども、資格証のある人と本証を持っている人の違い、資格証の方は本証の260分の1の受診しかしていない、つまり病気になってもほとんど病院にかかれないう現実が発表されております。

こうやって考えますと、資格証の発行というのは滞納対策にはなり得ていない、根本的な滞納対策にはなり得ていない、そしてもっと重要なことは、加入者の生命にかかわる問題なんだ、そういう措置を行政がしている、握っているということなんです。

私は、やはりこここのところ大多喜町が、住民が主人公、だれにでも暮らしやすい安心して暮らせるまちのまちづくりとして、資格証を発行しない、いろいろな条件があると思います。先ほど町長は、話があちこちになってしまいますけれども、減免の条件の中にいろいろとおっしゃいました。そして、一時停滞した、失業した場合とか病気になった場合とか、1回引っ込めたものを復活させてあったことについては評価をしたいと思いますけれども、首長が必要と認めた場合というのも大体どの条項にも入っていると思います。そして、国保の場合、恒常的に低所得者の場合は、法定減免で、ことしから大多喜町は5割、7割、2割の減免がありますから、恒常的な低所得者は問題ないわけです。突発的に低所得になった方、そういう方に対してですから、そういう方が何で、申請が今までにないとおっしゃいますけれども、そういう制度があるということを知らないから申請しない、あるいは田舎ですから知っているてもなかなか、我慢してしまうということもあるかもしれませんけれども、せっぱ詰まればやはり命にかかわる問題ですから、あると思うんです。仮に、今、きょう、あしたになくて

も、あるということを知らせ続ければ、保険証がないために医者に行けなくて手おくれになるという事態も、これから先、防げるのではないのでしょうか。年をとればなおさら行政のいろんな申請手続なんかについてはうとくなりますから、行政が、こういう制度もあるよ、困ったらぜひ役場に相談してくださいというようなことを発信し続ければ、町長の今の発言のようなことにはならないと思います。

そして、資格証の発行について、大多喜町では資格証をとりあえず発行していて、必要になったら相談活動をして分納していただいて、短期の証書に変えてということになっていますけれども、資格証が来たらやっぱりすごいショックなんじゃないでしょうか。

ただ、大多喜町の資格証を発行するときの条件をお伺いしたいと思いますが、発行に対して実態調査というのをしているのでしょうか。1年間滞納したからこの人は資格証ねというような、機械的な発行をしているということはないのでしょうか。

資格証を発行するに当たり、もう滞納したというだけで胸に痛みを持っていると思うんです。それは、先ほど一般会計のときにも言いましたけれども、98%という考えられないくらい高率の納税率を保っている町民かたぎがあります。そして、国保税の納入率についても、大多喜町は県下でトップクラスであります。3番目か4番目か5番目か、だんだん下がってきますけれども、とにかく上位、5番前後のところにいるくらい納入率は国保においても滞納があるといいながらいいんです。そういう土地柄の中で滞納していらっしゃる方というのは、役場からだんだん本当に足が遠のく。そういう人たちに対して、やっぱり町が一律やるんじゃなくて、相談にいらっしゃいじゃなくて、資格証を発行するための条件をきちんと整備して、それで相談活動をしていく、機械的には発行しない、こういう温かさと優しさが必要なのではないかと思います。

子供たちの問題ですけれども、調べていただきましたら、親が1年間滞納していて資格証になってしまって、そこに小・中学生がどのくらいいるんでしょうかね、何人くらい対象でしようかねと聞いてもらいましたら、3名だそうです、わずか。この3名が恒常的に医者にかかるわけではないと思います。費用は幾ばくもありません。

小・中学生にとって、何か学校で宿泊の行事があると保険証を持って学校にそれを、なくすといけないから多分、今、個人のこれになっても預かったりするんじゃないかと思いますが、私も実際現物を見ていないんですけれども、3カ月、6カ月の短期証は1年有効の本証と同じだけれども、資格証は一目瞭然違うと。そういうのを、うちは貧乏なんだと胸に傷を持っている子供が出さなければいけない、そのつらさというのはやはり味あわせたくない。

子供が医者にかかろうと、かかるまいと、小・中学生にとっては健やかに育っていくパスポートの一つだと思います。そういう点で、子供には何としても、わずか3名、ことしの場合ですけれども、資格証を発行していただきたい。

児童福祉法があります、町長ご存じでしょうか、総則。読ませていただきます。

「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、等しくその生活を保障され、愛護されなければならない」。第2条、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」。

憲法13条そして25条は、国民の幸せと健康な文化的な生活をうたっております。そして、憲法99条は、内閣総理大臣、天皇初めその他の公務員まで、この憲法を守らなければならない擁護義務をうたっております。もしもこのところ、少なくとも小・中学校あるいは、児童というのは、児童福祉法によれば18歳未満までを児童と区分けするのだそうですが、今、高校が義務教育になっている以上、高校生ぐらいまでは保険資格証を発行しないで、親は発行されても子供には本証を発行するという温かい、わずか3名、あるいは高校生も入れれば四、五名になるかもしれません、そのくらいの措置を願いたいと思います。それについて、前向きな検討をお願いしたいと思います。その考えを再度伺いたい。

それから、先ほど資格証の発行の基準をつくるべきだと思うということに対して、船橋市はことしの4月から、資格証を機械的に発行しないで、条件をつくりました。発行基準として、非課税世帯はもちろんですけれども、課税所得が300万以上は発行するけれども、2年間にわたって単身者では200万円から300万円未満の世帯には発行しないとかいろいろあって、一律にしないようにしています。

それからもう一つ、申請減免に対しては、この近隣では勝浦市がつくっております、5月に私たち日本共産党の千葉県委員会は、国保のアンケート調査を自治体をお願いしました。その中で、勝浦市は減免基準をつくり、そして2006年には20件、額にして24万2,100円、昨年度、2007年は15件で、減免金額は9万5,400円、本当にわずかなものであります。けれども、困っている人たちにとってはこれが救いになるわけです。そういう点で、一律に減免もしない、資格証は相変わらず発行するというのは、余りにも薄情な町政と言われても仕方がないと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（小倉明德君） 町長。

町長（田嶋隆威君） 減免措置につきましては、できるだけ周知徹底するよう広報等の中で

徹底をしてみたいと存じます。そのほかにつきましては、担当課のほうからひとつよろしく願いいたします。

議長（小倉明德君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（苅米與工門君） 再質問、大変長くて、ご質問の趣旨に沿えなければご容赦をいただきたいと思いますけれども、まず保険証の発行についての継続等々につきましては、先ほど町長のほうからご答弁がございましたように、当初は62世帯あったものが20世帯弱になっております。ですから、そういう観点からも、発行については、今のところやめることについては考えておりません。

（「発行する条件を整理するかどうか」の声あり）

健康福祉課長（苅米與工門君） 発行する条件ですか。これは介護保険の中で低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度、そういう制度が国のほうから通知が来ておりますけれども、それにつきましては、18年の4月1日に介護保険の場合はこれに係る要綱等をつくっております。

国保につきましては、こういうことも視野に入れまして、また検討していきたいと思えますけれども、ただ、やめることについてはまたこれから検討はしていきたいと思えます。

以上です。

（「さっき何か子供のやつ、3人、資格証を発行しないでよという」の声あり）

議長（小倉明德君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（苅米與工門君） 国保の本証ですね、これ中学卒業時まで拡大してはということでございますけれども、これは先ほどもご質問の中でございましたけれども、世帯は2世帯でございます、内訳は小学生が1名、中学生が2名でございます。ただ、この拡大につきましては、国民健康保険法の中でも、法令上の一般の被保険者と同等の取り扱いをするようにというふうになっております。これは町長のほうからご答弁があったと思えますけれども、この交付の拡大については今のところ考えておりません。

以上です。

議長（小倉明德君） 7番野中さん。

7番（野中眞弓君） 国民健康保険法とおっしゃいましたけれども、先ほど読み上げました児童福祉法には違反ですね。それから、憲法の13条、15条にも違反しているんじゃないでしょうか。憲法違反というのはゆゆしきことだと思いますけれども、どうでしょう。それでも

やらないんですか。

返事のないのはイエスだと思っていいんでしょうか。

議長（小倉明德君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（苅米與工門君） あくまでも国民健康保険の中での取り扱いというふうに考えておりますので、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、この国民健康保険法の中では同等の取り扱いとなっております。

以上で。

議長（小倉明德君） 7番野中さん。

7番（野中眞弓君） これは質問ではありません。

保険証がなければ、18日に審議をしたひとり親の医療費の援助も受けられないし、いろいろな点で子供にとっては不利益があると思います。そして、この国民健康保険は、国は法律をつくってありますけれども、実行の主体は町であります。何もかも国の言うとおりでいうんだったら、町は放棄してしまえばいい。自治体としての誇りを持って、住民を、子供たちを一人残らず健やかに育てる環境をつくっていただきたいということを、心から期待しております。

次は介護保険なんですが、介護保険は3年ごとに見直しということで、来年度、3度目の見直しが迫られております。国が大体こんなところを改定せよということを言ってきていると思いますので、その基本点、どういうものか。そして、国の言っている基本点を実施するとすると、どういう影響が町及び住民にあるのか伺いたいと思います。

2つ目の質問は、第2回目の改定のときに、介護適正化という名前でサービスが切り捨てられてきているということ、一般論として伺っております。大阪市なんかでは、通院の解除になったら、病院の中は介護保険じゃないから面倒見ちゃいけない、面倒見たら、介護料、報酬を取り上げるとかというひどいサービス切り下げを実施しているんですけども、本町では、前の改定でサービスの切り下げがあったのでしょうか。どんなものがあるのか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

そして、それらの切り下げたものを、来年度、9年改定計画で改善していくという考えがあるかどうか伺います。

そして、その中でも特に今、私たち町民全般は、公務員はそんなに影響ないかもしれませんが、経済状況が厳しく厳しくなっております。その中で介護保険も上げられると、本当に情けなくなっていくというか、先が見えなくなってくるわけです。ぜひ、介護保険は

引き上げないという考えがあるかどうか、それを伺いたいと思います。3点です。

簡潔によろしく願います。

議長（小倉明德君） 町長。

町長（田嶋隆威君） なかなか答弁内容とは簡潔にというわけにはいかない弁もありますので、ご容赦のほど願います。

介護保険についての1点目の、09年度改定に際し、国が示している改定の基本点、及びそれが町や住民に及ぼす影響についてどう考えるかについてのご質問でございますが、質問の09年度改定とは、平成21年度から23年度の3か年間の第4期、介護保険事業計画の策定に当たり、国が示しております改定点のことと思われませんが、今回の改訂では、介護報酬の見直しと療養病床の再編が大きなものとして示されております。

まず、介護報酬の見直しについてでございますが、平成15年度と平成18年度に介護報酬の見直しが行われ、介護報酬が引き下げられております。その結果、保険給付費や保険料の上昇を抑制できたものの、介護サービスの現場における労働条件の悪化によりまして、具体的には仕事が大変なのに比べて賃金が安いということではありますが、介護従事者の定着率が他の職種と比べて低く深刻な人手不足が続いておることから、今回の見直しでは、この人材確保の対策として介護報酬の見直しが行われる見込みであります。

この見直しが行われることによりまして、介護サービスの現場における労働条件が改善されることを見込まれ、その結果、介護従事者に対する処遇が改善をされ、介護従事者の定着率もよくなり、また介護サービスの向上も期待をされ、利用者としては質の高いサービスを継続的に利用できるようなものと思われまます。

次に、医療病床の再編でございますが、これにつきましては、現在の医療病床は医療療養病床と介護療養病床により編成をされておりますが、平成23年度末には介護療養病床をすべて廃止をして、介護老人保健施設へ転換するものであります。

これによりまして考えられる影響は、介護療養病床に入院をしておる患者は、平成23年度末には退院あるいは別の介護保険施設へ入所する等の対応を迫られることになり、患者やそのご家族は、早い時期から介護療養病床廃止後の対応を考えておくことの必要が出てまいります。

町といたしましても、早い時期から患者やご家族、病院等の連携ととりながら対応してまいりたいと考えております。

2つ目の、06年度の改定で、介護適正化の名のもとに本町で実施されたサービスの切り下

げの内容はどのようなものがあるか、またそれを09年度改定で改善する考えはあるかについての質問でございますが、2006年度の改定は介護予防に重点を置いた改正が行われ、介護認定区分が要支援、もしくは要介護1から5の6区分であったものが、要支援1及び2と、要介護1から5の7つの区分になり、要支援1及び2に認定された人には、介護予防に重点を置いたサービスが給付されることになったわけでありましたが、このサービスを受ける要支援1及び2の人の中には、改正前の認定区分では要介護1であったものが、改正後、要支援1、2に認定された人が含まれております。このため、この人たちについては、改正前に受けていたサービスと改正後に受けるサービスの内容や量に差が出てくる場合があります、利用者側から見ると、その差がサービスの低下として受け取られる場合がありますでしたが、新しい制度の中で適正に提供されたサービスでありますので、このことについて町として特に改善等をする予定はございません。

しかしながら、認定を決定する際に必要となる認定調書や、またその人に必要なサービスを提供するためのケアプラン作成に当たりましては、利用者の実情を適正に把握をし、その人に必要な認定とサービスが提供されるよう心がけてまいりたいと考えております。

また、訪問後において同居の家族等がいる場合の生活援助等についてはサービスの提供が制限をされるため、必要なサービスを受けられないといったケースが発生をし、厚生労働省もその取り扱いに関し通達を出すなどして対応しているところでありますが、本町におきましては、同居の家族等がいる場合の生活援助等について、2006年度の改定後に、同居の家族がいる場合は一律にサービスを打ち切ったり、打ち切るよう事業者への指導をしたケースはなく、実際に同居の家族がいる場合でも、その家族の状況を勘案し、引き続きサービスを提供しているケースがございます。

このように、制度上例外的な取り扱いが認められる部分で、保険者の判断でサービスの提供の有無を決定できる部分については、利用者個別の状況を把握をし、適切に対応してまいりたいと考えております。

3点目の、09年度改定で保険料を引き上げないという考えはあるのかという質問でございますが、介護保険料の財源は公費負担が50%、残り50%は保険料で賄われているところでありまして、その保険料の内訳は、65歳以上の第1号被保険者が19%、40歳から65歳未満の第2号被保険者が31%の割合で負担することとなっております。

ご質問のありました保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者が負担をする19%の部分についてであります。これは介護保険法第129条により政令で定める基準により算

定をすることとされておりまして、算定に当たり、市町村の介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込み量に基づいて算定をした保険給付に要する費用の予想額等を考慮し、おおむね3年間を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとされておりまして、今年度は介護保険事業計画の3年に一度の見直しの年に当たりました。現在、平成21年度から23年度の介護給付等対象サービスの見込み量の算定をしておるところであり、現時点では保険料の改定を行うかどうかにつきましては白紙の状態でございます。

ただし、平成17年度から19年度の保険給付費や認定者数の状況を見ますと、毎年上昇をしていること、また平成23年度には町内に介護保険老人保健施設の開設が2件ほど予定されていることなど、保険料改定の要素があることも事実であります。いずれにいたしましても、介護給付等対象サービスの見込み量の算定後、また介護給付費準備基金等を考慮し、慎重に保険料の算定を行う予定であります。

以上であります。

議長（小倉明德君） 7番野中さん。

7番（野中眞弓君） 06年度計画におけるサービス低下を実際は運用でカバーしている、それを聞いて安心しました。

あと、問題は来年度からの保険料の値上げされないようにということなのですが、それこそ一般会計、いろいろな点で節減をして、委託料などをじゃんじゃん削って、それを親への親孝行代として介護保険につぎ込むというような施策も考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。期待しております。

その次は、3つ目に行きます。

この通告を書くころ、火事というのは大体冬場のものだと思っていたのが、かなり大きな火事が何件か立て続けに起きて、死亡者も出ていました。その中で、子供3人だけが焼死したというニュースもありまして、ことしの6月から火災報知機を各戸設置することが義務づけられました。

これを機会に、今では本町では、高齢者に対しては生活支援事業でしょうか、その中で火災報知機の設置に対しての補助というのがありますが、特に小さい子供のいる母子家庭に対しても火災報知機の無料支給、設置をする考えがないか伺いたいと思います。

議長（小倉明德君） 町長。

町長（田嶋隆威君） 母子家庭への火災報知機の無料設置についてというご質問でございますけれども、住宅用火災報知機の設置につきましては、既にご承知のとおり、消防法の改正

や夷隅郡市広域市町村圏事務組合の条例によりまして、新築住宅につきましては平成18年6月1日から、既存住宅につきましては平成20年6月1日から義務づけをされたところであります。設置する場所は、寝室や台所となっております。

さて、母子家庭へ無料で設置したらどうかということでございますが、火災報知機の値段につきましては1個当たり5,000円程度からあり、1世帯当たり3個必要としても1万5,000円程度で購入ができ、取りつけも比較的簡単なものが多いです。また、母子家庭は現在約70世帯ありますが、児童扶養手当の支給や医療費等の助成、また保育料の優遇措置などを行っております。こういうようなことから、火災報知機につきましては一般家庭と同様に個人負担で設置をしていただき、町としては母子家庭の自立支援のため相談窓口となり、母子福祉の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（小倉明德君） 7番野中さん。

7番（野中眞弓君） 非常に冷たい答弁だと思います。

母子家庭の収入が、普通の両親そろっている家庭の収入のおおむね半分以下であるということは、もう周知の事実だと思いますが、その中で女手一つで子供を育て上げるというのは大変なことで、生きていくのに当面必要ではない、こういう火災報知機のようなものにはお金が回らないというのが実態だろうと思います。これは、お金が自由になる方の答弁ではないでしょうか。事故が起きてしまってからでは遅いと思います。

今、町長の答弁で、1個当たり、3つ設置して1万5,000円、母子家庭が70軒ある、母子家庭といってもいろいろありますから、いろんな条件をつければもっと狭くなると思いますけれども、これをこのまま仮にばらまきしたとしても100万5,000円で済むわけです。母子家庭といっても本当に大変な、低所得ということになるかもしれませんが、そういう方に限って、3つ全部じゃなくても、1つでも、一番危なそうなところに1つ設置するだけでも救えるかもしれません。高齢者への火災報知機の設置は各戸1つになっております。とりあえず設定をしていく、そのつもりはないでしょうか。初めからベストを求めても、本当はベストがいいに決まっていますけれども、できるところから、できる程度でもいいからやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（小倉明德君） 町長。

町長（田嶋隆威君） お気持ちは十分よくわかりますけれども、火災報知機の設置につきましては、現在70世帯の母子家庭ということであります。そういう点で、今後、検討材料とし

て母子家庭の方々、自立支援のための相談窓口にはなっておりますが、いろんな面で要望等を聞いて、今後、検討しまいたいと考えております。

以上であります。

7番（野中眞弓君） ありがとうございます。

最後になります。広域ごみ処理問題ですが、旧夷隅郡市で全体でごみの焼却処理場をつくるということで、各町が実行委員、検討委員を選出し、第一歩が踏み出されたという状況だと思いますが、まだ何も話し合いも、方針も持たれていないというふうに伺っていますけれども、原案が一応出てきたりすると、その方向で物事というのは走りがちになります。そこで、私は大多喜町がこの問題ではイニシアチブをとっていただきたい、そういう思いをお願いするものであります。

地球温暖化対策、低炭素化社会、そして経費の削減を目指して、今度つくろうとしている焼却場は溶融炉のような、溶融炉というのは小型溶鉱炉ですよね、そういう大きなものではなくて、ごみの減量化を図り、焼却炉を小規模、ランニングコストもイニシャルコストも経費が少ないもので済むような、そういう計画を誘導していただきたい。私は、大多喜町にこそその資格はあると思っております。

17年、18年、2年間にかけて、大多喜町はごみのリサイクル率が千葉県下2位でした。19年度についてはまだ評価が出ていないというお話でしたけれども、私は反対しましたけれども、きょう承認されました一般会計の中で、塵芥費のことについて触れなかったことを私は大変悔やんでおります。いろんな経費が上がったりする中で、18年度の大多喜町の塵芥費は昨年度1億2,170万でした。ことしは1億794万で、1,377万円減らしております。そして、リサイクルをしてアルミ缶などを売りました。それは幾らになっているかということ、18年度は618万7,000円、19年度は1,098万円、480万円ふえております。両方で1,857万9,000円のお金をあの焼却場は浮かせています。

ことしの暑い中でも、ダンプカーがうわーっとおろしてきた山のようなごみを、数日後行ってみるともうきれいなコンクリートになっている。あそこの職員の方が、暑さにも負けず本当に一生懸命に今働いていらっしゃいます。

住民が、燃えるごみに出さないで、リサイクルでやはり手間暇かけている、そういう相乗作用だと思いますが、こういうふうにごみの減量化を図っている、しかもこうやって実績を上げている大多喜町だからこそ、夷隅郡市にこのごみを減らそうよ、そして溶融炉じゃなくたって、小さいのでいいじゃないか。ごみを燃せば重油で燃すわけだから、温暖化に貢献し

ます。それから、溶融炉をつくれれば溶鉱炉ですから、1年半ごとにレンガを全部総取りかえをしなくてはいけない。これが大変なお金で、今いろんなところで溶融炉を、維持管理費も含めて問題が指摘されております。こういうものを夷隅郡市がやるとすれば、それじゃなくてもお金に困っているのに、ますますごみに食われて、私たち町民生活に使うお金がなくなってきました。

ですから、何としても、町内でもごみの減量化を進めるけれども、夷隅郡市のこの広域ごみ処理について、この大多喜町のやり方をどんどん普及して、リードをとっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（小倉明德君） 町長。

町長（田嶋隆威君） 広域ごみ処理問題についてということでご質問をいただきましたが、ご案内のように、近々、建設推進委員会が設置をされました。委員会が開催をされる予定ということになっております。

現在、夷隅郡市の可燃ごみの処理につきましては、勝浦市清掃センター、いすみクリーンセンター及び御宿町清掃センターの3施設により処理をしております。

イニシアチブをとれというお話でございましたけれども、現在、いすみクリーンセンターでお願いをしてやっている立場から、余り大きなことは言えないかと思えますけれども、それなりの意見は言わせていただきたいなと思っております。

通常、焼却施設の耐用年数が15年と言われている中で、比較的新しいいすみクリーンセンターでも、本年でこの耐用年数を超えることになっております。それぞれの施設が、ダイオキシン類規制対応のための改造を平成14年度に実施をしたわけでありまして、能力低下の施設もあり、今後、メンテナンスや修繕費に多くの維持管理費が必要とされております。

また、広域ごみ処理施設建設には約6年間の建設期間が必要となり、新たな施設が稼働するまでの間、現在の施設能力を維持するためには、今後、さらなる修繕を行うことが必要不可欠でありまして、これらの修繕に伴う多額の経費も発生するため、早期に建設、稼働が望まれております。

夷隅郡市内の可燃ごみ処理量につきましては、分別収集等の効果によりまして、近年、減少傾向にあります。現在稼働中の3施設、あるいは新たな施設の処理負担の軽減、また地球温暖化防止のためにも、今後、より一層ごみの減量化、分別収集の徹底、またリサイクル促進を図る必要があるかと思えます。

なお、広域ごみ処理施設につきましては、現在、建設予定地の見直しを行うとともに、過

日、夷隅郡市広域ごみ処理施設建設推進委員会設置要綱が設定をされました。構成市町の副市長、また副町長、またはそれにかわる職員4名及び議会議員各1名が選出をされまして、近々、建設推進委員会が開催をされる予定でございます。

いずれにいたしましても、委員会が立ち上がりましたので、この中でいろいろと議論・検討され、処理施設についても有料化とかその他いろいろありますが、今の時代に合った施設に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（小倉明德君） 7番野中さん。

あと6分程度です。

7番（野中眞弓君） わかりました。もう全部片づけてあります。

今の時代に合った処理施設というのは、どういうことでしょうか。

町長（田嶋隆威君） かつての広域のごみ処理施設は、日量100トン以上ということで、環境アセスが3年間あるというようなことでありましたけれども、現在の分別収集が広範囲にやはり展開をしている関係上、より小さな施設でできるのではないかとございませぬ。

以上です。

7番（野中眞弓君） そのことについては安心しました。

ダイオキシン対策で、高温で燃すということが言われていますが、ダイオキシンのもとになるものを入れなければ高温で燃す必要はありません。そうすれば炉も長くもちます。そういう意味でも、ごみの分別と減量化ということは大多喜町だけの問題じゃなくて、地域エゴになりますけれども、夷隅郡市全体の問題ですから、町長は、それこそさっき私が読みましたことしの塵芥費の、そういうのだってすごくインパクトの強い問題だと思うんです。どんどん大多喜町の町民の賢さと職員の有能さを宣伝もしながら進めていっていただきたい。

地球環境とごみ行政の健全化のために尽くしていただきたいと思います。それを要望して終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（小倉明德君） 以上で、一般質問を終わります。

#### 閉議及び閉会の宣告

議長（小倉明德君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第3回大多喜町議会定例会を閉会します。

散会します。ご苦労さまでした。

(午後 4時48分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成20年12月18日

議 長 小 倉 明 徳

署 名 議 員 小 高 芳 一

署 名 議 員 正 木 武